

Applying IFRS

IFRS サステナビリティ開示基準

IFRS S1 号

IFRS S2 号

の解説

2023 年 12 月



Building a better
working world

内容

概要	7
パート A - IFRS S1 号の解説	11
1 IFRS S1 号の解説	12
1.1 IFRS S1 号の目的	12
1.1.1 主要な利用者	12
1.1.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会の説明	13
1.1.2.A 広義の用語としてのサステナビリティ	13
1.1.2.B 価値の概念	13
1.1.2.C IFRS S1 号のサステナビリティの説明における価値の概念	14
1.1.2.D IFRS S1 号のサステナビリティの記述に基づく、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する要求事項	14
1.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別	15
1.2.1 識別プロセス	15
1.2.2 合理的で裏付け可能な情報の使用	16
1.2.2.A 合理的で裏付け可能な情報の概念	16
1.2.2.B IFRS S1 号「合理的で裏付け可能な情報」概念の適用	16
1.2.3 サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価	17
2 範囲	19
2.1 IFRS S1 号の適用範囲	19
2.2 パブリック・セクター又は営利目的以外の企業による適用	19
3 概念的基礎	20
3.1 サステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示	20
3.1.1 サステナビリティ関連財務情報の質的特性	21
3.2 重要性	26
3.2.1 重要性の定義	26
3.2.2 重要性がある情報の識別	27
3.2.2.A 主要な利用者の情報ニーズ	27
3.2.2.B 重要性の評価に適用された情報源	28
3.2.2.C 結果が不確実な将来起こりうる出来事	29
3.2.3 企業が開示する追加的な情報	29
3.2.3.A ISSB 基準の要求事項では十分でない場合に提供される追加的な情報	29
3.2.3.B 重要な情報を不明瞭にしないための要件	30
3.2.3.C 法律や規制との相互作用	31

3.2.4 重要性がある情報のその他の特徴	31
3.2.4.A 集約及び分解	31
3.2.4.B 商業上の機密情報	32
3.2.5 重要性がある情報の再評価	32
3.2.6 相互運用可能性に関する考慮事項	33
3.3 報告企業	33
3.3.1 報告企業の定義	33
3.3.2 報告の範囲	34
3.3.3 バリュー・チェーンの範囲の決定	35
3.4 つながりのある情報	35
3.4.1 情報が関連する項目間のつながり	36
3.4.2 一般目的財務報告書で提供される開示の間のつながり	36
3.4.2.A 企業のサステナビリティ関連財務開示内で提供される開示間のつながり	36
3.4.2.B サステナビリティ関連財務情報開示と、企業が公表するその他的一般目的財務報告書で提供される開示間のつながり	36
3.4.3 つながりの特徴	38
4 コア・コンテンツ	39
4.1 TCFD の概要	39
4.2 ガバナンス	40
4.2.1 監督の役割に関する情報	40
4.2.2 経営者の役割に関する情報	41
4.3 戦略	42
4.3.1 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示	43
4.3.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデル及びバリュー・チェーンに与える影響に関する開示	44
4.3.3 サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響に関する開示	44
4.3.4 サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される財務的影響に関する開示	45
4.3.4.A 現在の財務的影响に関する開示	46
4.3.4.B 予想される財務的影响に関する開示-次の年次報告期間	46
4.3.4.C 予想される財務的影响に関する開示-短期、中期、長期	46
4.3.4.D 現在の及び予想される財務的影响の測定	46
4.3.4.E 予想される財務的影响に関する開示の作成	47

4.3.4.F 現在の及び予想される財務的影響に関する定量的情報が要求されない場合の基準と開示	48
4.3.5 サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンスに関する開示	48
4.4 リスク管理	49
4.4.1 サステナビリティ関連リスクのプロセス	50
4.4.2 サステナビリティ関連の機会のプロセス	50
4.4.3 統合された開示	50
4.5 指標及び目標	51
4.5.1 I ^{ASSB} 基準で要求される指標	51
4.5.2 企業が開発した指標	51
4.5.3 目標	52
5 全般的な要求事項	53
5.1 ガイダンスの情報源	53
5.1.1 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際のガイダンスの情報源の利用	54
5.1.1.A サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために SASB 基準を参照する際の留意点	54
5.1.1.B サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために他のガイダンスを参照する場合の考慮事項	57
5.1.2 重要性があるサステナビリティ関連財務情報を識別する際のガイダンスの情報源	59
5.1.2.A サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するために SASB 基準を参照する際の考慮事項	59
5.1.2.B サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するために他のガイダンスの情報源を参照する際の考慮事項	63
5.1.3 ガイダンスの情報源に関する情報の開示	65
5.2 開示の記載場所	66
5.2.1 開示場所の柔軟性	66
5.2.2 相互参照により含まれる情報	67
5.3 報告のタイミング	67
5.3.1 サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の同時報告	67
5.3.2 サステナビリティ関連財務開示の報告期間	67
5.3.3 期中報告	68
5.4 比較情報	68
6 判断、不確実性及び誤謬	69

6.1 判断	69
6.2 測定の不確実性	69
6.2.1 見積金額の測定の不確実性	69
6.2.2 測定の不確実性に関する IFRS S1 号の要求事項	70
6.2.3 見積もられた指標の比較情報の修正	70
6.2.3.A 前期に開示された見積指標に関する新たな情報	70
6.2.3.B 再定義された指標、置き換えられた指標、及び新しい指標に対する比較情報の見直し	71
6.2.3. A 前期に開示された見積指標に関する新たな情報	70
6.2.3. B 再定義された指標、置き換えられた指標、及び新しい指標に対する比較情報の見直し	71
6.3 誤謬	72
7 準拠表明	72
8 発効日	73
9 IFRS S1 号の要件に対する経過的な救済措置	73
9.1 同時報告に関する経過的な救済措置	73
9.2 比較情報に関する経過措置	74
9.3 「気候ファースト」の経過的な救済措置	74
パート B - IFRS S2 号の解説	76
1 IFRS S2 号の解説	77
1.1 IFRS S2 号の目的と適用範囲	77
2 気候関連のリスク及び機会	78
3 気候関連のリスク及び機会の特定	80
4 コア・コンテンツ	81
4.1 概要	81
4.1.1 TCFD 提言との比較	81
4.2 ガバナンス	82
4.3 戦略	82
4.3.1 気候関連のリスク及び機会に関する開示	82
4.3.1.A 気候関連のリスクの分類	82
4.3.1.B 気候関連のリスク及び機会を識別するための産業別ガイダンスの活用	83
4.3.1.C 気候関連のリスク及び機会を識別するために、合理的で裏付け可能な情報を活用する	83
4.3.2 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略や意思決定に与える影響に関する開示	84
4.3.2.A 気候関連の移行計画	85
4.3.3 企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンスに関する開示	87
4.3.3.A レジリエンス評価	88
4.3.3.B シナリオ分析	89

4.3.3.C 気候関連シナリオ分析の作成に関する適用ガイダンス	90
4.4 リスク管理	95
4.5 指標と目標	95
4.5.1 産業横断的な指標	96
4.5.1.A GHG 排出量の開示	97
4.5.1.B 気候関連のリスクの影響を受けやすい、あるいは気候関連の機会と整合した資産や事業活動	99
4.5.1.C 投下資本	100
4.5.1.D 内部炭素価格	100
4.5.1.E 役員報酬	100
4.5.1.F 作成ガイダンス	101
4.5.2 産業別指標	101
4.5.3 気候関連の目標	102
4.5.3.A 気候関連目標に関する開示	102
4.5.3.B 目標の設定、レビュー、進捗状況のモニタリングアプローチ	103
4.5.3.C 目標に対するパフォーマンスの報告	103
4.5.3.D GHG 排出目標	103
5 温室効果ガス排出	106
5.1 温室効果ガス排出の測定	106
5.2 GHG プロトコルの概要	106
5.2.1 GHG 排出量の算定、測定、報告	107
5.2.2 組織境界	107
5.2.2.A 出資比率基準	108
5.2.2.B 支配力基準	108
5.2.3 「スコープ 2」 GHG 排出量の算定方法	109
5.2.3.A ロケーション基準	109
5.2.3.B マーケット基準	110
5.3 GHG 排出のカテゴリー	110
5.3.1 測定アプローチ、インプット及び仮定	111
5.3.1.A GHG プロトコルに従った測定アプローチ	111
5.3.1.B その他の方法と測定アプローチ	111
5.3.1.C 排出係数	111
5.3.2 温室効果ガスの CO ₂ 換算への集計	112
5.3.3 企業の報告期間と異なる報告期間の情報の使用	112
5.4 スコープ 1 GHG 排出量	112

5.5 スコープ 2 GHG 排出量	113
5.6 スコープ 3 GHG 排出量	113
5.6.1 スコープ 3 の測定フレームワーク	113
5.6.1.A 直接測定に基づくデータ	114
5.6.1.B 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ	115
5.6.1.C バリュー・チェーンの活動及びその GHG 排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ	115
5.6.1.D 検証されたデータ	116
5.6.1.E スコープ 3 の GHG 排出量へのインプットの開示	116
5.7 ファイナンスに係る排出(ファイナンスド・エミッション)	116
5.7.1 資産運用(アセットメントマネジメント)	117
5.7.2 商業銀行	118
5.7.3 保険	119
6 発効日	120
7 IFRS S2 号に対する経過的な救済措置	120

概要

現在の状況

サステナビリティ報告は、近年、さまざまなステークホルダーからの関心が高まっている。サステナビリティ報告、財務報告、そして保証を含む主要な構成要素を備えた、企業報告への包括的なアプローチに対する需要が浮上している。投資コミュニティからの情報に対する需要と、社会における企業の役割に対するより広範な世の中の期待の両方に応えるため、数多くのサステナビリティ報告のフレームワーク、方法論、及び指標が開発されている。

現在、さまざまなサステナビリティ関連の報告フレームワーク、基準、指標が存在している。非財務情報やサステナビリティ関連事項に焦点を当てたものもあれば、気候関連の開示に特化して焦点を当てたものもある。これらのフレームワーク、基準、指標の対象者は、投資家や社会全体などさまざまである。情報は重複する部分もあるが、テーマや対象者の違いにより、サステナビリティが企業に与える影響、または企業が外部環境に与える影響、またはその両方に重点を置くといった形で、重要性へのアプローチも異なる。目的とアプローチの多様性は、サステナビリティ報告における比較可能性を高め、複雑さを軽減するためのグローバルなフレームワークが緊急に必要であることを示した。

背景

IFRS 財団は、利害関係者から、首尾一貫した包括的な企業報告システムとサステナビリティ関連報告に関する収斂した、グローバルなフレームワークの開発に向けた作業に関与するよう奨励された。従って、IFRS 財団評議員会は、コンサルテーションプロセスを通じて、グローバルレベルでのサステナビリティ報告の需要を評価し、グローバルなサステナビリティ基準開発における IFRS 財団の役割を探った。¹

IFRS 財団が複数の利害関係者との協議から受けた、サステナビリティ基準の設定における役割を果たす必要性と定款の変更に関するフィードバックは、サステナビリティ報告のグローバルな一貫性と比較可能性を向上させる需要が高まっており、緊急に行動を起こす必要がある、という明確なメッセージを与えた。

IFRS 財団は、長年グローバルな会計基準の設定に責任を負ってきたが、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の設立に向けた審議と計画に着手した。2021 年 4 月、IFRS 財団評議員会は、サステナビリティ開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供するための基準の開発を求めるグローバル資本市場からの要請に応えて、ISSB の設立と運営に対応するために IFRS 財団の定款を改正する提案を公表した。ISSB の設立は、2021 年 11 月 3 日、COP26 気候変動会議の Finance Day の期間中に IFRS 財団評議員会によって発表された。

IFRS 財団は、新しい審議会の基礎を築くために、ISSB の設立に先立ち、IFRS 財団のガバナンスの下で、グローバルなサステナビリティ報告基準のコンバージェンスを加速し、ISSB の技術的準備を行うことを目的として、技術的準備ワーキンググループ(TRWG)を設立した。TRWG は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、価値報告財団(VRF)、気候情報開示基準委員会(CDSB)²、世界経済フォーラム(WEF)と国際会計基準審議会(IASB)の代表者によって構成され、証券監督者国際機構(IOSCO)及び証券規制当局の技術専門家グループの支援を受けた。サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件事項と気候関連の開示の TRWG の作業の結果、2021 年 11 月に IFRS 財団のウェブサイトで公表された、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件事項のプロトタイプ」及び「気候関連開示プロトタイプ」と題するプロトタイ

¹ [サステナビリティ報告に関するコンサルテーションペーパー](#)

² VRF(統合報告フレームワークと SASB スタンダードを収容)と CDSB は、現在 ISSB に統合されている。2023 年 12 月 - Applying IFRS IFRS S1 号 IFRS S2 号の解説

プロトタイプ基準は、IFRS 財団や TRWG メンバーの正式なデュー・プロセスの対象ではなかった。

一般目的財務報告書の利用者からの、より一貫性があり、完全で、比較可能で、検証可能なサステナビリティ関連財務情報を求める声は、2022 年 3 月に ISSB が、最初の 2 つの公開草案、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件」及び IFRS S2 号「気候関連開示」をパブリックコメント（2022 年 7 月に終了）のために公表することへと導いた。公開草案は、TRWG のプロトタイプ基準、及び基準設定主体及びフレームワーク提供者の作業に基づいて作成され、広範なパブリックコンサルテーションと再審議の対象となってきた。公開草案は、マーケットの大きな関心を誇り、ISSB は、各公開草案に対するフィードバックとして、さまざまな利害関係者団体や地域を代表する、700 通以上のコメントレターと調査回答を受け取った。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公表

2 つの公開草案について受領したフィードバックに関する 1 年間の審議を経て、ISSB は、2023 年 6 月 26 日、最初の 2 つの IFRS サステナビリティ開示基準（「ISSB 基準」）を公表した。この基準は、一般目的財務報告書の利用者が、短期、中期及び長期にわたってサステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業のエクスパートと管理を評価し、企業へのリソースの提供に関する意思決定に情報提供できるようにすることを目的としている。さらに、サステナビリティ関連財務情報は、企業の一般目的財務報告書の情報を補足し、補完する。IFRS 財団のガバナンスの下、ISSB は、国際会計基準審議会(IASB)と緊密に連携し、IFRS 会計基準と ISSB 基準の間のつながりと互換性を確保している。

IFRS S1 号と IFRS S2 号は、その本文だけでなく、それぞれ 5 つと 3 つの付録からも構成されている。付録は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号と一体的なパートであり、それらの本文と同じ権限を有する。IFRS S1 号と IFRS S2 号には、「例示的ガイダンス、説明及び結論の根拠(BC)」が付随されているが、これらは IFRS S1 号及び IFRS S2 号の一部ではなく、解釈上のガイダンスを提供することを意図したものでもない。さらに、IFRS S2 号には、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」が付随しているが、これは追加の要求事項を作成することを意図したものではない。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の「例示的ガイダンス及び設例」、ならびに「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」は、これらの基準に付随し、それらの側面を図示し、「結論の根拠」は、これらの基準の開発する際の ISSB の考慮事項を要約したものである。

相互運用可能性

ISSB 基準は、単独で使用することも、より広範な利害関係者やその他の公共政策のニーズを充たすための法域の要求事項に統合して使用することもできる。世界各地出身の 14 名の理事からなる ISSB は、独自のサステナビリティ報告要求事項を開発する法域との正式な関与に取り組んでいる。他の法域との相互運用可能性については、これまでに次のようないくつものイニシアチブが取られている。

- IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する重要な戦略事項及びサステナビリティ報告に関する法域の取組みを議論するための法域作業部会(JWG)の組成
- ISSB の基準設定作業に情報を提供するために 技術的インプットと専門知識を提供する法域及び地域機関が代表する、ISSB の正式な技術諮問機関としての、サステナビリティ基準アドバイザリーフォーラム(SSAF)の設立
- グローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI スタンダード)との連携
- 相互運用性を促進するための欧州委員会及び欧州財務報告諮問グループ(EF RAG)との緊密な連携
- さまざま法域に ISSB 基準を採用する方法に関する法域向けガイダンスの開発

ISSB 基準と他の法域の要求事項との相互運用可能性を達成するための ISSB の継続的な活動に加え、IFRS S1 号には、この目標をサポートするための要件がすでに含まれている。たとえば、ISSB 基準に準拠したサステナビリティ関連財務情報は次の通りである。

- ▶ 主要な利用者、つまり、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者の情報ニーズを満たすことを目的としている。
- ▶ IFRS 会計基準の適用に用いられているのと整合した重要性評価に基づいている。
- ▶ 特定の法域の要求事項のような、その他の要求事項を満たすために開示された情報が提示されるが、そのような追加情報によって不明瞭であってはならない
- ▶ ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する TCFD 提言と連携。
- ▶ 企業または産業固有に決定されることから、短期、中期、長期の時間軸については定義されることなく要求。

ISSB 基準における IFRS S1 号の役割

IFRS S1 号は、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示に関する全般的な要求事項を定めており、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。企業の見通しへの影響は、短期、中期、または長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストへの影響を指す。

IFRS S1 号が要求する情報は、企業運営の一般的な側面、特に、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関するガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する。 IFRS S1 号では、これら 4 つの側面を「コア・コンテンツ」と呼んでおり、それぞれの情報が、企業がどのようにサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリング、管理しているかに関する利用者の理解にとって不可欠であることを意味している。このコア・コンテンツへのフォーカスは、広く受け入れられている TCFD 提言に基づいています。 IFRS S1 号は、また、これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示や比較情報の提供に関する要求事項など、いくつかの一般的な主題も扱う。

ISSB 基準への準拠を表明するに当たっては、他のすべての ISSB 基準と組み合わせて IFRS S1 号を適用する必要がある。他の ISSB 基準は、それらが扱うサステナビリティ関連のトピックに関する具体的な要求事項を設定することを目的としている。 IFRS S1 号の目的は、最初のトピックベースの基準であり、気候に固有の開示要求事項をカバーしている IFRS S2 号に加えて、将来的に ISSB によって開発される予定すべてのトピックベースの ISSB 基準の適用の基礎を確立することである。サステナビリティ関連の財務開示の文脈において、この目的は、いくつかの点で、IFRS の会計基準に準拠して作成される一般目的財務諸表に適用される IASB の概念フレームワーク、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」と類似している。

IFRS S1 号と IFRS S2 号の関係

IFRS S2 号は、ISSB が公表した最初のトピックベースの基準であり、IFRS S1 号と併せて適用される。ISSB 基準は、開発の第一段階であり、ISSB の唯一のトピックベースの基準としての IFRS S2 号が含まれているが、IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会について、重要性があるサステナビリティ関連財務情報を開示することを企業に要求している。この要求事項は、気候以外のサステナビリティ関連のトピックを効果的にカバーしている(企業が IFRS S1 号と IFRS S2 号を適用した初年度に気候関連の開示のみを提供することを認める「気候ファースト」の経過的な救済措置の対象となる)。IFRS S1 号は、企業が関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会や

それらに関する重要性がある情報を識別するのに役立つその他のガイダンスの情報源のリストも提供しており、他の基準設定団体の公表物への言及も含まれる。

本書は、「パート A – IFRS S1 号の解説」で IFRS S1 の要求事項を扱い、「パート B – IFRS S2 号の解説」で IFRS S2 の要求事項を扱っている。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の発効日

IFRS S1 号と IFRS S2 号は、いずれも 2024 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から適用される。ただし、ISSB 基準の強制適用は、各法域の承認または規制プロセスに従い、IFRS 会計基準の適用とはリンクしていない。従って、財務報告目的で IFRS 会計基準を適用する企業は、ISSB 基準の適用は要求されず、その逆も同様である。

重要ポイント

- ▶ IFRS 財団評議員会は、2021 年 11 月に ISSB を設立した。
- ▶ 2023 年 6 月、ISSB は、IFRS S1 号と IFRS S2 号という最初の 2 つの基準を公表した。
- ▶ ISSB 基準は、単独で使用することも、法域の要求事項に統合して使用することもできる。
- ▶ ISSB 基準の適用にあたっては、特定のサステナビリティ関連のトピック(例: 気候関連事項に関する IFRS S2)についての要求事項を提供する他の ISSB 基準と併用して IFRS S1 号を適用する必要がある。
- ▶ IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、2024 年 1 月 1 日以降に開始される年次報告期間から適用されるが、ISSB 基準の強制適用は、各法域の承認、または規制プロセスに従う。
- ▶ IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用は、IFRS 会計基準の適用とはリンクされていない。従って、財務報告の目的のための IFRS 会計基準を適用している企業が合わせて ISSB 基準の適用が求められることはない。
- ▶ 本書は、IFRS S1 号(パート A)と IFRS S2 号(パート B) の要求事項を扱う。

パート A - IFRS S1 号の解説

1 IFRS S1 号の解説

1.1 IFRS S1 号の目的

IFRS S1 号は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会について提供する必要がある情報の内容と表示に関する全般的な要求事項を定めている。³[IFRS S1.4] このような情報を提供する目的は、一般目的財務報告書を作成する企業へのリソースの提供に関する意思決定プロセスにおいて、一般目的財務報告書の利用者を支援するためである。³[IFRS S1.1] つまり、この情報によって、利用者がその企業にリソースを提供する際の意思決定に情報をもたらすように、企業がこれらのリスク及び機会をどのように管理しているかを評価できるようにするだけでなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する短期、中期、長期にわたる企業のエクスポージャーを評価できるようにすることを目的としている。

一般目的財務報告書は、利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供する報告書で、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これらに限定されない、と IFRS S1 号で定義されている。³[IFRS S1 Appendix.A] 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、サステナビリティ関連財務開示と呼ばれる開示に組み込まれており、一般目的財務報告書の特定の一形式を構成し、企業の財務諸表で提供される情報を補足及び補完する。

IFRS S1 号の目的をさらに明確にするために、次のセクションで詳細を説明する、基準に組み込まれている構成要素がある。

- ▶ IFRS S1 号は、誰を一般目的財務諸表の利用者と見なすか(1.1.1 章を参照)
- ▶ IFRS S1 号は、ISSB 基準で取り上げられるサステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように記述しているか(1.1.2 章を参照)

ISSB 基準は、より広範な利害関係者のグループではなく、企業へのリソースの提供に関する意思決定を下す主要な利用者の情報ニーズに焦点を当てている。

1.1.1 主要な利用者

IFRS S1 号は、一般目的財務報告書の主要な利用者(「主要な利用者」)を「現在の及び潜在的な投資家、融資者、その他の債権者」と定義している。³[IFRS S1 Appendix] この定義は、概念フレームワークのパラグラフ 1.7「一般目的財務報告書は、報告企業の価値を示すようにには設計されていないが、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が報告企業の価値を見積るのに役立つ情報を提供する。」に記載されている事項に基づいて構築されている。この定義によると、ISSB 基準は、より広範な利害関係者のグループではなく、企業にリソースを提供する意思決定をする際の主要な利用者の情報ニーズに焦点を当てている。IFRS S1 号結論の根拠では、「IFRS サステナビリティ開示基準に従い行われる開示は、概念上も実務上も、人々、環境及び経済に対する企業の重大なインパクトに関する報告を補完するものである、しかし、これを置き換えるものではない。」と述べられている。これは、ISSB 基準に従って提供されるサステナビリティ関連財務情報と、持続可能な開発への企業の貢献に焦点を当てた、他のサステナビリティ関連のフレームワークで採用されているより幅広いマルチ・ステークホルダー向けの報告とを明確に区別している。³[IFRS S1 BC49] 他のサステナビリティ・フレームワークで採用されている視点の詳細については、以下の 3.2.6 章を参照。

主要な利用者の情報ニーズに焦点を当てることは、市場で広く受け入れられているが、主要な利用者にとって有用である情報を識別し評価することは、必ずしも容易ではない。主要な利用者は、一般目的財務報告書を作成する企業にリソースを提供する領域と時期、及び提供するリソースの種類を意思決定するために、十分で関連性がある情報を必要とする。また、主要な利用者は、目的やリスク・エクスポージャーの種類が異なる可能性のある多様なグループであり、サステナビリティに関する

³ 一般目的財務報告書の利用者、主要な利用者、または利用者という用語は、IFRS のサステナビリティ開示基準において、同一の母集団を表すために使用されている。³[IFRS S1 Appendix.A]

関心の範囲はかなり広く、ビジネスモデルや事業活動のみならず、産業や場所によつても異なる。主要な利用者にとって有用な情報の識別の詳細については、以下の3.2.2章を参照。

1.1.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会の説明

1.1.2.A 広義の用語としてのサステナビリティ

サステナビリティという用語は広義の用語であり、環境、社会、ガバナンスの問題に広く適用され、幅広い概念を包含している。サステナビリティは、1987年に国連によつて「将来の世代が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在のニーズを満たす開発」と定義される「持続可能な開発」としばしば結び付けられる。⁴ IFRS S1号は、企業のガバナンス、戦略、リスク管理、指標、及びそれらのリスク及び機会に関する目標に関連したサステナビリティ関連財務情報の開示の要求に焦点を当てている。従つて、サステナビリティ関連のリスク及び機会と、サステナビリティ及び持続可能な開発についての確立された概念との関係は、IFRS S1号及びISSB基準の全体としての範囲を理解するための基本となる。[IFRS S1 BC42, IFRS S1 BC43]

1.1.2.B 価値の概念

ISSBは、他のフレームワークや基準設定主体から入手可能な既存の資料を活用するというコミットメントに沿つて、統合報告フレームワーク⁵の概念に基づいてサステナビリティ関連のリスク及び機会の説明を行つた。統合報告フレームワークの基本概念の1つは、企業が時間の経過とともに企業自身のための価値を生み出し、維持し又は毀損する能力(結果として、企業の投資者、融資者及びその他の債権者に対するリターンを生み出す能力)は、企業が他者のために生み出し、維持し又は毀損する価値と密接に関係していることである。[IFRS S1 BC46] 特に、統合報告フレームワークには、次の重要なポイントが含まれている;

統合報告フレームワークからの抜粋

- 2.2 統合報告書は、時間の経過とともに組織がどのように、価値を生み出し、維持し又は毀損しているかを説明している。価値は、組織だけでもしくは組織内だけで生み出され、維持され又は毀損されない。すなわち価値は、
- 外部環境による影響を受ける
 - ステークホルダーとの関係を通じて生まれる
 - さまざまなリソースに依存している
- ...
- 2.6 組織が自らのために価値を生み出す能力は、他者のために生み出す価値と結び付いている。

この考え方方は、IASBの「経営者による説明」⁶に関する公開草案とも概ね整合的である。[IFRS S1 BC47]

価値のより広い概念は、主要な利用者が、企業がそれ自体のために生み出す価値だけに关心を示しているのではなく、その価値が最終的に、例えば、企業によって生み出されるキャッシュ・フロー、資本コスト、または資金調達の可能性に影響を与える可能性があるため、企業が他者のために作成する価値にも興味を持っている。また、価値の概念は、時間軸が長くなるほどいかに重要であるかを明確にする。これは、価値の源泉が短期的には企業の財務業績に影響を与えないかもしれない

⁴ サステナビリティ | 国際連合

⁵ 統合報告フレームワーク | 統合レポートィング

⁶ 公開草案「経営者による説明」(ifrs.org)

が、時の経過とともに、主要な利用者によって評価されることで業績、そして最終的に企業の価値に影響を与える可能性があるためである。

1.1.2.C IFRS S1号のサステナビリティの説明における価値の概念

IFRS S1号は、企業が価値を生み出し、維持し、または毀損する能力が、企業が活動する相互依存システム内の相互作用の影響をどのように受けるかを説明している。特に、企業は、そのバリュー・チェーンを通じて直接的または間接的に、ステークホルダー、社会、経済、自然環境と相互作用する。このような相互作用は、企業の戦略上の目的を追求する当該企業のビジネス・モデルの運用における企業自身の行動及び企業が事業を営む外部環境から受ける影響から生じる。

IFRS S1号の文脈では、これらの相互作用は、相互依存のシステム内で生じるものであり、二重の意味を持っている。つまり、企業は、a) 企業がキャッシュ・フローを生み出すためにバリュー・チェーンを通じてのリソース及び関係に依存し、かつ、b) 企業の活動及びアウトプット(それらのリソース及び関係の維持、再生及び発展又は劣化及び減耗に寄与する。)を通じてそれらのリソース及び関係に影響を与える。

[IFRS S1.2, IFRS S1.B2]

IFRS S1号は、企業が他者のために生み出し、維持し、または毀損する価値と、企業が成功し、その目標を達成する企業自身の能力との間の密接な関係についての以下の例を提供している。[IFRS S1.B3]

IFRS S1号からの抜粋

- B3 例えば、企業のビジネス・モデルが(水のような)天然資源に依存している場合、企業は当該資源の品質、利用可能性及び入手可能性に影響を与えると同時に影響を受ける可能性がある。具体的には、その資源の劣化又は減耗(企業自身の活動及びその他の要因から生じるものも含む。)は、企業の事業に混乱をもたらすリスクを生み出し、企業のビジネス・モデル又は戦略に影響を与える可能性があり、また、究極的には企業の財務業績及び財政状態に不利な影響を与える可能性がある。対照的に、その資源の再生及び維持(企業自身の活動及びその他の要因から生じるものも含む。)は、企業に有利な影響を与える可能性がある。同様に、企業が、競争が激しい市場で事業を営んでおり、その戦略上の目的を達成するために高度に専門的な労働力を必要とする場合、企業の将来の成功は、その資源を引きつけて維持する企業の能力に依存する可能性が高い。同時に、その能力は、企業が従業員の研修及び福利に投資しているかどうかなどの企業の雇用慣行並びに従業員の満足度、対話及び定着率のレベルに部分的に依存する。これらの例は、企業が他者のために生み出し、維持し、又は毀損する価値と、企業が成功し目標を達成する企業自身の能力との間の密接な関係を示している。

1.1.2.D IFRS S1号のサステナビリティの記述に基づく、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する要求事項

IFRS S1号は、上記 1.1.2.C 章に記載の相互作用から生じるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供することを企業に要求している。つまり、企業が依存し、その活動とアウトプットによって影響を及ぼすリソースと関係への影響と依存関係は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある。

ただし、企業が情報を提供することが期待されるサステナビリティ関連のリスク及び機会は、「短期、中期、又は長期にわたって企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、または資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる」ものに限定されている。IFRS S1号の目的のため、これらのサステナビリティ関連のリスク及び機会は、「企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビ

企業が情報を提供することが期待されるサステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるものに限定される。

リティ関連のリスク及び機会」とされている。^[IFRS S1.3] IFRS S1号におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会の根底にある概念の説明の強化は、企業がリスク及び機会を識別する際の一助となることを意図している。

弊社のコメント

IFRS S1号は、サステナビリティの定義というよりは、むしろ、サステナビリティ関連のリスク及び機会の根底にある概念の説明を提供する。

サステナビリティ関連財務開示がカバーするトピックの進化する性質を反映するために、この大まかな説明では、正確な境界を設定しない。企業によるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別は、時間が経つにつれて変化し、識別の再評価が必要になる可能性がある。(以下の1.2.3章における、サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価に関する議論を参照)。

1.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

1.2.1 識別プロセス

IFRS S1号の目的を達成するためには、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、識別されたリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別して開示するための重要性評価を行う必要がある。サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための重要性(materiality)は、リスクや機会の属性ではなく、これは、そのリスク及び(または)機会に関する情報の属性である。この区別は、IASBの概念フレームワーク⁷と類似している。また、IASBの「経営者による説明」に関する公開草案では、企業に主要事項に焦点を当て、それらの主要事項に関する重要性がある情報を提供する要求事項が提案されている。

IFRS S1号は、a)企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別すること、及び b)それらのリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別することの2つのステップを順次実行することを明示的には要求していない。実務上、これら2つのステップで行われる評価が繰り返し行われる可能性が高い。

企業は、サステナビリティ関連の財務情報開示を作成するために行った、開示に最も重大な影響を与える判断に関する情報を開示する必要がある。企業が報告する情報に重大な影響を与える可能性のある判断が行われることが予想される例としては、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する場合が挙げられる(以下の6.1章の判断に関する詳細な説明を参照)。^[IFRS S1.74]

さらに、IFRS S1号は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会(さまざまなサステナビリティ関連の諸問題に及ぶものや産業に固有のリスク及び機会を含む)を識別するのを支援するために、「情報源」のセクションで追加のガイダンスを提供する。詳細については、以下の5.1.1章を参照のこと。

⁷ IASBの概念フレームワークのパラグラフ2.21で「基本的な質的特性を適用するための最も効率的かつ効果的なプロセスは、通常は次のようなものとなる。最初に、報告企業の財務情報の利用者にとって関連する情報が有用となる可能性のある経済現象を識別する。第2に、その現象に関する情報のうち最も目的適合性が高いであろう種類の情報を識別する。第3に、その情報が利用可能かどうか、及び、当該経済現象の忠実な表現を提供できるかどうかを判断する。」と述べられている。

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際は、報告日時点で企業が入手できる裏付け可能で合理的な情報のみを使用する必要がある。企業は、過大なコストや労力を必要とする情報のために、網羅的な探索を行うべきではない。

1.2.2 合理的で裏付け可能な情報の使用

1.2.2.A 合理的で裏付け可能な情報の概念

多くの利害関係者は、IFRS S1 号の公開草案の協議プロセスにおいて、ISSB 基準の要求事項を適用するための世界中の企業の能力及び準備状況がさまざまであるとの懸念を ISSB と共有した。ISSB 基準で要求される開示を作成するために必要なシステムとプロセスへの投資と運用にかかるコストは、一部の企業にとって比較的高くなる可能性がある。また、一部の市場、産業、バリュー・チェーンの一部では、高品質の外部データの利用可能性が制限される可能性があり、一部の企業は、開示の作成に必要なスキルまたは専門知識へのアクセスに苦労する可能性がある。
[IFRS S1.BC8] 例えば、IFRS S1 号では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別を支援するためのガイドが提供されているにもかかわらず(上記 1.2.1 章を参照)、企業はそのような評価を行い、バリュー・チェーン内でどこまで踏み込むべきかを理解することが依然として困難であると感じる可能性がある。

これらの懸念から、ISSB は、開示の負担を軽減し、適用プロセスにおいて企業を支援するために、ISSB 基準の適用におけるプロポーショナリティについて決定を下した。これらの決定の 1 つとして、IFRS S1 号による、「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報」概念の導入がある。この概念は、サステナビリティ関連の財務情報開示に限ったことではない。IFRS 会計基準で、この概念も参照して認識・測定される金額があるが、幅広い原則というよりは、その用途が、高レベルの測定の不確実性を伴う要求事項を適用する際の企業の指針とする特定の状況下に限定されている。
[IFRS S1 BC9, IFRS S1 BC10, IFRS S1 BC11]

同様に、この概念は、判断が関係する IFRS S1 号の特定の要求事項にのみ適用される。ISSB は、この概念の使用は、考慮すべき情報の種類及びそのような情報を入手するために要する労力についてのパラメータを確立するため、企業が高度な判断または不確実性を伴う要求事項を適用する場合に有益であると考えている。
[IFRS S1 BC15]

1.2.2.B IFRS S1 号「合理的で裏付け可能な情報」概念の適用

IFRS S1 号では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別プロセス、及び、それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して企業のバリュー・チェーンの範囲(その幅広さと構成を含む)を決定する際に、この概念を適用することを要求している。
[IFRS S1.B6, IFRS S1.B7] バリュー・チェーンの範囲の決定に関する詳細な説明については、以下の 3.3.3 章を参照。ISSB の意図は、企業が報告するサステナビリティ関連のリスク及び(または)機会を過大または過小に記載される状況を回避するためである。
[IFRS S1.BC51] また、IFRS S1 号 は、サステナビリティ関連のリスクまたは機会の予想される財務的影響に関する開示の作成に関して、この概念を使用することも要求している(以下の 4.3.4 章の説明を参照のこと)。

IFRS S1 号は、以下のように何が合理的かつ裏付け可能な情報として適格であるかを決定している。
[IFRS S1.B8, IFRS S1.B9, IFRS S1.B10]

IFRS S1 号からの抜粋

合理的で裏付け可能な情報

- B8 サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり企業が用いる合理的で裏付け可能な情報は、外部環境の一般的な状況だけでなく、当該企業に固有の要因も対象としなければならない。企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する場合など、場合によっては、合理的で裏付け可能な情報には、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想に関する情

	報が含まれる。他の「IFRS サステナビリティ開示基準」は、具体的な場合において何が合理的で裏付け可能な情報であるかを特定する場合がある。
B9	企業は、内部的なものも外部的なものもある、さまざまなデータ・ソースを用いる場合がある。考えられるデータ・ソースには、企業のリスク管理プロセス、産業及び同業者グループの経験並びに外部の格付け、レポート及び統計情報が含まれる。企業が財務諸表の作成、ビジネス・モデルの運用、戦略の策定並びに企業のリスク及び機会の管理に用いる情報は、過大なコストや労力をかけずに利用可能であるとみなされる。
B10	企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、情報の網羅的な探索を行う必要はない。何が過大なコストや労力を構成するかの評価は企業の固有の状況によって異なり、企業のコスト及び労力並びに結果として得られる情報の主要な利用者にとっての便益をバランスよく考慮することが要求される。状況の変化に応じて、その評価は時間の経過とともに変わることがある。

この概念自体は、追加的な開示要求を導入するものではなく、また、企業が開示を提供することを免除することを意図したものでもない。むしろこれは、関連性があり適切な情報が必要であることを強調することを意図している。また、ISSB 基準の要求事項を適用することが困難であり、この概念が無ければ、完全に ISSB 基準に準拠できないこととなる企業を支援することを目的としている。企業は、裏付け可能で合理的な情報のみを提供する必要があり、「過大なコストや労力」となるような網羅的な探索を行うことなく、報告日時点での利用可能なすべての情報を使用する必要がある。これは、企業の状況(例えば、特定の情報の入手のコストがより多くのリソースを有する他の企業にとってよりも、当該企業にとって比例的に高い場合、企業は、情報について網羅性のより低い探索を行うことが認められる。)に基づいて決定される。これらの情報は企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるリスクまたは機会に関連していることから、努力が必要ないという意味ではない。[IFRS S1 B C16, IFRS S1 BC17]

弊社のコメント

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するに当たり、企業は、過大なコストや労力をかけずに合理的で裏付け可能な情報を探索する際の企業固有の状況を考慮する必要がある。しかしながら、そのような情報の探索に過大なコストや労力がかかるることは頻繁には生じないだろうと我々は考えている。企業は、網羅的な情報の探索を行うことは要求されていないが、企業がこの識別プロセスで費やす努力は、上記の 1.2.1 章で言及されている、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために設定されたプロセスに見合ったものである必要がある。

1.2.3 サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価

企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会は、それらが企業に及ぼす影響と期待とともに、時間の経過に加え、企業が活動する相互依存システムに関連して変化する。

ISSB は当初、各報告日において、バリュー・チェーン全体にわたるサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することを企業に要求することを検討していた。しかし、ISSB は、主要な利用者は、通常、重大な事象又は状況に重大な変化が発生した場合にのみ再評価から利益を得ることになり、報告日ごとに再評価を行う必要ないと判断した。しかし、企業は、バリュー・チェーン全体にわたるサステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲を、より頻繁に(例えば、毎年)再評価すること

を選択することができる。[IFRS S1.B12, IFRS S1.BC45, IFRS S1.BC59, IFRS S1.BC60, IFRS S1.BC61, IFRS S1.B62]

IFRS S1号によると、「重大な事象又は状況の重大な変化は、企業がその事象もしくは状況の変化に関与していないなくても発生することがあり、又は企業が一般目的財務報告書の利用者にとって重要であると評価する内容の変化の結果として発生することがある。」[IFRS S1.B11] 一般的に、ある事象又は状況の変化が重大であり、従って、企業のバリュー・チェーン全体を通じて影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価が必要とされるかどうかを評価することは、判断の問題である。[IFRS S1.75(d)] 判断に関するさらなる議論については、以下の6.1章を参照のこと。

IFRS S1号は、重大とみなされる事象又は状況の変化のタイプの例を示している。また、企業がその事象もしくは状況の変化に関与していないなくても発生する可能性がある、又は企業が主要な利用者にとって重要であると評価する内容の変化の結果として発生する可能性がある、重大な事象又は状況の重大な変化についても例示している。[IFRS S1.B11]

IFRS S1号からの抜粋

- B11 重大な事象が発生した場合、又は状況に重大な変化が発生した場合、企業はバリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない。重大な事象又は状況の重大な変化は、企業がその事象もしくは状況の変化に関与していないなくても発生することがあり、又は企業が一般目的財務報告書の利用者にとって重要であると評価する内容の変化の結果として、発生することがある。例えば、そのような重大な事象又は状況の重大な変化には、次のものが含まれる場合がある。
- (a) 企業のバリュー・チェーンにおける重大な変化(例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、温室効果ガス排出を著しく変えようの変更を行う。)
 - (b) 企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造の重大な変化(例えば、企業のバリュー・チェーンを拡張する合併又は買収)
 - (c) 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会へのエクスポージャーの重大な変化(例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった新たな規制の導入の影響を受ける。)

企業は、このような重大な事象又は状況の重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーン全体を通じて生じるすべての影響を受けるサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することが求められるが、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会が影響を受けるとは限らない。このことは、IFRS S1の結論の根拠に記載されている例でさらに説明されている。[IFRS S1.BC61]

設例 1-1: サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価

従業員の移動に関連する温室効果ガス排出について企業が予想していなかった規制が導入された。この規制により、企業はどのカテゴリーを「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定に含めるべきかを再評価することを要求される可能性がある。しかし、この規制は、バリュー・チェーンにおける企業のその他のサステナビリティ関連のリスク及び機会(例えば、企業が識別した水の希少性のリスク)に影響を与えない。従って、企業はその他のサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することを要求されない。

重大な事象又は状況の重大な変化が発生したと結論付けるために、必ずしも企業のバリュー・チェーンに変化があるわけではない。従って、サステナビリティ関連のリスク又は機会の範囲は、たとえ企業のバリュー・チェーンが変化していない場合もある。[IFRS S1.BC61]

2 範囲

ISSB基準に従ったサステナビリティ関連財務開示は、企業が関連する財務諸表の作成に使用する一般に認められた会計原則や実務(GAAP)とは関係なく提供される。

2.1 IFRS S1号の適用範囲

企業は、ISSB基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し報告する際に、IFRS S1号を適用する。IFRS S1号の適用範囲は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を対象としている(上記1.1.2章を参照)。従って、企業の見通しに影響を及ぼすと合理的に見込まれないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、IFRS S1号の適用範囲外である。[IFRS S1.5, IFRS S1.6]

IFRS S1号は、主要な利用者に完全な1組のサステナビリティ関連財務開示を提供するための全般的な要求事項を定めている(1.1章参照)。これは、IFRS S1号がサステナビリティ関連の財務開示全体に焦点を当てている一方で、他のISSB基準は、具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して企業が開示することが要求される情報を定めていることを意味している(例えば、IFRS S2号)。[IFRS S1.7] 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる具体的なトピックに関するサステナビリティ関連のリスク及び機会について、他のISSB基準が定める具体的な要求事項を遵守するためには、IFRS S1号の関連する要求事項を考慮することも必要である。

ISSB基準の要求事項に従って提供されるサステナビリティ関連財務情報開示は、企業の一般目的財務報告書の一部である(上記1.1章を参照)。当該開示は、企業が関連する財務諸表の作成に使用している一般に認められた会計原則又は実務(GAAP)にかかわらず、適用することができる。[IFRS S1.8] IFRS S1号は、IASBの概念フレームワーク、IAS第1号及びIAS第8号と整合する定義及び要求事項を使用している。しかし、その根拠は、財務諸表作成のためにIFRS会計基準の使用を義務付けるのではなく、財務報告で確立された、いくつかの実務の適用を要求することにより、意思決定に有用で比較可能であるサステナビリティ関連財務情報の報告のための基礎を導入することにある。[IFRS S1.BC5]

2.2 パブリック・セクター又は営利目的以外の企業による適用

ISSB基準で使用されている用語は、パブリック・セクターの事業体を含む営利目的の企業に適している。しかし、ISSBは、特にパブリック・セクターや営利目的以外の企業、金融市場の安定を監督する規制当局及びその他の機関からのISSB基準への関心を識別した。このような関心を考慮し、ISSBは、民間セクター又はパブリック・セクターにおける非営利活動がISSB基準を適用することを排除しないことを決定したが、適用する場合には、IFRS S1号は、特定の情報項目に使用される記述を修正する必要があるかもしくないと規定している。[IFRS S1.9, IFRS S1.BC4]。

3 概念的基礎

3.1 サステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示は、主要な利用者に提供される情報がIFRS S1号の定める基本的な質的特性を満たす場合に達成される。

サステナビリティ関連財務情報の有用性は IFRS S1号に定める追加的な質的特性によって補強される。

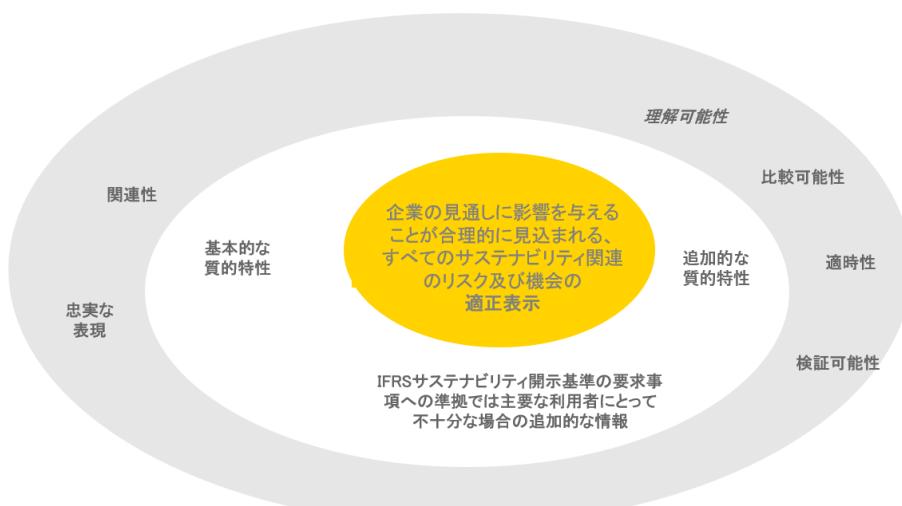
適正な表示という概念は、IFRS 会計基準(IASB の概念フレームワークと IAS 第 1 号に記載)や他の会計基準ではよく理解されている。IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示の文脈で、この概念を適用した。

IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を提供することを企業に求めている。^[IFRS S1.11] さらに、IFRS S1 号の目的を達成するために、サステナビリティ関連財務開示には主要な利用者が企業へのリソース提供に関する意思決定を行う際に有用な情報を含める必要がある(上記 1.1 章参照)。

サステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示し、それらに関する情報が有用であることを保証するためには、サステナビリティ関連財務情報は、IFRS S1 号に定める原則に従って、関連性があり、表現しようとする対象を忠実に表現しているという基本的な質的特性を満たす必要がある。基本的な質的特性とともに、IFRS S1 号には、サステナビリティ関連財務情報の有用性を高める追加的な質的特性のリストが含まれている。有用性を高める質的特性とは、サステナビリティ関連財務情報に関する比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性である。^[IFRS S1.10, IFRS S1.13] これらの質的特性については、後述の 3.1.1 章で詳しく説明する。

上記の質的特性を満たすことに加え、IFRS S1 号は、適正な表示を実現するために ISSB 基準の具体的に適用される要求事項に準拠するだけでは、主要な利用者が、短期、中期及び長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、資本コストに及ぼすサステナビリティ関連のリスクと機会の影響を理解するのに不十分な場合には、追加情報を開示することも要求している。^[IFRS S1.15, IFRS S1.BC 63] 追加情報の詳細については、以下の 3.2.3.A 章を参照のこと。

図 3-1:適正な表示



3.1.1 サステナビリティ関連財務情報の質的特性

IFRS S1 号の目的を達成するために要求される情報の性質は、財務諸表で提供される情報と異なる部分もあるが(下記 3.2.1 章の詳細な議論を参照)、質的特性は IASB の概念フレームワークで採用されてきたものである。IASB の概念フレームワークは、一般目的財務報告書の目的及び適用される概念を記述しており、その目的の一つは、一貫性がある概念に基づく財務諸表の作成のための IFRS 会計基準を IASB が開発することを支援することである。サステナビリティ関連財務情報は、一般目的財務報告書の一部であるため、IASB の概念フレームワークの質的特性は、サステナビリティ関連財務情報の開示にも適用される。[IFRS S1.D1, IFRS S1.D2]

ISSB 基準には直接適用可能な別個の概念フレームワークがないことから、IFRS S1 号には、サステナビリティ関連財務情報の質的特性(基本的なものと補強するものの両方)に関するガイダンスが含まれている。これらの質的特性は、サステナビリティ関連財務情報への適用可能性(例えば、説明や将来予想に関する記述形式の情報であっても検証可能であること)を説明することにより、企業がサステナビリティ関連財務情報の開示を作成する際の助けとなることを意図している。また、一般目的財務報告書における情報(サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の両方)が、利用者にとって有用であることを確保することも意図している。[IFRS S1.BC64, IFRS S1.BC65]

サステナビリティ関連の財務情報の各質的特性の説明は、IFRS S1 号の付録 D に基づき、以下の図 3-2 に記載されている。[IFRS S1 Appendix.D]

図 3-2: サステナビリティ関連の財務情報の質的特性

サステナビリティ関連の財務情報の質的特性	
基本的な質的特性	
関連性	忠実な表現
<p>関連性があるサステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。これは、予測価値、確認価値、またはその両方を有する場合に発生する。</p> <p>特に</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ サステナビリティ関連財務情報が予測価値を有するのは、その情報が、主要な利用者が将来の結果を予測するプロセスにおいてインプットとして使用できる場合である。この情報は、予測や予想である必要ではなく、主要な利用者が自らの予測を行う際に利用されるものである。例えば、水質に関する情報は、汚染されている水に関する情報を含むことがあり、これが地域の水質要件を満たす企業の能力として主要な利用者が行う予想に情報を提供することができる。 ▶ サステナビリティ関連財務情報は、過去の評価に関するフィードバック（確認または変更）を提供する場合、確認価値を有する。 <p>これらの価値（予測価値と確認価値）は相互に関連しており、予測価値を持つ情報は、多くの場合、確認価値も持つ。例えば、温室効果ガス排出量に関する当年度の情報は、将来の温室効果ガス排出量を予測するための基礎として使用することができるが、過去の年度に行われた当年度の温室効果ガス排出量に関する予測と比較することもできる。こうした比較の結果は、主要な利用者が、過去の予測を行うために使用されたプロセスを修正・改善するのに役立つ。</p> <p>たとえ利用者の一部がその情報を利用しないことを選んだり、他の情報源からすでにその情報を知っていたとしても、情報は意思決定に相違を生じさせることができる場合がある。</p> <p>さらに、重要性は、関連性の企業固有の側面である。情報の重要性は、企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈において評価され、その情報が関連する項目の性質や規模、またはその両方に基づくものである。重要性の詳細については、下記 3.2 章を参照のこと。</p> <p>[IFRS S1.D4, IFRS S1.D5, IFRS S1.D6, IFRS S1.D7, IFRS S1.D8]。</p>	<p>サステナビリティ関連財務情報は、現象を言葉や数字で表現したものである。有用であるためには、関連性がある現象を表現すだけなく、その情報が表現しようとする現象の本質を忠実に表していかなければならない。このような忠実な表現は、サステナビリティ関連のリスクや機会の描写が完全で、中立で、正確である場合に達成される。一般目的財務報告書の目的は、可能な限りこれらの特性を最大化することである。</p> <p>特に</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ サステナビリティ関連のリスクまたは機会の完全な描写には、主要な利用者が当該リスクまたは機会を理解するために必要なすべての重要性がある情報が含まれる。 ▶ 中立的な描写とは、情報の選択や開示に偏りがないものをいう。主要な利用者がその情報を有利または不利に受け取られる蓋然性が高くなるように、情報が偏っていたり、重視されていたり、強調されていたり、強調されていなかったり、またはその他の方法で操作されていないならば、情報は中立的である。中立的な情報とは、関連性のあるもの（定義によれば、主要な利用者の意思決定に相違を生じせるもの）であり、目的のない情報や行動に影響を与えない情報とは異なる。サステナビリティ関連の財務情報（例えば、目標や計画）の中には、志向的なものもある。このような事項に対する中立的な議論とは、志向と、志向達成を妨げる要因の両方を対象とするものである。中立性は、慎重さの行使によって支えられている。すなわち、機会が過大評価されたり、リスクが過小評価されたりしないようにすることを意味する。 ▶ すべての点で完璧に精密でなくても、情報は正確でありうる。必要で達成可能な精度、及び情報を正確なものとする要因は、情報の性質及びその情報が関連する事項の性質によって異なる。例えば、正確性には以下が要求される： <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事実や情報に重要性がある誤謬がないこと。 ▶ 記述が精密であること。 ▶ 見積り、概算、予想は、そのようなものとして明確に識別されていること。 ▶ 見積り、概算または予想を作成するための適切なプロセスの選択と

	<p>適用に重要性がある誤謬がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 見積りの作成に使用されたアサーション(主張)及びインプットは合理的であり、質的及び量的に十分な情報に基づいていていること。 ▶ 将来についての判断に関する情報は、その判断とその根拠となる情報の両方を忠実に反映している。 <p>[IFRS S1.D9, IFRS S1.D10, IFRS S1.D11, IFRS S1.D12, IFRS S1.D13, IFRS S1.D14, IFRS S1.D15]</p> <p>IASB の概念フレームワークによれば、完全に忠実な表現であるためには、描写は、完全であり、中立であり、誤謬がないという 3 つの特徴を持つことになる。しかし、サステナビリティ関連財務開示の文脈では、「誤謬がない」という用語に馴染みがない可能性があることを考慮し、ISSB は、企業のサステナビリティ関連財務情報の「完全な描写」を表現するために、「誤謬がない」ではなく「正確である」という用語を使用することを決定した。[IFRS S1.BC66]</p>
--	--

質的特性の向上

比較可能性	検証可能性	適時性	理解可能性
<p>主要な利用者が行う意思決定には、代替案の選択(例えば、投資の売却または保有、ある報告企業または別の報告企業への投資)が含まれる。比較可能性は、主要な利用者が、項目の類似点と項目間の相違点を識別し、理解することを可能にする特性である。他の質的特性とは異なり、比較可能性は、少なくとも 2 つの項目を必要とするため、単一の項目に関連するものではない。情報は、過去の期間に企業が提供した情報や、他の企業、特に同じような活動をしている企業や同じ産業で事業を行っている企業が提供した情報と比較することができれば、より有用である。</p>	<p>検証可能性は、情報が完全、中立、正確であるという信頼を主要な利用者に与えるのに役立つ(上記の忠実な表現に関する記述も参照のこと)。情報は、その情報自体またはその情報を導き出すために使用されたインプットのいずれかを裏付けることが可能である場合に、検証可能である。</p> <p>検証可能性とは、豊富な知識を有する独立したさまざまな観察者が、必ずしも完全な一致ではないにせよ、特定の描写が忠実に表現されているという合意に達することができることを意味する。定量化された情報が検証可能であるためには、単一の推定値である必要はない。考えられる数値の範囲と関連</p>	<p>適時性とは、意思決定者が意思決定に影響を与えることができるよう、遅滞なく情報を入手できることを意味する。古い情報は有用性が低いかもしれないが、報告期間終了後でも、適時性を有し続けるものもある(例えば、主要な利用者が傾向を識別し、評価する必要がある場合)。</p> <p>[IFRS S1.D25]。</p>	<p>情報は明瞭かつ簡潔であれば理解可能である。</p> <p>特に</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 開示の明瞭性のレベルは、情報の性質により異なる。場合によっては、記述的な文言に加え、企業は表、グラフ、図を追加する必要があるかもしれない(重要性がある詳細が不明瞭になるのを避けるため、追加的な文言又は表を加えることもある)。 <p>明瞭性は、報告期間内における進展に関する情報を、複数の期間にわたって変化しない、または変化がほとんどない「常態の」情報と区別することにより、高められることある(例えば、前報</p>

<p>比較可能性とは均一性ではない。情報が比較可能であるためには、同じようなものは同じように見え、異なるものは異なるように見える必要がある。比較可能性は、似て非なるものを同じように見ることによって向上するものではなく、同じものを違って見せることによって高められるものでもない。</p> <p>IFRS S1 の付録 D では、一貫性と比較可能性を区別するために、両者は関連しているが、前者は、報告企業と他の企業の両方が、複数の期間を通じて、同じサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を提供するにあたって同じアプローチや方法を用いて行うことと指す、と述べている。つまり、一貫性は、目標である比較可能性の達成に役立つのである。</p> <p>[IFRS S1.D17, IFRS S1.D18, IFRS S1.D19, IFRS S1.D20]</p>	<p>する蓋然性も検証可能である。検証可能な情報は、検証不可能な情報よりも主要な利用者にとって有用であり、例えば以下のような方法で強化することができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業の事業、他の事業、または企業が活動する外部環境に関して、主要な利用者が入手可能な他の情報と比較することによって裏付けをとることができると情報の提供を含む； ▶ 見積値または概算値を作成するために使用されたインプット及び計算方法に関する情報の提供。 ▶ 企業の取締役会、取締役会の委員会、またはそれに相当する機関によりレビューされ、合意された情報を提供する。 <p>サステナビリティ関連財務情報の中には、説明や将来予測情報として表示されるものもある。そのような情報は、例えば、事実に基づく戦略、計画及びリスク分析を忠実に表すことにより、裏付けることができる場合がある。主要な利用者がそのような情報を利用するかどうかを決定する際に役立てるため、その情報の基礎となる仮定や情報の作成方法について、その情報が企業による実際の計画や意思決定を反映していることの</p>		<p>告期間以降に変更された、企業のサステナビリティ関連のガバナンスとリスク管理のプロセスの特徴を個別に記述することなど)。場合によっては、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、本質的に複雑であり、理解しやすい形で提示することが困難なこともある。そのような情報は、除外するのではなく、可能な限り明瞭に提示する必要がある。そのような情報を除外することは、報告書を不完全なものにし、誤解を招く可能性がある。</p> <p>開示は、重要性がある情報をのみを含む場合に簡潔である。重要性がない情報が含まれる場合は、重要性がある情報が不明瞭にならないような方法で提供する必要がある(下記 3.2.3.B 章も参照)。</p> <p>以下の場合(すべてが必要)に、企業の情報が明瞭で簡潔であることを達成できる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業に固有ではない一般的な(いわゆる「ボイラープレート」と呼ばれる)情報を避ける。 ▶ 一般目的財務報告書における情報の重複(関連する財務諸表にも記載されている情報との不
--	--	--	---

	<p>証拠となるその他の要因とともに説明が必要となる。</p> <p>[IFRS S1.D21, IFRS S1.D22, IFRS S1.D23, IFRS S1.D24]</p>		<p>必要な重複を含む)を避ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 明瞭な表現を使う。また文章や段落を明確に構成する。 <p>サステナビリティ関連財務情報の完全性、明瞭性、比較可能性はすべて、情報が一体的な全体として表示されるかどうかに依存している。</p> <p>一体性は、つながりのある情報に関する IFRS S1 号の要求事項を満たす上でも重要である(下記 3.4 章の関連する議論を参照)。情報が一体性を有しているためには、企業は以下を行う必要がある:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 文脈を説明し、情報の関連項目間のつながりを説明できるようにならなければならない。すなわち、企業の一般目的財務報告書のある部分に記載されたサステナビリティ関連のリスク及び機会が、他の部分で開示される情報に影響を与える場合、企業は、主要な利用者がその影響を評価するために必要な情報を含める必要がある。 ▶ 主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を、企業の財務諸表の情報と関連付けることができるような方法で提供する。 <p>[IFRS S1.D26-33]</p>
--	---	--	--

3.2 重要性

3.2.1 重要性の定義

IFRS S1 号の目的を達成するために、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することが求められている(上記 1.2 章参照)。[IFRS S1.17, IFRS S1.B13] また、IFRS S1 号では、この情報は、主要な利用者が企業へのリソースの提供に関連する意思決定を行うために有用であることが求められており(上記 1.1 章参照)、これは開示された情報に重要性がある場合に発生する。

IFRS S1 号は、重要性を以下のように定義している:[IFRS S1.18]

IFRS S1 号より抜粋

- 18 サステナビリティ関連財務開示の文脈において、その情報が、省略されたり、誤表示されたり、又は不明瞭にされたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連の財務情報開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えることが合理的に見込まれる場合には、その情報は重要性がある。

重要性の定義は、IASB の概念フレームワークと IAS 第 1 号のそれぞれにおける「重要性がある情報」と「重要性がある」の定義に基づいて作成された。この定義は、IAS 第 1 号において、財務諸表に具体的に言及して使用されている。IASB の概念フレームワークにおける重要性の評価は、財務諸表における財務上重要性がある情報に制約されるものではなく、主要な利用者にとって有用な情報の識別に焦点を当てている。これらの主要な利用者は、ISSB 基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示の主要な利用者と一致している(上記 1.1.1 章参照)。このような整合性は、重要性評価の目的が、主要な利用者が意思決定に関連する情報を確実に入手できるようにすること、及び、利用者は、企業が公表する一般目的財務報告書の 1 つの形式のみに基づいて意思決定を行う訳ではないことを強調している。[IFRS S1.BC68]

サステナビリティ関連財務情報と財務諸表の情報の両方に適用される重要性的概念と定義が一致していることは、両者のつながりを容易にしつながりのある情報についての更なる議論は、下記 3.4 章を参照)、IFRS 会計基準が幅広く使用されていることを考慮すると、ISSB 基準の適用をサポートするものである。しかし、サステナビリティ関連財務開示の重要性の判断は、それぞれ固有の目的を果たし、企業に関する異なるタイプの情報を提供するため、必然的に財務諸表の重要性の判断とは異なることになる。実際、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、IFRS 会計基準における資産、負債、資本、収益及び費用の定義や、それらの認識基準に制約されない、より広範な情報を把握することを意図している。財務諸表に含まれる情報と比較して、サステナビリティ関連財務情報は、測定基準が異なる可能性があり、企業のバリュー・チェーン全体にわたる相互作用を含む、より長い期間にわたる財務的影響を考慮する。そのため、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報は、企業の資産、負債、資本、収益及び費用に関する財務諸表に記載される情報を補完することを目的としている。[IFRS S1.BC1, IFRS S1.BC69]

IFRS S1 号(すべての ISSB 基準に適用される)に重要性の具体的な定義を含めるることは、ISSB 基準が IFRS 会計基準のみに適用されるように設計されているのではなく、同じ重要性の定義を共有していない可能性のあるあらゆる会計基準(上記 2.1 章参照)に適用されることを考慮し、ISSB が意図的に決定したものである。また、重要性の概念がどのように解釈され、適用され、また、サステナビリティ関連財務情報の文脈において、重要性の概念がどのように解釈され、どのように適用され、どのように執行されるかは、様々な法域で異なるため、IFRS S1 号における重要性の定

義は、企業が重要性の概念をどのように適用し、評価する必要があるかを明確にするための重要な決定であった。[IFRS S1.BC71, IFRS S1.BC72]

弊社のコメント

サステナビリティ関連財務開示の文脈において重要性の概念を適用することは比較的新しく、時間の経過とともに発展していくことが予想される。この適用は、財務諸表における重要性の評価から情報を得ることができるが、サステナビリティ関連財務開示がより定性的な性質を持つことから、企業にとって、より多くの判断が必要となる可能性がある。従って、企業は、企業固有の状況に基づいて重要性の判断を行うための適切なプロセスを確立する必要がある。

3.2.2 重要性がある情報の識別

3.2.1 章で述べたように、企業は、主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な情報となるよう、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を開示する必要がある。しかし、そのような重要性がある情報の識別には判断が必要である。IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示を作成するために行なった判断のうち、それらの開示に最も重大な影響を与えるものについての情報を開示することを企業に求めている。このような判断を行う例としては、企業がサステナビリティ関連財務開示に含めるべき重要性がある情報を識別する場合が挙げられる。判断の詳細については、以下の 6.1 章を参照のこと。[IFRS S1.74]

そのため、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するプロセス(上記 1.2 章で議論)と同様に、ISSB は IFRS S1 号において、それらのリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別を支援する様々な方法を示した。特に、上記 3.2.1 章で議論した重要性の定義とは別に、以下の項目が含まれている:

- ▶ 主要な利用者の情報ニーズの識別と充足に関するガイダンス(下記 3.2.2.A 章参照)
- ▶ 重要性がある情報を識別する際に適用すべき要件:
 - ▶ 企業がこの識別プロセスで使用するガイダンスの情報源(下記 3.2.2.B 章参照)
 - ▶ 結果が不確実な将来起こりうる事象(下記 3.2.2.C 章参照)
 - ▶ 重要性がある情報のその他の特徴(すなわち、企業が開示する追加情報、情報の集約と分解、法律や規制との相互作用、商業上の機密情報など)(下記 3.2.3 章と 3.2.4 章を参照)

3.2.2.A 主要な利用者の情報ニーズ

開示すべき重要性がある情報を識別する際、基準の適用に際して基礎となる重要性の定義(上記 3.2.1 章参照)を理解する以外に、企業は、主要な利用者が行う意思決定のタイプを理解し、それらの情報ニーズを満たすために何ができるかを理解する必要がある。IFRS S1 では、以下の意思決定の対象となる企業へのリソース提供に関連する主要な利用者の意思決定に、何が関与しているかについての概要が示されている:[IFRS S1.B14]

- ▶ 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却または保有
- ▶ 貸付金及びその他の信用の提供または決済
- ▶ 企業の経済的資源の利用に影響を与える、企業の経営者の行動に対して、議決権を行使する、またはその他の方法で影響力を行使する

この種の決定は、主要な利用者のリターン(配当、元利払い、市場価格の上昇など)に対する期待に依存する。このような期待は、企業への将来の正味キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性に関する主要な利用者の評価に依存する。また、こ

主要な利用者が行う意思決定の種類と、その意思決定が依拠する期待に基づく情報ニーズを理解することは、重要性があるサステナビリティ関連財務情報の識別に資する。

のような期待は、企業の経営者及びそのガバナンス機関又は個人が企業の経済的資源に対して行使する受託責任に対する主要な利用者の評価に依存する。[IFRS S1.B15]

主要な利用者が行う意思決定の種類と、その意思決定が依拠する期待を検討した上で、企業は、特定の企業の意思決定に影響を及ぼすことが合理的に見込まれるものを決定するために、主要な利用者の特性と自社の状況を検討する必要がある。IFRS S1号では、主要な利用者を「事業及び経済活動に関する合理的な知識を有し、情報を勤勉さをもって検討し分析する者」としている。時には、十分な知識を持ち勤勉な利用者であっても、サステナビリティ関連財務情報を理解するために、助言者の支援を求める必要がある場合もある。[IFRS S1.B16, IFRS S1.B17]

主要な利用者の情報ニーズや要望は、利用者間で異なる可能性があり、相反する可能性もあり、また、時間の経過とともに変化する可能性もある。しかし、サステナビリティ関連財務開示は、特定の利用者に特有の専門的な情報ニーズなど、主要な利用者が必要とするすべての情報を提供するものではなく、また提供することはできないことが認識されている。その代わりに、サステナビリティ関連財務開示は、主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすことを目的としている。[IFRS S1.B18]

IFRS S1号の付属ガイドでは、主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすために企業がとるべきアプローチについて説明している。特に、企業は、3つのタイプの主要な利用者の内の1つ、例えば投資家(既存及び潜在的)、そして、残りの2つである融資者及びその他の債権者(既存及び潜在的)の情報ニーズを識別する。

これらの情報ニーズの組み合わせが、企業が満たすべき共通の情報ニーズのセットを形成する。全てのタイプの主要な利用者に共通する情報ニーズが存在する場合もあれば、1つ又は2つのタイプのみに特有の情報ニーズが存在する場合もある。しかし、このアプローチを用いると、企業は、あるタイプの主要な利用者だけのニーズを満たす潜在的な情報を除外することになるため、すべての種類の主要な利用者に共通する情報ニーズ(すなわち、主要な利用者すべてが共通して有する情報ニーズ)を識別するのではなく、主要な利用者に共通する情報ニーズを識別することになる。[IFRS S1.IG5, IFRS S1.IG6]

一般目的財務報告書とは別に、主要な利用者は、情報ニーズを満たすために他の情報源(例えば、企業が事業を行っている産業に関する情報、企業の競合他社や経済状況に関する情報、企業のプレスリリースや企業が公表している他の文書)も考慮する。しかし、主要な利用者が必要とする情報が一般に入手可能であるという事実は、ISSB基準を遵守するために、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を企業が開示する責任を免除するものではない。[IFRS S1.IG7]

弊社のコメント

場合によっては、何が主要な利用者の情報ニーズを満たすかの判断は、時間の経過とともに変化する可能性があるため、重大な判断が必要となる。

3.2.2.B 重要性の評価に適用された情報源

重要性の判断は企業に固有のものであるため、IFRS S1号は、重要性の閾値を指定したり、特定の状況において何が重要性があるかを事前に決定したりはしていない。企業が、サステナビリティ関連のリスクや機会に関する重要な情報を識別する際の出発点は、当該サステナビリティ関連のリスクや機会に具体的に適用されるISSB基準の要求事項(例えば、後述の「パートB - IFRS S2号の解説」で説明する、気候関連の開示に関するIFRS S2号の要求事項)を適用することである。しかし、そのようなISSB基準がない場合は、企業は、ガイダンスの情報源に関連するIFRS S1のセクションで規定された要求事項を適用する。詳細は後述の5.1.2章で説明する。そのような情報を識別する際(具体的なISSB基準又は他のガイダンスの情報源の要求事項を適用)に、企業は、その識別された情報が、個々に、又は他の情報と組み合わせて、全体として見た企業のサステナビリティ関連財務開示の文

脈において重要性があるかどうかを評価する必要がある。この評価には、定量的要因と定性的要因(例えば、サステナビリティ関連のリスク又は機会が企業に及ぼす影響の大きさと性質)の両方を考慮する必要がある。[IFRS S1.B19, IFRS S1.B20, IFRS S1.B21]

3.2.2.C 結果が不確実な将来起こりうる出来事

重要性の評価は、結果が不確実な将来起こりうる事象に関する情報についても要求され、IFRS S1号にはこの評価のための具体的な考慮事項が含まれている。特に、IFRS S1号では次のように述べられている:[IFRS S1.B22]

IFRS S1号より抜粋

- B22 IFRS サステナビリティ開示基準では、場合によっては結果が不確実な将来の起こりうる事象に関する情報の開示を要求している。そのような将来起こり得る事象に関する情報に重要性があるかどうかを判断する際、企業は以下のすべてを考慮しなければならない:
- (a) 短期、中期及び長期にわたり、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する事象の潜在的影響(「考えられる結果」という)
 - (b) 考えられる結果の範囲と、その範囲内で考えられる結果の発生可能性

将来起こりうる出来事の潜在的影響が重大であり、その事象が発生する可能性が高ければ、その事象に関する情報は重要性がある。しかし、発生可能性が低いものの影響が大きい結果に関する情報は、個別に又は他の発生可能性が低いものの影響が大きい結果に関する情報と組み合わせて、重要性がある場合があるかどうかを考慮する必要がある。例えば、企業は複数のサステナビリティ関連のリスクにさらされている場合があるが、これらは各企業のサプライ・チェーンの混乱のように、同じ種類の混乱を引き起こす可能性がある。個々のリスクの源泉に関する情報は、そのリスクの源泉から引き起こされる混乱が発生する可能性が極めて低い場合、重要性がない場合がある。しかし、集約されたリスク(すなわち、すべての源泉からのサプライ・チェーンの混乱リスク)に関する情報は、重要性がある場合がある。[IFRS S1.B23]

さらに、将来起こりうる事象が企業のキャッシュ・フローに影響を与えると見込まれるもの、それが何年も先のことである場合、通常、その事象に関する情報は、より早く発生すると見込まれる同様の影響を伴う将来起こりうる事象に関する情報よりも重要性があると判断される可能性は低い。しかし、状況によっては、将来の事象の潜在的な影響の大きさにかかわらず、主要な利用者の意思決定がその情報によって影響を受けることが合理的に見込まれることがある。例えば、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報が、企業の一般目的財務報告書の主たる利用者によって厳しく精査される場合などである。[IFRS S1.B24]

3.2.3 企業が開示する追加的な情報

3.2.3.A ISSB 基準の要求事項では十分でない場合に提供される追加的な情報

特定の状況下では、企業は、ISSB 基準で具体的に適用される要求事項に準拠して提供される情報に追加して、情報を提供しなければならない場合がある。特に、企業の状況に具体的に適用される ISSB 基準の要求事項への準拠だけでは、短期、中期及び長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストに与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を主要な利用者が理解するのに不十分である場合には、企業は追加的な情報を開示する必要がある。[IFRS S1.B26]

弊社のコメント

ISSB 基準の具体的な要求事項への準拠だけでは十分でない場合もあり、そのため、主要な利用者が企業にリソースを提供する際の意思決定を支援するための追加的な情報が必要となる。このような追加的な情報は重要性のある情報を構成し、IFRS S1 号で要求されることになる(上記 3.2.1 章の重要性の定義に関する議論を参照)。

3.2.3.B 重要な情報を不明瞭にしないための要件

原則として、情報に重要性がない場合、特定の ISSB 基準が具体的な要求事項のリストを定めたり、最低限の要求事項を定めていたりしても、ISSB 基準で要求されているような情報を開示する必要はない。*[IFRS S1.B25]* さらに、ISSB 基準により要求されるサステナビリティ関連財務情報は、明瞭に識別され、かつ、ISSB 基準により要求される情報に追加して企業が提供する他の情報とは区別される必要がある(下記 5.2 章の開示の記載場所の関連する議論も参照)。そのような情報が含まれる場合、企業は、重要性がある情報が不明瞭にならないようにする必要がある。

IFRS S1 号は、IAS 第 1 号と整合する重要性がある情報の定義を使用しているため、IFRS S1 号には、IAS 第 1 号の同様の要求事項を基礎として、重要性がある情報の不明瞭性に関する概念についてのガイダンスを含めることにした。すなわち、主要な利用者に対して、その情報を省略したり、誤表示したりすることと同様の影響を与えるような方法で伝達される場合には、情報は不明瞭となる場合がある。*[IFRS S1.B27, IFRS S1.BC73]*

IFRS S1 号は、重要性がある情報が不明瞭になる可能性のある状況の例を示している:*[IFRS S1.B27]*

IFRS S1 号より抜粋

- B27 企業は、サステナビリティ関連財務開示を明瞭に識別し、企業が提供する他の情報と区別しなければならない(第 62 項参照)。企業は、重要性がある情報を不明瞭にしてはならない。情報が不明瞭になるとは、情報を省略したり、誤表示したりすることと同様の影響を主要な利用者に對して与えるような方法で情報が伝達される場合をいう。重要性がある情報が不明瞭となる可能性のある状況の例としては、以下のようなものがある:
- (a) 重要性がある情報が、重要性がない追加的な情報と明瞭に区別されていない。
 - (b) サステナビリティ関連の財務情報開示において、重要性がある情報が開示されているが、使用されている文言が曖昧または不明確である。
 - (c) サステナビリティ関連のリスクまたは機会に関する重要性がある情報が、サステナビリティ関連の財務情報開示全体に散在している。
 - (d) 異質な情報項目が不適切に集約されている。
 - (e) 類似した情報項目が不適切に分解されている。
 - (f) どの情報が重要性であるかを主要な利用者が判断できないほどに、重要性がある情報が、重要性がない情報によって隠されている結果として、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性が低下している。

ISSB 基準で要求される重要性がある情報は、不明瞭になることを避けるため、目立つように表示され、かつ、重要性がない情報(例えば、法律、規制、その他の要求事項を遵守するために提供される情報)とは区別されなければならない。この区別を

達成する方法としては、例えば、ISSB 基準で要求される情報が以下のような場合である:[IFRS S1.BC74]

- ▶ デジタルなタグ付けを利用して主要な利用者が情報を抽出される。
- ▶ 重要性がない情報とともに単一の報告書に記載されているが、適切な書式を使用することで区別されている(例:ボックスや網掛けを使用して強調したり、区別を明確にする)。
- ▶ 重要性がない情報と明確に区別できるように別個に表示する(例えば、報告書を複数のパートに分割するなど)。
- ▶ 2 セットの情報を提供する(ISSB 基準で要求される情報と重要性がない情報の両方を区別なく含む情報パッケージ全体と、ISSB 基準で要求される情報のみを提供する付属の報告書)。

3.2.3.C 法律や規制との相互作用

よくあることだが、企業は、事業が行われる法域で施行されているサステナビリティ関連情報の開示要求事項を定める法律や規制を遵守しなければならない場合がある。このような場合、企業は、ISSB 基準では重要性がないとみなされる情報であっても、法律や規制の要求事項を満たすために、その情報をサステナビリティ関連財務開示に含めることができる。しかし、企業は、上記 3.2.3.B 章で議論したように、そのような情報は、重要性がある情報を不明瞭にしないようにする必要がある。[IFRS S1.B31]

重要性があるサステナビリティ関連財務情報は、たとえ法律や規則がそのような情報を開示しないことが認められていても、開示される。ただし、ISSB 基準で開示が要求されている情報であっても、法律や規則により開示が禁止されている場合には、開示する必要はない。ただし、そのような理由で重要性がある情報を開示しない場合には、企業は開示しない情報の種類を識別し、その制限の源泉を説明する必要がある。[IFRS S1.B32, IFRS S1.B33]

3.2.4 重要性がある情報のその他の特徴

3.2.4.A 集約及び分解

IAS 第 1 号の集約と分解の原則に基づき、IFRS S1 号は、企業に対し、サステナビリティ関連財務開示における情報の集約と分解の方法を決定するために、すべての事実と状況を考慮することを求めている。[IFRS S1.B29] ISSB は、財務諸表で提供される情報に関して IAS 第 1 号に組み込まれている集約と分解の概念は、サステナビリティ関連財務開示においても同様に重要であると考えた。これは、主要な利用者に対して適切に集約され、分解されたレベルで情報を提供できるようにするためにある。

サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させないために、重要性がある情報が重要性ない情報によって不明瞭にされないこと、又は互いに類似していない重要性がある情報が集約されないようにする必要がある。[IFRS S1.B29] 一般的に、情報を集約することにより、重要性がある情報が不明瞭になる場合には、情報を集約することはできない。集約の対象となる情報は、共通の特性を持つ場合であり、共通の特性を持たない場合は集約してはならない。例えば、豊富な水源から取水される水と、水ストレス下にある地域から取水される水の使用について報告する場合、重要性がある情報が不明瞭にならないようにするために、地理的な場所ごとに、または地政学的な環境を考慮して情報を分解する必要があるかもしれない。[IFRS S1.B30]

サステナビリティ関連財務開示から商業上の機密情報とみなされる可能性のある情報を省略するという免除規程は、意図的に狭い範囲に限定したものであり、広範な情報の非開示を認めることを意図したものではない。

3.2.4.B 商業上の機密情報

IFRS S1号の開発期間中、利害関係者は、商業上の機密とみなされる可能性のある情報を開示することに懸念を抱いていた。その懸念は、ISSB基準で要求される開示を通じて、企業の戦略や計画された行動の詳細を明らかにすることに伴う企業の競争優位性への潜在的な影響に関するものであった。市場における企業の競争力に影響を与えた場合、他の形で商業的に有害となる可能性があるため、その懸念は主にリスクよりもむしろ機会に関する商業上の機密情報を開示することに焦点が当てられていた。[IFRS S1.BC76, IFRS S1.BC77]

このような懸念を考慮し、ISSBはIFRS S1号において、限定的な状況において、企業がサステナビリティ関連財務開示からサステナビリティ関連の機会に関する情報を省略することを認める、的を絞った免除規定を導入した。このような省略は、ISSB基準で要求されている情報や情報に重要性がある場合も認められる。[IFRS S1.B34]

この免除規定は意図的に狭く、機会に関する情報の開示にのみ適用され、リスクに関する情報の非開示に適用することは認められていない。また、この免除は、機会に関する情報の広範な非開示を認めることが意図していない。[IFRS S1.BC79, IFRS S1.B37] むしろ、企業は以下のすべてを満たす場合に限り、免除規定の対象となる：[IFRS S1.B35, IFRS S1.BC80, IFRS S1.BC81, IFRS S1.BC83]

- サステナビリティ関連の機会に関する情報が既に一般に利用可能となっていないこと。すなわち、既に一般に利用可能となっている情報（例えば、継続的な開示通知、投資家向けプレゼンテーション、アナリスト向け説明会、その他一般に入手可能な文書）については、そのような開示が機会を追求する上で企業の優位性を損なう可能性が低いため、免除は適用されない。
- 情報の開示により、当該機会を追求することによって企業が実現できる経済的便益を著しく損なうことが合理的に見込まれる場合。
- 企業が当該機会を追求することによって実現できるであろう経済的便益を著しく損なうことなく、企業が開示要求の目的を達成できるような方法で当該情報を開示することが不可能であると判断した場合。例えば、企業は、免除を適用する前に、商業上の機密性に関する懸念を解消するために、十分に集約されたレベルで機会に関する情報を開示することが可能かどうかをまず考慮する必要がある。しかし、その場合、企業は、集約によって重要性がある情報が不明瞭にならないようにする必要がある（上記3.2.4.Aの議論を参照）。

IFRS S1号は、この免除規定を適用する場合、追加の開示を要求している。特に、省略された情報の各項目について免除の適用を選択する場合、企業は以下をすべて行う必要がある：[IFRS S1.B36]

- 商業上の機密性の理由から情報が除外されていることを利用者に認識させるために、免除を利用した旨を開示する。
- 各報告日に、当該情報が免除の適格性を有するかどうかを再評価し、企業が免除の適格性を有さなくなった場合には、当該報告日に当該情報を開示する。

3.2.5 重要性がある情報の再評価

企業の個々の状況や外部環境は変化する可能性があり、従って、利用者が意思決定を行うために反映するサステナビリティ関連のリスクや機会も、時間の経過とともに変化する可能性がある。従って、主要な利用者の進化する情報ニーズを反映するための状況や仮定の変化により、企業が開示する重要性があるサステナビリティ関連財務情報は、報告期間ごとに変更される可能性がある（上記3.2.2.A章参照）。このことは、過年度の企業のサステナビリティ関連財務開示に含まれていた情報の中には、もはや重要性がないものもあることを意味する。逆に、以前は開示されていなかった一部の種類の情報の中には、重要性があるようになるものもある。[IFRS S1.B28] このような重要性の動的な性質から、ISSBは、状況や仮定の変化を

考慮するために、各報告日に重要性の判断を再評価することを企業に要求するという決定を下した。

3.2.6 相互運用可能性に関する考慮事項

全体として、ISSB の意図は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する主要な利用者の情報ニーズを満たす、サステナビリティ関連の財務開示の包括的なグローバル・ベースラインを確立することである。このグローバル・ベースラインが意図していることは、開示要件の包括的な基盤として機能し、法域は、この共通のベースラインに必要な追加開示要件を加えることができる。これを達成するためには、法域の要求事項との相互運用性可能性が不可欠である。ISSB 基準が、企業が活動する法域の法律や規制(情報開示のための文書、フォーマット、構造を規定する法律や規制を含む)との適合性が高ければ高いほど、主要な利用者のニーズを満たすように設計された、比較可能で、費用対効果が高く、意思決定に有用なサステナビリティ関連財務開示を実現できる可能性が高くなる。*[IFRS S1.BC27, IFRS S1.BC28]*

しかし、すべてのサステナビリティ関連のフレームワークが、ISSB 基準(上記 3.2.1 章を参照)で用いられている重要性の定義を共有しているわけではない。サステナビリティの課題の短期、中期及び長期的影響の文脈で、重要性がある情報の評価に言及する際に使用される言葉には類似性がある。しかし、実際には何が「重要性がある」は、課題、文脈、時間軸、ステークホルダーによって異なる。例えば、GRI 基準、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)、ISSB 基準の主な違いは、利用者である(すなわち、ISSB 基準は主要な利用者に焦点を当てているのに対し、GRI 基準と ESRS は、より幅広い「情報の利用者」のセットを対象としている)。

相互運用可能性の欠如は、企業にとってコストとなり、主要な利用者に対する明確で一貫性のある情報の提供を損なうリスクがある。また、主要な利用者は、主要な利用者にとって重要性がある情報が不明瞭にならないよう、自分たちに関連する情報と、より幅広い利害関係者のセットに関連する情報の両方を明確に識別できる必要がある。*[IFRS S1.BC31]* ISSB 基準と他のフレームワークとの相互運用可能性をサポートするため、ISSB は、IFRS S1 号において、具体的な定義(例えば、上記 3.2.1 章において説明した重要性)のみならず、概念や用語(例えば、上記 1.1.2 章において説明したサステナビリティと企業価値との関連性についての広範な説明を参照)に関する明確化を行い、及び、ISSB 基準を他の法域のイニシアティブやサステナビリティ報告フレームワークと比較することで ISSB 基準における概念や用語の利用を説明している。また、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別プロセス、及び、(上記 3.2.2 章で検討した)サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別的一部分として、ガイダンスの情報源のリストも含めることは、他のサステナビリティ関連のフレームワークとの相互運用可能性、及び既に他のフレームワークを利用している、又は、準拠を義務付けられている企業の負担軽減に寄与する。また、ISSB は、ISSB 基準(上記 3.2.3.B 章で議論)に準拠する際に提供される重要性がある情報を不明瞭にしない限り、他の要求事項(例えば、特定の法域の要求事項)を満たすために開示される情報を含めることを認めている。

3.3 報告企業

3.3.1 報告企業の定義

IFRS S1 号では、報告企業とは、一般目的財務諸表の作成を要求されるか、またはこれを選択する企業であると定義されている。*[IFRS S1 Appendix A]* サステナビリティ関連財務情報の開示が求められる企業は、関連する財務諸表を作成する企業と同じである。*[IFRS S1.20]* 例えば、企業が IFRS 会計基準を適用している場合、連結財務諸表は、親会社とその子会社に関する情報を单一の報告企業として提供する。報告企業のサステナビリティ関連財務開示は、主要な利用者がサステナビリティ関連のリスク及び機会の企業の見通しに及ぼす影響(すなわち、連結財務諸表に表示

される情報の場合には、親会社及び子会社の見通しに及ぼす影響)を評価できるよう、サステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てている。[IFRS S1.B38]

財務諸表とサステナビリティ関連財務情報開示の両方が同一の報告企業であることが要求されるのは、ISSB が、財務諸表で開示される情報とサステナビリティ関連財務情報とがつながりのあるものにできるようにする目的で行った決定の一つである(下記 3.4 章で説明)。[IFRS S1.BC85]

3.3.2 報告の範囲

報告企業は、バリュー・チェーンを通じて、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することが求められる(上記 1.2 章参照)。これは、報告企業が、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を特定し、それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して、そのバリュー・チェーンの範囲(幅広さと構成を含む)を決定する必要があることを意味する。

バリュー・チェーンは、IFRS S1 号の「コア・コンテンツ」の一つの柱でもある戦略の項目においても言及されている。企業は、そのビジネスモデル及びバリュー・チェーンを通じて、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される影響を開示し、これらのリスク及び機会がどこに集中しているかを説明することが求められる(下記 4.3.4 項参照)。

IFRS S1 号では、バリュー・チェーンを以下のように定義している:[IFRS S1 Appendix A]

IFRS S1 より抜粋

付録 A 用語の定義

バリュー・チェーン

報告企業のビジネス・モデル及び当該企業が事業を営む外部環境に関連する、相互作用、リソース及び関係の全範囲。

バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了(end-of-life)まで、企業が使用し依存する相互作用、リソース及び関係が含まれる。これには、企業の事業における相互作用、リソース及び関係(人的リソースなど)、企業の供給チャネル、マーケティング・チャネル及び流通チャネルにおけるもの(材料及びサービスの調達並びに製品及びサービスの販売及び配送など)、並びに企業が事業を営む財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境が含まれる。

リソース及び関係は、様々な理由から多様性に富む。例えば、様々な形態(自然なもの、製造されたもの、知的なもの、人的なもの、社会的なもの、財務的なものなど)、内部的なもの(労働力、ノウハウ、組織プロセスなど)、外部的なもの(アクセスする材料やサービス、供給業者、販売業者、顧客との関係など)、企業の財務諸表において資産として認識されるもの、されないものなどが挙げられる。

さらに、リソース及び関係は、直接的なものである場合もあれば、企業のバリュー・チェーン全体(例えば、企業の供給・流通チャネル、企業の製品の消費と廃棄の影響、企業の資金源、関連会社やジョイント・ベンチャーへの投資を含む投資)に及ぶ場合もある。すなわち、バリュー・チェーンを通じての企業のビジネス・パートナーがサステナビリティ関連のリスクや機会に直面する場合、企業は、関連する結果に自らもさらされる可能性がある。[IFRS S1.B4, IFRS S1.B5]

したがって、サステナビリティ関連財務開示を作成する報告企業が、関連する財務諸表を作成する報告企業と同じであっても、報告の範囲は同じではない。つまり、サステナビリティ関連の財務開示は、財務諸表で認識される内容にとどまらず、それを超えてバリュー・チェーンに関する情報を収集するものである。

サステナビリティ関連財務開示を作成する報告企業は、関連する財務諸表の報告主体と同じであるが、サステナビリティ関連財務開示の内容は、財務諸表で認識される内容に限定されない。

3.3.3 バリュー・チェーンの範囲の決定

企業のバリュー・チェーンの範囲を決定することは、バリュー・チェーンの取りうる範囲や、要求される開示を作成するための情報を入手することが潜在的に複雑であることから、困難なものとなる可能性がある。なぜなら、バリュー・チェーンに関する情報を入手するためには、報告企業が支配していない、または所有持分を有していない関係者から情報を収集する必要が生じる場合もあるためである。例えば、ある企業の製品の最終的な消費者が、その企業のスコープ 3 の温室効果ガス排出の最も重要な寄与者である場合がある。また、サプライヤーの雇用慣行が、報告企業と直接的な関係がなくても、企業の評判に影響を与える可能性がある。*[IFRS S1.BC56, IFRS S1.BC57]* ジョイント・ベンチャーや関連会社及び投資は、連結財務諸表を表示している報告企業の一部とはみなされない。しかし、報告企業はこれらの項目を財務諸表に認識し、その業績面を報告する。同様に考えれば、これらの投資に関するサステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者がサステナビリティ関連のリスクや機会の影響を評価する上で関連性がある。*[IFRS S1.BC54]*

バリュー・チェーンの範囲を評価することは難しいかもしれないが、それはサステナビリティ報告の分野にとって新しいことでも独自のものでもない。企業は、一般目的の財務報告書の一部として、マネジメント・コメントリーにより、企業の財務業績や財務状態に影響を与えた要因や、将来的に価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える要因についての洞察を頻繁に提供している。それらの要因は、多様な投資や依存関係の活動を含むバリュー・チェーンの側面も捉えている。従って、企業は一般的な計画やリスク管理の目的でバリュー・チェーン内の活動も評価していることから、IFRS S1 号における要求事項は、リスク管理や戦略的ビジネスモデルの分析において、事実上このアプローチに従っていることになる。

ISSB は、バリュー・チェーンを決定し、報告の範囲を明確にすることは、各企業に固有のプロセスであり、原則や基準によって具体的に規定することは困難であると指摘した。また、ISSB は、バリュー・チェーンやあらゆる子会社を通じた広範な活動に関する報告についての既存の市場ガイダンスや実務にも言及している(例えば、SA SB 基準には、企業がどのようにバリューチェーン活動に関する報告を行うことができるかを示す開示トピックや指標に加え、これらの活動がどの産業に関連しうるかに関する情報が含まれている)。

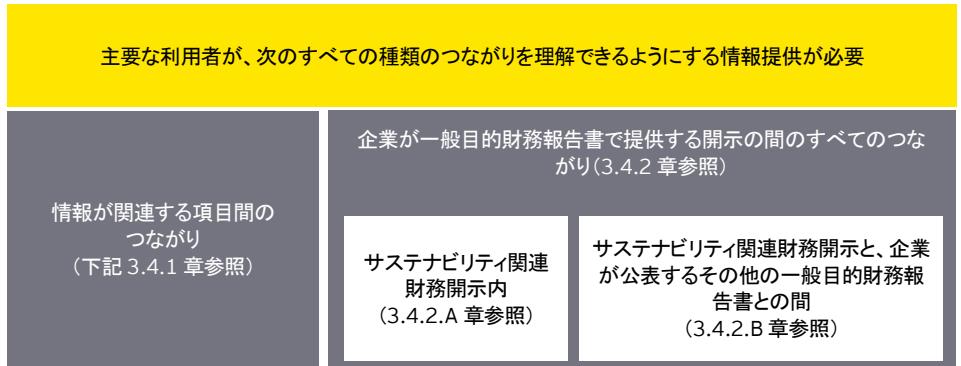
バリュー・チェーンの範囲を決定する際、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会について、「過大なコストや労力をかけることなく、報告日現在で利用可能な、合理的で裏付け可能なすべての情報」を使用することが求められている。この概念は、バリュー・チェーンに関する開示を作成する際に考慮する情報の種類と、そのような情報を入手するために必要な労力に関するパラメーターを設定することにより、企業を支援するものである。この概念の詳細については、上記 1.2.2 章を参照のこと。

3.4 つながりのある情報

企業は、情報が関連する項目間のつながり及び企業の一般目的財務報告書における様々な開示間のつながりの両方を主要な利用者が理解できるような方法で情報を提供することが求められている。*[IFRS S1.B39]*

以下の図 3-3 は、IFRS S1 号に従って情報を提供する必要があるつながりのタイプを示している:*[IFRS S1.21]*

図 3-3：情報に求められるつながりの種類



3.4.1 情報が関連する項目間のつながり

IFRS S1 号は、情報が関連する項目間のつながりに関する情報の例を示している:[IFRS S1.B40]

- ▶ ある企業が、サステナビリティ関連の特定の機会を追求し、その結果、収益増加につながった場合、つながりのある情報は、企業の戦略と財務業績との間の関係を描写する。
- ▶ 企業が、企業自身がさらされているサステナビリティ関連の 2 つのリスクの間にトレードオフを識別し、そのトレードオフの評価に基づいて行動をとった場合、つながりのある情報は、それらのリスクと企業の戦略との関係を描写する。
- ▶ 企業が特定のサステナビリティ関連の目標にコミットしているが、適用される認識規準が満たされていないため、企業の財政状態や財務業績にそのコミットメントがまだ影響を与えていない場合、つながりのある情報は、その関係を描写する。

3.4.2 一般目的財務報告書で提供される開示の間のつながり

企業の一般目的財務報告書におけるさまざまな開示間のつながりに関して、IFRS S1 号は、2 つのカテゴリーを区別している:

- a) サステナビリティ関連財務開示内で、企業が提供する開示間のつながり
- b) サステナビリティ関連財務開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書で提供される開示間のつながり

3.4.2.A 企業のサステナビリティ関連財務開示内で提供される開示間のつながり

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示内で企業が提供する開示間のつながりのある情報の性質について、以下のすべてを含むと説明している:[IFRS S1.B41]

- ▶ 特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報であって、ガバナンス、戦略、リスク管理に関する開示の間のつながりを説明するもの(すなわち、下記 4 章でさらに説明する 4 つの柱に関連するもの)。
- ▶ 企業のサステナビリティ関連財務開示内で提供される、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会についての開示間の情報。例えば、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を統合している場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとにガバナンスの開示を個別に提供するのではなく、ガバナンスに関する開示を統合する必要がある。

3.4.2.B サステナビリティ関連財務情報開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書で提供される開示間のつながり

また、企業のサステナビリティ関連財務開示と、その企業が公表するその他の一般目的財務報告書で提供される開示間のつながりを説明するために、つながりのあ

る情報を提供する必要がある。例えば、企業は、サステナビリティ関連財務開示で提供される情報が、関連する財務諸表で提供される情報とどのようにつながっているかを説明する必要がある。しかし、このタイプのつながりは、関連する財務諸表とのつながりに限定されるものではなく、一般目的財務報告書を構成するその他すべての報告書(例えば、「経営者による説明」)にも関連する。

IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される影響に関する情報を要求している(下記4.3.4章の戦略の柱についてのコア・コンテンツ情報に関する議論を参照)。この要求事項は、企業のサステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表との間の情報のつながりの具体的な適用を示すものである。

このつながりを促進するため、IFRS S1号は企業に以下を要求している:[IFRS S1.22, IFRS S1.23, IFRS S1.24]

- ▶ サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を識別する。
- ▶ サステナビリティ関連財務開示を作成する際に、関連する財務諸表と(IFRS会計基準またはその他の適用される会計基準の要求事項を考慮して可能な限り)整合性のあるデータと仮定を使用する。
- ▶ サステナビリティ関連財務開示において、通貨が測定単位として特定されている場合、関連する財務諸表の表示通貨を使用する。

企業は、完全な整合性を義務付ける代わりに、IFRS会計基準(または他の会計基準)の要求事項を考慮することにより、可能な範囲でデータと仮定を整合させることが求められる。これは、企業のサステナビリティ関連財務開示と財務諸表との間に、データや仮定が異なる正当な理由が存在する可能性があるためである(例えば、財務諸表ではIFRS会計基準又は他の会計基準に含まれる特定の認識基準が考慮されているが、サステナビリティ関連財務開示では考慮されない場合など)。

以下の説例は、IFRS S1号の結論の根拠に基づいている:[IFRS S1.BC88]

設例 3-1: つながりの種類の例

製薬会社である企業Wは、非倫理的な試験に対するクレームにさらされた。企業Wは、それに対する自身の戦略的な対応が財務諸表における引当金及び関連する事業コストの認識をどのようにもたらしたのか、又はもたらさなかったのかを説明することが必要な場合がある。

電子機器メーカーである企業Xは、全社の温室効果ガス排出(主として製造プロセスの中で生み出される)についてネット・ゼロの目標を一般に発表した。従って、当該企業は、エネルギーの調達源の再生可能資源への移行及びよりエネルギー効率の高い機械への投資を伴う新たな戦略を採用する。当該企業は、目標を達成するためのこの戦略が、資本的支出の増加及び場合によってはエネルギー効率の低い機械の減損レビューのほか、エネルギー価格の下落(及び変動性の減少)、消費者からの関連する需要増大による売上の増加、及び売上マージンの増加をどのようにもたらしたのかを説明することが必要な場合がある。

サプライヤーである企業Yは、自らの商品に対する需要が、労働者の待遇及び労働者の権利の尊重により増大している(特に、この領域における自社のアプローチが同業他社の多くよりも良いため)ことを発見する。当該企業は、労働者の待遇に関連する戦略及びパフォーマンスがどのように企業に有利な地位を与え、売上の増大をもたらしているのかを説明することが必要な場合がある。

企業Zは、企業のディーゼル車を電気自動車に置き換えることに依存する、ネット・ゼロ温室効果ガス排出計画を有している。電気自動車への移行には、ディーゼル車について必要とされていた時よりもずっと多くの資本的投資が必要となる。移行計画は、それぞれの車両の経済的耐用年数が終了した時点で、その車両を置き換えるというものである。企業は、車両は減損しておらず、減価償却率又は耐用年数の見積りの変更を財務諸表に反映する必要ないと結論付ける。当該企業は、移行計画が将来キャッシュ・フローに影響を有しており、財務諸表に反映されている通り、その会計処理は移行計画と整合的であると説明することが必要な場合がある。

情報が関連する項目間のつながりと、企業が一般目的財務報告書で提供する開示間のつながりの両方を識別し、説明する際に、企業は不必要的重複を避ける必要がある。

3.4.3 つながりの特徴

開示間のつながりの描写には、必要な説明や相互参照を開示し、一貫性のあるデータ、仮定、測定単位を使用することが含まれるが、これらに限定されるものではない。その際、IFRS S1 は以下のすべてを要求している:[IFRS S1.B42]

- ▶ 開示間のつながりを明瞭かつ簡潔に説明する。
- ▶ ISSB 基準が共通の情報項目の開示を要求している場合には、不必要的重複を避ける(上記 3.1.1 章の情報の理解可能性という質的特性の強化に関する議論も参照)。
- ▶ 上記 3.4.2.B 章で説明したように、企業のサステナビリティ関連財務開示の作成に使用したデータ及び仮定と、関連する財務諸表の作成に使用したデータ及び仮定との間の重大な差異についての情報を開示する。

サステナビリティ関連財務情報を開示する場合、その情報が一般目的財務報告書内で重複する可能性がある。これは、他の枠組み(IFRS 会計基準や他の会計基準など)が同様の情報を要求する可能性があるためである。従って、情報が関連する項目間のつながりと、企業が一般目的財務報告書で提供する開示間のつながりの両方(3.4.1 章及び 3.4.2 章を参照)を識別し、かつ、説明する際に、企業は不必要的重複を避ける必要がある。これを達成するために、企業が考慮できる一つのアプローチは、特定の要求事項を満たすことを条件として、サステナビリティ関連の財務開示から、企業が公表する他の一般目的財務報告書への相互参照を使用することである。相互参照によるサステナビリティ関連財務開示に含まれる情報についての要求事項は、5.2 章で詳しく説明されている。

IFRS S1 号には、さまざまな種類のつながりを説明しうる開示の性質を説明するために、以下の例が含まれている。例えば、つながりのある情報を提供する場合、企業は次のようなことが考えられる:[IFRS S1.B43, IFRS S1.B44]

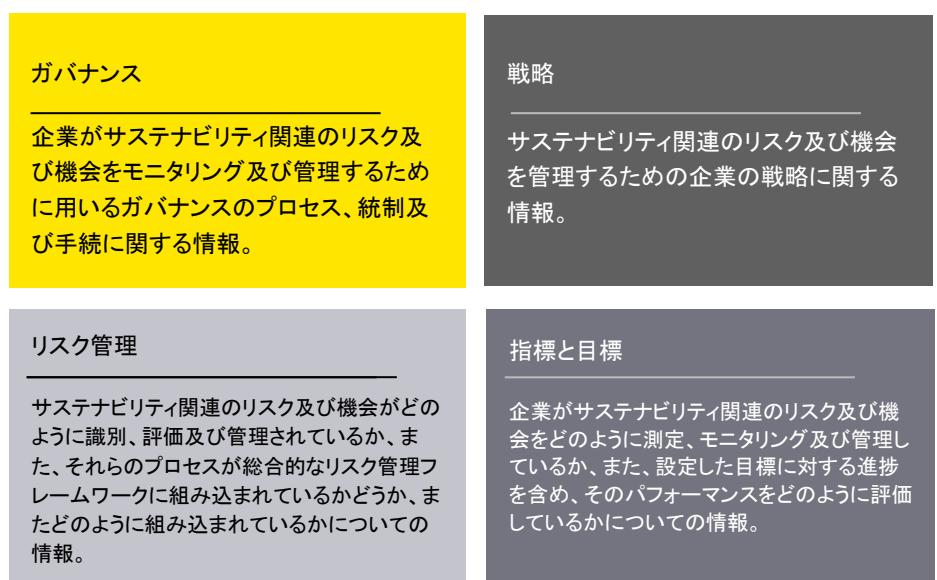
- ▶ その戦略が財務諸表及び財務計画に与えている影響または可能性のある影響を説明する、あるいは、企業の戦略が目標に向けた進捗を測定するために使用する指標と、その戦略がどのように関連しているかを説明する。
- ▶ 天然資源の使用やサプライ・チェーン内の変化によって、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように増大させ得るか、あるいは縮小させるかを説明する。天然資源の利用やサプライ・チェーン内の変化に関する情報は、企業の生産コストへの現在又は予想される財務的影響、それらのリスクを軽減するための戦略的対応、新規資産への関連投資に関する情報とリンクさせる必要がある場合がある。また、関連する指標及び目標についての記述的情報を、関連する財務諸表の情報とつなげる必要があるかもしれない。
- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにその戦略が、短期、中期及び長期にわたり財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与える複合的な影響を説明する。例えば、消費者がより低炭素な代替品を選好するため、企業が製品に対する需要の減少に直面している場合、その戦略的対応(例えば、主要工場の閉鎖)が、労働力や地域社会にどのような影響を与えるか、また、その対応が関連する財務諸表に及ぼす影響(例えば、主要工場の閉鎖が耐用年数や減損評価に及ぼす影響)を説明する必要があるかもしれない。
- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略を策定するために検討した代替案を、それらのリスク及び機会の間のトレードオフの説明も含めて記述する。例えば、企業は、サステナビリティ関連のリスク(例えば、環境リスクが企業の評判や経営能力にどのような影響を与えるか)に対応した事業再編(例えば、新製品の開発)の決定が、企業の将来の労働力の規模及び構成、又は企業の財務諸表に報告される財務業績に及ぼす潜在的な影響を説明する必要があるかもしれない。

4 コア・コンテンツ

4.1 TCFD の概要

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを求めている。これらの開示要求事項は、企業がそれらのリスク及び機会を管理する方法に関する情報を提供する「コア・コンテンツ」に相当する。この「コア・コンテンツ」に関連して開示される情報は、主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期、及び長期にわたって企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、資本コストに与える影響を評価するために必要なものである。「コア・コンテンツ」の開示要求事項は、TCFD 提言の 4 つの柱から導き出され、それを基礎としており、下記の図 4-1 に要約される。

図 4-1: コア・コンテンツは TCFD の 4 つの柱に基づいている



企業は、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会を統合的にモニタリング及び管理するために、包括的なプロセス、統制及び手続を有している場合がある。

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の種類ごとに、コア・コンテンツに関する開示を繰り返すことを企業に要求していない。その代わりに、企業は、特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング及び管理するためのアプローチが、全体的なプロセス、統制及び手続に統合されていることを開示し、重要性がある場合には、当該特定のリスク及び機会の固有の特性に対応するために、それらのプロセスに加えられた適応を説明する。[IFRS S1.B41(b), IFRS S1.B42(b), IFRS S1.BC94]

弊社のコメント

IFRS S1 号におけるコア・コンテンツの開示要求事項の目的は、企業が、どのように統治し、リスク及び機会を管理し、事業を管理する戦略を設定すべきかを規定するのではなく、実際のサステナビリティ関連の活動について説明することを求めることがある。例えば、企業が、サステナビリティ関連のリスクや機会をモニタリング及び管理するためのガバナンスの仕組みや戦略を限定的にしか有していない場合、それが主要な利用者にとって重要性がある情報となるのであれば、その事実を開示することが求められる。企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理・モニタリングするための取り決めやプロセスを強化するために、プロセスの改善を導入するかどうかを検討する必要がある。

4.2 ガバナンス

IFRS S1号におけるガバナンスの開示の目的は、主要な利用者が、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることである。

「ガバナンス」の定義において、TCFDは「G20/OECD コーポレートガバナンス原則」を参照し、「ガバナンスには、組織の経営陣、取締役会、株主、その他の利害関係者間の一連の関係が含まれる。ガバナンスは、組織の目的が設定され、業績に対する進捗がモニタリングされ、結果が評価される仕組みとプロセスを提供する。」⁸とある。

IFRS S1号におけるガバナンスに関する開示の目的は、主要な利用者が、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることである。[IFRS S1.26]

主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスクと機会に注意が払われているかどうか、またどの程度払われているかを評価するために、IFRS S1号は以下のすべての事項についての開示を要求している:[IFRS S1.27]

- ▶ 企業のサステナビリティ関連のリスクと機会を監督するガバナンス組織または個人(下記4.2.1章参照)。
- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いられるガバナンス・プロセス、統制、手続における経営者の役割(下記4.2.2章参照)。

4.2.1 監督の役割に関する情報

サステナビリティ関連のリスク及び機会を監督する「ガバナンス機関」には、取締役会、委員会、またはガバナンスを担う同等の機関が含まれる。IFRS S1号は、一部の企業について、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監視の責任を、ガバナンス機関ではなく、個人が負う場合があることを認識している。個人は、具体的な専門知識及び経験によって、サステナビリティ関連のリスク及び機会の全体的な監督を担当する責任を有している場合がある。[IFRS S1.BC96]

IFRS S1号は、以下の図4-2に示すように、企業に監督の取決めに関するすべての情報を開示することを求めている:[IFRS S1.27(a)]

図4-2 監督の役割に関する開示

テーマ	必要な開示
責任	サステナビリティ関連のリスクと機会の監督に責任を有するガバナンス機関または個人を識別する。 この要求事項には、サステナビリティ関連のリスクと機会に対する責任が、当該機関または個人に適用される付託事項、義務、役割の記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているかについての情報が含まれる。[IFRS S1.27(a)(i)]
コンピテンシー	ガバナンス機関または個人が、サステナビリティ関連のリスクと機会に対応する戦略を監督するための適切なスキルとコンピテンシーを有しているかどうか、または今後開発する必要があるかどうかを、どのように判断しているかを記述する。[IFRS S1.27(a)(ii)]
通知	サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、どのくらいの頻度で情報がもたらされているかを説明する。[IFRS S1.27(a)(iii)]
考慮	戦略やリスクマネジメントの監督及び取引の評価の際に、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているかを説明する。この開示の一環として、ガバナンス機関または個

⁸ TCFD、付録5:用語集と略語、62ページ

	人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮したかどうかを説明する。[IFRS S1.27(a)(iv)]
モニタリング	目標の設定と目標に向かっての進捗状況のモニタリングについて説明する。この開示の一環として、関連する業績指標が報酬方針に含まれているかどうか、またどのように含まれているかを説明する。[IFRS S1.27(a)(v)]

4.2.2 経営者の役割に関する情報

主要な利用者が、サステナビリティ関連事項に関して企業内でどのように責任が委譲されているかを理解できるようにするために、ガバナンスの開示要求事項は、ガバナンス組織または個人による監督と、経営者レベルの役職または委員会の責任を区別している。例えば、企業の取締役会はより広範なサステナビリティ関連事項についての監督を行い、経営幹部は、特定のサステナビリティ関連リスク及び機会がどのように評価され管理されるかについての事業上の意思決定を行う場合がある。

IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いられるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割について開示することを企業に求めている。これらの開示は、以下のすべてに関する情報であり、図4-3に要約されている:[IFRS S1.27(b)]

図4-3:経営者の役割に関する開示

テーマ	必要な開示
委任	役割が具体的な経営者レベルの地位または委員会に委任されているかどうか、その地位または委員会に対する監督がどのように行われているかについての情報。[IFRS S1.27(b)(i)]
プロセス	経営者が、サステナビリティ関連のリスクと機会の監督を支援するために、統制及び手続を用いているかどうか、また、用いている場合は、それらの統制と手続が他の内部機能とどのように統合されているかについての情報。[IFRS S1.27(b)(ii)]

ガバナンス機関の役割と経営者の役割に関する開示要求事項の性質を考慮すると、企業はこれらの要求事項を満たすために、記述的な開示をすると思われる。IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務情報の有用性は、特にその情報が理解可能である場合に高まる、と指摘している(上記3.1.1章参照)。

情報の性質によっては、説明文に加え、表、グラフ、図を使用することで、開示の明瞭性を高めることができる。以下の実例4-1では、Flutter Entertainment plcがTCFD提言を適用する際に、サステナビリティ関連のリスクと機会を監督するガバナンス機関の役割と権限、及びガバナンスにおける経営陣の委任された役割をどのように識別し、説明したかを示している。この実例は、各機関の役割を視覚的に表現したものであり、2022年度年次報告書に含まれる付隨の説明開示でさらに説明されている。また、サステナビリティ関連のモニタリング、管理、監督するために用いられるプロセス、統制、手続についても詳述している。

アニュアルレポート＆アカウント 2022 [抜粋]

戦略レポート[抜粋]

サステナビリティ[抜粋]

環境[抜粋]

環境・気候戦略のガバナンス[抜粋]

71 ページ

Sustainability reporting and governance

Provide oversight
Board Risk and Sustainability CommitteeDefine and approve strategy and ambitions
Executive Sustainability SteerCoMobilise strategy and projects
Sustainability Working Group*Various workstreams deliver sustainability strategy and projects
Play Well, Work Better, Do More, Environmental, Communications and Governance workstreams

* Working group comprises functional leads plus representatives from each division.

IFRS S1 号の戦略に関する開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティに関連するリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることである。

4.3 戦略

TCFD は、「戦略」を「組織が望む将来の状態」と定義している。組織の戦略は、その望ましい状態に到達するための進捗状況をモニタリング・測定するための基盤を確立するものである。戦略の策定には、一般的に、組織が直面するリスク及び機会、そして組織が活動する環境を考慮に入れながら、組織の活動の目的と範囲、そして事業の性質を確立することが含まれる。⁹

IFRS S1 号の戦略に関する開示の目的は、主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることである。[IFRS S1.28] これらの開示は、企業の将来の業績に関する主要な利用者の予想に対して情報提供するために使用することができる。

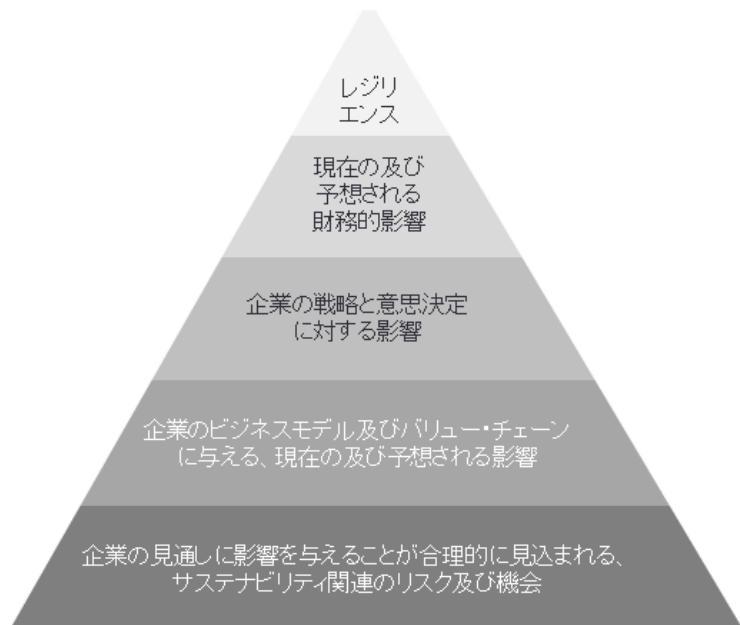
戦略に関する開示の基礎となるのは、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報である(下記 4.3.1 章参照)。その最初の開示を基礎として、その他の戦略開示は、以下のすべてを理解できるようにする情報を提供する:[IFRS S1.29]

- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のビジネスモデル及びバリューチェーンに与える、現在の及び予想される影響(下記 4.3.2 章参照)。
- ▶ それらのリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響(下記 4.3.3 章参照)
- ▶ それらのリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される影響(下記 4.3.4 章参照)。
- ▶ サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンス(下記 4.3.5 章参照)。

これらの戦略に関する開示のサブトピックは、以下の図 4-4 に要約されている。

⁹ TCFD、付録 5:用語集と略語、63-64 ページ

図 4-4: 戦略開示のサブトピック



4.3.1 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示

上記 1.2 章で述べたように、企業は、その見通しに影響を及ぼすと合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別することが求められている。 IFRS S1 号は、企業に対してそれらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての説明を要求している。[IFRS S1.30]

それらのサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連するさらなる文脈を主要な利用者に提供するため、IFRS S1 号は、企業に対し、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれの影響が発生することが合理的に見込まれる時間軸を特定しなければならないと規定している。 IFRS S1 号では、時間軸を短期、中期、長期と識別している。[IFRS S1.30(b)]

ISSB は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する関連情報は、短期、中期及び長期の企業固有の評価の文脈で最もよく理解できると考えたため、「短期」、「中期」、「長期」を表す特定の時間枠を規定しないことを決定した。そのため、IFRS S1 号は、企業が「短期」、「中期」及び「長期」の時間軸をどのように定義しているか、また、それらの定義が企業の戦略的意図決定に用いる計画期間と、どのようにつながっているかについての説明も開示することを求めている。[IFRS S1.30(c), IFRS S1.BC102]

このような時間軸を定義する際、企業は、各企業および各企業が事業を営む産業によって異なる多くの要因を考慮する必要がある。また、時間軸は、継続的な予測の時間軸、予算期間、戦略計画サイクルなどの管理プロセスとなることが多い。 IFRS S1 号では、企業固有又は産業固有の要因として、以下の例が挙げられている：[IFRS S1.31, IFRS S1.BC102]

- ▶ キャッシュ・フロー、投資及びビジネスのサイクル
- ▶ 企業が属する産業において、戦略的意図決定及び資本配分計画に通常用いられる計画期間
- ▶ 主要な利用者が、その産業に属する企業の評価を行う時間軸

4.3.2 サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデル及びバリュー・チェーンに与える影響に関する開示

IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のビジネスモデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響と、そのビジネスモデル及びバリュー・チェーンのどこにサステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているかを記述することを企業に求めている。例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会は、特定の地域、施設及び資産の種類に集中している場合がある。[IFRS S1.32]

以下の設例は、IFRS S1号の結論の根拠に基づくものであり、企業がそのビジネスモデル及びバリュー・チェーンのどこにサステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているかを開示するために提供する情報の種類を示している:[IFRS S1.BC52]

設例 4-1:

企業のビジネスモデル及びバリュー・チェーンのどこにサステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているかを示す例

企業 A は飲料業界で事業を営んでおり、特に水が不足している地域において、水の使用に関連するリスクを開示する必要があると識別している。企業 A は、水の使用が、事業上のニーズを満たすために利用可能な供給にどのような影響を与えるかを記述する場合がある。また、水の消費が、同じ水源に依存している企業の事業の周辺コミュニティにどのような影響を与えるかを説明する場合もある。また、そのような場所での水の過剰消費が、風評被害や顧客喪失のリスク、あるいは課税やリソースの使用制限をどのようにもたらすかを説明する場合がある。これらのリスクがサプライ・チェーンを通じてどのように評価されたかを記述する可能性もある。

企業 B は衣料品ブランドであり、製品や包装により資源集約的でない素材を使用するように変更することに関連した機会について説明する必要があると識別している。潜在的な影響は、企業 B の持続可能な事業慣行へのコミットメント、又はより持続可能が高いものやリサイクルされた代替品に対する顧客の選好が要因となって左右される可能性がある。また、企業 B は、この機会によって最も影響を受けるバリュー・チェーンや事業の領域並びに当該機会を評価しモニタリングするために整備されたプロセスを開示する場合もある。

企業 C は電子機器メーカーであり、風評被害やサプライ・チェーンの混乱などを含む、サプライ・チェーンにおける人権問題のリスクを説明する必要があることを識別している。その際、企業 C は、自社の方針への影響、当該リスクを評価しモニタリングするために行った対応及び、識別されている権利の濫用をどのように管理しているかを記述する場合がある。

4.3.3 サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響に関する開示

主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響を理解できるようにするために、IFRS S1号は、企業に以下のすべての情報を開示することを求めている:[IFRS S1.33]

- ▶ 戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるか
- ▶ 定量的及び定性的情報を含め、企業が過去の報告期間に開示した計画に対する進捗状況
- ▶ 企業が考慮したサステナビリティ関連のリスク及び機会のトレードオフ

以下の設例は、サステナビリティ関連のリスク及び機会のトレードオフに関する開示を示している：

設例 4-2: サステナビリティ関連のリスク及び機会のトレードオフの例

報告期間中に、企業 A は、耐用年数の期限が近づいた既存施設に代わる新たな製造施設をどこに設置するかを決定した。企業 A は、新しい製造施設のために 2 つの代替地を検討した：

用地 X は既存施設と同じ地域にある。しかし、敷地とその周辺の排水設備が貧弱なため、大雨の際には鉄砲水が発生しやすい。

用地 Y は、洪水リスクのない別の地域に位置している。企業 A は現在、用地 X 周辺地域社会の主要雇用主となっている。企業 A による用地 Y への移転の決定は、用地 X 周辺地域の雇用に悪影響を及ぼし、間接的に地域社会全体の経済見通しに悪影響を及ぼすことになる。

企業 A は、用地 X の洪水リスクの程度と用地 Y に移転することによる社会的リスクを調査するための影響評価を実施し、これらのリスクを軽減するための選択肢を識別した。企業 A は、コスト・ベネフィットの観点から、用地 X に新しい製造施設を建設し、開発工事の一環として、洪水を用地と地域社会から迂回させる新しい排水システムを設置することを決定した。この決定を下すにあたり、企業 A は、地元で訓練され、従事している労働力を継続的に利用し、施設運営することの利点も考慮した。

現在のおよび予想される財務的影響に関する開示は、関連財務諸表に記載されている情報を補足または拡大することを意図している。

4.3.4 サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される財務的影響に関する開示

IFRS S1 号は、以下のすべての定量的情報及び定性的情報を開示することを企業に求めている：[IFRS S1.34]

- ▶ 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間における財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（「現在の財務的影響」）
- ▶ 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を財務計画にどのように含まれているかを考慮した上で、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたって、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響（「予想される財務的影響」）

「現在の財務的影響」と「予想される財務的影響」が意味する時間軸は、以下の図 4-5 に示されている。

図 4-5: 現在の財務的影響と予想される財務的影響の時間軸



現在の及び予想される財務的影響に関する開示は、関連する財務諸表で提供される情報を補足又は拡張することを意図している。これには、サステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表で報告される情報との間のつながりを識別し、説明することが含まれる（上記 3.4.2.B.章のつながりのある情報に関する議論を参照）。情報の項目間のつながりは、相互参照を用いることにより、情報を重複させることなく説明することができる。例えば、財務諸表の注記に開示されている情報への相互参照は、IFRS S1 号における、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の現在の及び予想される財政状態、財務業績、キャッシュ・フローにどのような影響を与えるかを開示するという要求事項を満たす場合がある。相互参照の使用は、IFRS S1 号の要求事項に従う（下記 5.2.2 章の詳細な議論を参照）。

4.3.4.A 現在の財務的影響に関する開示

IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間における財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えたかについて、定量的情報及び定性的情報を開示することを要求している。[IFRS S1.35(a)]

企業はまた、IFRS会計基準や他の会計基準を適用する際に、財務諸表の注記において、これらの現在の財務的影響を開示する必要がある場合もある。上記4.3.4章で議論したように、企業は、不必要的開示の重複を避けるために、この情報への相互参照を含めることができるかどうかを考慮すべきである。

4.3.4.B 予想される財務的影響に関する開示-次の年次報告期間

予想される財務的影響とは、次の年次報告期間に予想される財務的影響、及び短期、中期及び長期にわたって予想される財務的影響を指す。

IFRS S1号は、現在の財務的影響と次の年次報告期間において予想される財務的影響をつなげる情報の開示を要求している。このIFRS S1号の開示要求に従って、企業は、以下の両方の特徴を有するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する定量的情報及び定性的情報を開示することが求められる：[IFRS S1.35(b)]

- ▶ サステナビリティ関連のリスクまたは機会が、現在の財務的影響を有すると識別された（上記4.3.4.A章も参照）。
- ▶ 次の年次報告期間中に、関連する財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある。

現在の財務的影響の開示と同様に、この開示で要求される情報は、IAS第1号における見積りの不確実性の要因の開示の要求事項に従って企業の財務諸表の注記にも開示される可能性がある。従って、企業は、不必要的開示の重複を避けるために、この情報への相互参照を含めるかどうかを検討する必要があるかもしれません。

4.3.4.C 予想される財務的影響に関する開示-短期、中期、長期

IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略を考慮した場合に、企業の財政状態が短期、中期及び長期にわたってどのように変化する予想されるかについて、以下のすべてを考慮して定量的情報及び定性的情報を開示することを企業に求めている：[IFRS S1.35(c)]

- ▶ 投資計画及び処分計画（企業が契約上約束していない計画も含む）
- ▶ 戰略遂行のために計画している資金源

企業の投資・処分計画には、資本的支出、主要な買収及びダイベストメント、共同支配企業、事業変革、イノベーション、新たな事業領域並びに資産の除却の計画が含まれる。

同様に、IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略を踏まえ、短期、中期及び長期にわたり、企業が企業自身の財務業績及びキャッシュ・フローについてどのように変化すると見込んでいるかについて、定量的情報及び定性的情報を開示することを求めている。[IFRS S1.35(d)]

4.3.4.D 現在の及び予想される財務的影響の測定

IFRS S1号は、定量的情情報を単一の数値又は数値の範囲として開示することができることを示す以外に現在の及び予想される財務的影響をどのように測定するかについてのガイダンスを提供していない。ISSBは、場合によっては、単一の見積りよりも、考えられる結果の範囲の方が有用であることを認識している。[IFRS S1.36, IFRS S1.BC89]

弊社のコメント

サステナビリティ関連のリスク又は機会から予想される財務的影響を定量化する際に考慮しなければならないさまざまな要因がある場合に、企業は、それらの影響をどのように測定するかを決定するために、判断を用いる必要があるかもしれない。このような判断は、企業がその財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへの影響を最もよく反映すると期待する方法を選択することに関連する。予想される財務的影響を定量化するための適切な測定方法を選択するための判断を行うにあたり、企業は、IFRS会計基準又は他会計基準で使用されている測定方法が適合するかを考慮することが考えられる。

4.3.4.E 予想される財務的影響に関する開示の作成

利害関係者は、予想される財務的影響に関する情報を開示する際に、一部の企業が困難に直面する可能性について懸念を表明した。これらの懸念に対応するため、特にサステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される財務的影響に関する開示の作成について、IFRS S1号は企業に以下のことを認めている(すべてを行わなければならない):[IFRS S1.37, IFRS S1.BC106, IFRS S1.BC107]

- ▶ 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる(詳細については、上記 1.2.2 章の議論を参照)。ISSBは、以下の設例 4-7 に要約されているように、予想される影響という文脈でこの要求事項をさらに明確化した。
- ▶ それらの開示を作成するために企業が利用可能なスキル、能力及びリソースに見合ったアプローチを用いる。しかし、ISSBは、企業が予想される財務的影響に関する定量的情報を提供するためのスキルや能力を取得又は開発するために利用可能なリソースがある場合には、それらを有していないことを理由に、定量的情報の提供を回避することはできないことを明確にした。

図表 4-7: 予想される影響に関する開示の文脈における合理的かつ裏付け可能な情報の概念

用語	意味
すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる	企業は、裏付け可能ではないか又は不合理な情報を前提として、機会又はリスクの予想される財務的影響を過大に又は過小に記載することが禁止される。
報告日時点で利用可能な情報を用いる	企業は、 <ul style="list-style-type: none">▶ 報告日時点で企業が利用可能な情報(過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想を含む)のみを用いることが容認される。▶ 報告日よりも後にしか利用可能とならない情報を用いることを要求されない。
過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報を用いる	企業は、リスク又は機会の予想される財務的影響を決定するにあたり、情報の網羅的な探索を実施することは要求されない。 その代わり、企業は、当該情報の入手に伴うコスト及び労力に見合った情報探索を実施することが容認される。

4.3.4.F 現在の及び予想される財務的影響に関する定量的情報が要求されない場合の基準と開示

ISSB は、企業がサステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響に関する定量的情報を開示する必要がない場合の基準を定めている。[IFRS S1.38, IFRS S1.39, IFRS1.BC109] 特に、

- ▶ IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク又は機会の現在又は予想される財務的影響について、以下の場合には定量的情報を提供する必要ないと定めている。
 - ▶ 現在の又は予想される財務的影響を区分して識別できない。財務的影響は、多くのリスク又は機会から生じ、財務諸表の多くの項目に影響を及ぼす場合がある。そのため、財務的影響を個々のサステナビリティ関連のリスクや機会に帰属させることが困難な場合がある。

あるいは

- ▶ それらの影響を見積るにあたり測定の不確実性のレベルがあまりにも高いために、もたらされる定量的情報は有用ではない。測定の不確実性に関する更なる議論については、以下の 6.2 章を参照のこと。
- ▶ 特に、サステナビリティ関連のリスク又は機会から予想される財務的影響について、IFRS S1 号は、企業が定量的情報を提供するスキル、能力又はリソースを有していない場合には、予想される財務的影響に関する定量的情報を提供することを要求していない。

特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会の現在の又は予想される財務的影響について、企業が定量的情報を開示することができない場合でも、主要な利用者にとって有用な他の定量的及び定性的情報を提供することが依然として求められることを ISSB は明確にした。そのため、企業が定量的情報を提供できないと結論づけた場合、IFRS S1 号は企業に以下のすべてを要求している：[IFRS S1.40]

- ▶ 定量的な情報を提供していない理由を説明する。
- ▶ それらの財務的影響に関する定性的情報を提供する。これには、サステナビリティ関連のリスク又は機会が影響を与える可能性が高い、又は影響を与えた、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。
- ▶ そのサステナビリティ関連のリスク又は機会と、他のサステナビリティ関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な財務的影響に関する定量的情報を提供する。但し、複合的な財務的影響に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。

4.3.5 サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンスに関する開示

IFRS S1 号は、企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンス評価を要求している。レジリエンス評価の目的は、さまざまなシナリオにおいて、サステナビリティ関連のリスクや関連する不確実性の影響に対処し、それに耐える企業の能力について主要な利用者に情報を提供することである。

特に IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスクに関連する企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンスの評価を、どのように評価を実施したのか及び時間軸に関する情報を含めて開示することを求めている。評価は定性的評価と、該当ある場合には定量的評価とする。定量的情報を提供するにあたり、IFRS S1 号は、単一の数値又は数値の範囲を開示することを企業に認めている。[IFRS S1.41]

IFRS S1 号は、他の ISSB 基準が、シナリオ分析が要求されるかどうかを含め、具体的なサステナビリティ関連リスクに対する企業のレジリエンスについて開示が要求される情報の種類とそれらの開示の作成方法を規定している場合があるとしている。[IFRS S1.42] 例えば IFRS S2 号には、企業の気候関連リスクに対するレジリエン

ス評価に関する具体的な要求事項が含まれている（「パート B-IFRS S2 号の解説」の 4.3 章を参照）。

企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンスに関する情報開示の要求事項と、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される財務的影響に関する情報開示の要求事項は、それぞれ異なる情報ニーズに応えるように設計されている。レジリエンス評価の要求事項は、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に適応するための企業の能力に関するものであるのに対し、サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される財務的影響に関する要求事項は、リスク及び機会が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響に関するものである。従って、これらの要求事項は独立して適用することができる。しかし、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の予想される財務的影響を決定するために、レジリエンス評価を実施する必要はないが、ISSB は、企業が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の予想される財務的影響を決定する際に、レジリエンス評価が有用であり、関連性があると考える場合があることを認識している。[IFRS S1.BC113]

リスク管理プロセスとは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位をつけ、モニタリングするために企業が用いるプロセスを指す。

4.4 リスク管理

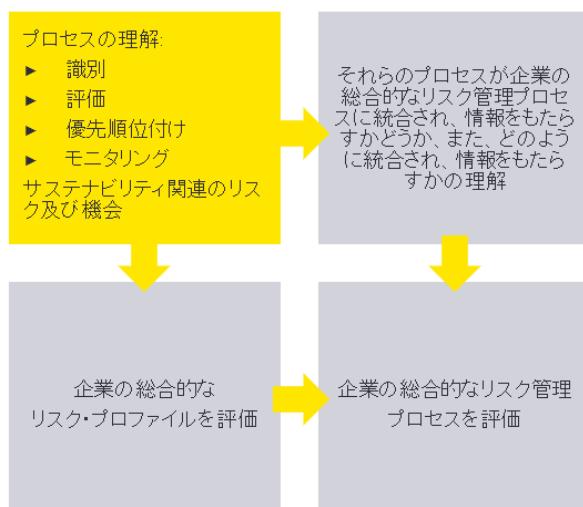
TCFD は、「リスク管理」を「組織のリスクに対処し、それらのリスクの複合的な潜在的影響を管理することにより、組織の目的達成を支援するために、組織の取締役会と経営者が実施する一連のプロセス」¹⁰と定義している。

IFRS S1 号におけるリスク管理の開示の目的は、主要な利用者が以下のすべてを行うことができるようになることである：[IFRS S1.43]

- ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするための企業のプロセスを理解する。
- ▶ それらのプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスに統合され、情報をもたらすかどうか、また、どのように統合され、情報をもたらすのかを理解する。
- ▶ 企業の総合的なリスク・プロファイルを評価する。
- ▶ 企業の総合的なリスク管理プロセスを評価する。

この目的は以下の図 4-8 にまとめられている：

図 4-8:リスク管理プロセス



TCFD は、「企業の財務・経営成績を評価する際、多くの投資家は、そのような成績が達成されるガバナンスとリスク管理の状況についての洞察を求めている。」¹¹と

¹⁰ TCFD、付録 5:用語集と略語、63 ページ

¹¹ 「気候関連財務情報開示タスクフォース最終報告書提言」(2017 年 6 月)17 ページ

指摘している。この焦点は、リスク管理開示の目的と戦略開示の目的を区別するのに役立つ。ISSBは、リスク管理プロセスに関する開示は、企業が導入したリスク管理の枠組みに関するものであると説明している。対照的に、戦略に関する開示は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略に関する情報を提供することに重点を置いている。[IFRS S1.BC116]

4.4.1 サステナビリティ関連リスクのプロセス

この開示目的に沿って、IFRS S1号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いているプロセス及び関連する方針についての情報を開示することを要求している。開示すべき情報には、以下のすべてに関する情報が含まれる：[IFRS S1.44(a)]

- ▶ サステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスと方針において、企業が用いるインプットとパラメータ（例えば、データソースとそのプロセスで対象となる事業の範囲に関する情報）。
- ▶ サステナビリティ関連のリスクの識別に情報をもたらすために、シナリオ分析を用いているかどうか、また、どのように用いているか。
- ▶ それらのリスクの影響の性質、発生可能性及び規模を企業がどのように評価しているか（例えば、定性的要因、定量的閾値またはその他の規準を考慮しているかどうか）。
- ▶ 他の種類のリスクと比較して、サステナビリティ関連のリスクを優先順位付けしているかどうか、またどのように優先付けしているか。
- ▶ サステナビリティ関連のリスクを企業がどのようにモニタリングしているか。
- ▶ 過去の報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更したかどうか、またどのように変更したか。

4.4.2 サステナビリティ関連の機会のプロセス

IFRS S1号はまた、サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報を開示することを企業に求めている。[IFRS S1.44(b)]

サステナビリティ関連のリスクのリスク管理プロセスの開示とは異なり、IFRS S1号では、機会に適用される企業のリスク管理プロセスについて開示すべき特定の情報を詳述していない。ISSBは、サステナビリティ関連のリスクに関する開示要求事項が、機会に関する開示要求事項よりも詳細であるのは、リスク管理プロセスが相対的に成熟しており、リスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするための企業のプロセスに関する情報に対する主要な利用者のニーズを満たすためであると説明している。[IFRS S1.BC119]

弊社のコメント

リスク管理に関する開示は、主要な利用者が、企業のサステナビリティ関連の機会を管理するプロセスを理解することを可能にする場合もある。従って、それらの開示の一部は、サステナビリティ関連の機会に関する開示にも情報を提供することができる。

4.4.3 統合された開示

IFRS S1号は、企業に対し、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするためのプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスにどの程度統合され、情報をもたらしているのか、また、どのように統合され、情報をもたらしているかについて開示することを求めている。[IFRS S1.44(c)] この情報は、主要な利用者が、企業の全体的なリスク・プロファイルとリスク管理活動を評価する際の助けとなる。

企業が、同じリスクマネジメントプロセスを用いて、異なるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付けし、又はモニタリングする場合、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに個別のリスク管理の開示を行うのではなく、それらの開示を統合する必要がある。これを説明するため、ISSBは、気候関連のリスク及び機会が、リスク及び機会(一般的な戦略上又は事業上のリスク、機会など)を管理する企業の総合的なリスク管理プロセスに統合されていることを示す例を示した。しかし、その他のサステナビリティ関連のリスク及び機会については、企業の総合的なリスク管理プロセスの一部となっていないため、それらのリスク及び機会の識別、評価、優先順位付け、モニタリングが別個に行われている。[IFRS S1.BC118]

企業が開示する指標は、特定のビジネスモデル、活動、又は産業への参加を特徴づけるその他の共通の特徴に関連する指標を含めなければならない。

4.5 指標及び目標

指標及び目標に関する開示の目的は、主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることである。[IFRS S1.45]

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、IFRS S1号は以下のすべての開示を企業に求めている:[IFRS S1.46]

- ▶ ISSB 基準で要求される指標(企業がこれらの指標を使用していない場合も含む)
- ▶ 企業が以下の測定・モニタリングに用いる指標:
 - ▶ サステナビリティ関連のリスク及び機会(これらの指標が ISSB 基準で要求されていない場合であっても)
 - ▶ 企業が設定した目標及び法律または規制により達成を求められる目標に対する進捗状況を含む、リスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス

企業が開示する指標には、特定のビジネスモデル、活動、又は産業への参加を特徴づけるその他の共通の特徴に関連する指標を含める必要がある。[IFRS S1.48]

4.5.1 ISSB 基準で要求される指標

気候関連のリスク及び機会に適用される指標について、IFRS S1号は、IFRS S2号の要求事項を適用することを要求している(「パート B-IFRS S2号の解説」の4.5章を参照)。しかし、気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される指標及び目標について、ISSBは、そのサステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される可能性のある、他のトピックに関する ISSB 基準をまだ公表していない。従って、サステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される ISSB 基準がない場合、IFRS S1号は、適用可能な指標を識別するために、ガイダンスの情報源に関する要求事項を適用することを企業に求めている。また、指標が ISSB 基準以外の情報源から取得された場合には、情報源と指標を識別することが要求される。[IFRS S1.47, IFRS S1.49] ガイダンスの情報源の詳細については、下記 5.1.2 章を参照。

4.5.2 企業が開発した指標

企業が開発した測定基準について、IFRS S1号は以下のすべての情報を開示することを求めている:[IFRS S1.50]。

図 4-9:企業が開発した指標の開示

テーマ	必要な開示
定義	測定基準はどのように定義されているか: <ul style="list-style-type: none">▶ ISSB 基準以外から取得した指標を調整することによって得られた指標であるかどうか。

	<ul style="list-style-type: none"> もしそうであれば、どの情報源か、また、その情報源で指定されている指標と企業が開示している指標がどのように異なるか。
性質	指標が絶対指標であるか、他の指標との関係で表される測定値であるか、又は定性的な指標であるか。ISSB は、赤、アンバー、緑の"信号機"の色を使ってステータスを示す定性的な測定値の例を示している。
検証	指標は第三者によって検証されているか、検証されている場合は誰によって検証されているか。
算定	<p>指標の算定に用いた方法と、算定のためのインプット:</p> <ul style="list-style-type: none"> 用いた算定方法の限界 用いた重大な仮定

4.5.3 目標

企業の目標には、戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した目標や、法律や規制によって達成することが求められている目標が含まれる。[IFRS S1.51]

各対象について、IFRS S1 号は、企業に以下のすべての開示を要求している:[IFRS S1.51]

- 目標を設定し、目標達成に向けた進捗状況をモニタリングするために用いる指標
- 企業が設定した、または達成することが要求される具体的な定量的または定性的目標
- 目標が適用される期間
- 進捗が測定される基礎となる期間
- マイルストーンと中間目標
- 各目標に対するパフォーマンス及び企業のパフォーマンスに関する傾向や変化の分析
- 目標の見直しとその説明

企業は、企業の目標の設定、及び、目標達成に向けた進捗状況のモニタリングするために用いられる指標を含め、各報告期間について一貫して指標を定義し、計算することが求められる。報告期間中に指標が再定義され、又は置き換えられた場合、企業は以下のすべてを行う必要がある:[IFRS S1.52, IFRS S1.B52]

- 実務上不可能でない限り、見直し後の比較数値を開示する。
- 指標に対する変更の内容について説明する。
- 変更した理由(なぜ、再定義または置き換えられた指標がより有用な情報を提供するのかを含む)を説明する。

企業が開示する指標及び目標は、意味のある、明瞭で正確な名称と記述を用いて、名付け、定義されなければならない。[IFRS S1.53]

5 全般的な要求事項

ISSB基準の全範囲の開発期間中は、他のガイダンスの情報源の利用が期待されるが、特定の事象、取引、その他の状況が、ISSB基準で具体的に取り扱われていない状況においては、他のガイダンスの情報源の利用は、引き続き適切なものとなるであろう。

5.1 ガイダンスの情報源

上記 1.2 章及び 3.2.2 章で述べたように、IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会、及びそれらのリスク及び機会に適用される重要な情報を識別することを企業に求めている。どちらの識別プロセスも、IFRS S1 号に含まれるガイダンスの情報源から情報を得る。

これらの識別プロセスにおいて、企業はまず、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される ISSB 基準を適用することが求められる。*[IFRS S1.5.4, IFRS S1.5.6]* IFRS S1 号には、特に ISSB 基準に直接適用できる要求事項がない場合に、企業に方向性を与えることを意図した他のガイダンスの情報源も含まれている。このようなガイダンスは、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、主要な利用者の意思決定に有用な開示を行うために、他の基準やフレームワークを適切に利用するためのロードマップを企業に提供するものである。 IFRS S1 号に含まれるガイダンスの情報源は、選択された場合、企業が IFRS S1 号の目的を満たすことができる情報を提供することになる可能性が高いものである。 ISSB は、このことが実務の多様性を減らし、同業他社が提供する情報間の比較可能性を向上させることに貢献できると考えている。*[IFRS S1.BC128]*

本解説の発行時点までに、ISSB は、気候関連のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報開示に関する個別の要求事項を公表している(すなわち、IFRS S2 号)。 ISSB の基準設定活動の初期段階であり、気候以外の ISSB 基準が開発・公表されるまでの間は、他のガイダンスを利用するすることが特に有用である。 ISSB は、追加的な ISSB 基準が開発されるにつれて、企業の他のガイダンス情報源への依存は徐々に減少していくと考えている。なぜなら、今後開発される ISSB 基準の範囲は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別することのみならず、主要な利用者のニーズを満たすように設計された情報開示を提供することにも有用だからであり、したがって、埋めるべきギャップは少なくなるからである。*[IFRS S1.BC128]*

上記のように、ISSB 基準の全範囲の開発期間中は、他のガイダンスの情報源が重要であるものの、ISSB は、これらの他の情報源が、IFRS S1 号の目的を達成するために、その後も企業にとって有用であり続けることを期待している。他のガイダンスの情報源に関する IFRS S1 号の要求事項の根拠は、IFRS 会計基準で適用される IAS 第 8 号と同様である。すなわち、特定の事象、取引、その他の条件が、どの ISSB 基準でも具体的に取り上げられていない状況が存在する。また、サステナビリティに関するトピックの範囲や主要な利用者の情報ニーズは継続的に進化しており、ISSB 基準がすべての可能な状況に対して具体的なガイダンスを提供しない可能性もある。さらに、ISSB は、このガイダンスは、主要な利用者のニーズを満たすことに焦点を当てたサステナビリティ関連の財務開示をこれまで報告してこなかった企業にとって、特に有用であると考えた。

ISSB は、(サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際、及びそれらのリスク及び機会について提供すべき重要性がある情報を識別する際の両方において)長い情報源のリストを含める代わりに、企業が参照することが要求される、又は参考し、適用可能性を検討することができるガイダンスの情報源のリストを限定することで、要求事項の負担を軽減することを決定した。 ISSB は、ガイダンスの情報源を、企業が参照し、その適用可能性を検討することが要求されるものと、企業が参照し、その適用可能性を検討することが許容はされるが、要求はされないものとに区別することを決定した。 ISSB は、ガイダンスの情報源を「参照し、その適用可能性を検討」という用語の使用について、企業がガイダンスの情報源を参照し、それが適用可能かどうかを検討することを要求される又は許容されることであることを明確化した。適用可能であれば、企業はそのガイダンスの情報源を適用することが要求又は許容される。*[IFRS S1.BC130, IFRS S1.BC131, IFRS S1.BC132]*

5.1.1 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際のガイダンスの情報源の利用

上記 5.1 章で議論したように、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際、企業は ISSB 基準を適用する必要がある。すなわち、企業は、ISSB 基準に含まれる、サステナビリティ関連のトピックと、当該トピックに関連するそれぞれのサステナビリティ関連のリスク及び機会を検討する必要がある。*[IFRS S1.54]*

ISSB 基準に加えて、IFRS S1 号は、この識別に関わる判断を助けるために、他のガイダンスの情報源のリストを提供している。具体的には、企業はサステナビリティ会計基準審議会基準(SASB 基準)を参照し、その適用可能性を検討することが求められている。*[IFRS S1.55(a)]* ISSB は、SASB 基準を使用することで、企業の適用コストを削減し、主要な利用者にとって有用で比較可能な開示が得られると考えた。これは、SASB 基準が IFRS S1 号と同様の目的で開発され、開示トピックや指標に関する全体的な設計が、IFRS S1 号の要求事項の構造を概ね踏襲しているからである。実際、SASB 基準によって提供される産業別のガイダンスは、IFRS S1 号の全般的な要求事項を補完するものであり、バリュー・チェーン全体を通じて産業で発生するサステナビリティ関連のリスク及び機会に焦点を当てた開示トピックを含んでいる。*[IFRS S1.BC130, IFRS S1.BC134]*

5.1.1.A サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために SASB 基準を参考する際の留意点

各 SASB 基準には以下の内容が含まれる：*[IFRS S1 IG12]*

- ▶ **産業の説明：**ビジネスモデル、活動、産業への所属を特徴づけるその他の共通の特徴を説明することにより、企業が該当する産業ガイダンスを識別することを支援することを意図している。
- ▶ **開示トピック：**特定の産業内の企業が行う活動に関連する、具体的なサステナビリティ関連のリスクまたは機会を記述する。
- ▶ **指標：**開示トピックに付随するもので、(個別にまたはセットの一部として)特定の開示トピックについての企業のパフォーマンスに関する有用な情報を提供するよう設計されている(下記 5.1.2 章参照)。
- ▶ **技術的プロトコル：**関連する指標の定義、範囲、適用、表示に関するガイダンスを提供する(下記 5.1.2 章参照)。
- ▶ **活動指標：**企業による特定の活動や事業の規模を定量化するもので、データを正規化し比較を容易にするために、開示トピックに付随する指標とともに使用することを意図している(下記 5.1.2 章参照)。

SASB 基準の適用可能性を検討する際、企業はまず、特定の SASB 基準が対象とする活動を理解する必要がある。産業別の説明は、各 SASB 基準が対象としているビジネスを要約しているため、企業は対象としている活動を理解し、SASB 基準が自社のビジネスモデルや関連する活動に適用可能かどうかを判断することができる。産業は様々な慣例に従って分類・定義されるため、産業の名称と説明は、企業が属すると考える産業と正確に一致しない可能性がある。この評価を行う際、企業は次のように判断することができる：*[IFRS S1.IG14, IFRS S1.IG15, IFRS S1.IG16]*

- ▶ そのビジネスモデルや活動が、単一の SASB 基準の記述と密接に整合している場合、その企業は、その特定の適用可能な SASB 基準のみを参照する必要があるかもしれない。
- ▶ そのビジネスモデル及び活動が、複数の SASB 基準の記述に密接に整合している場合(例えば、その企業が、より広範な活動にまたがるハイブリッド又は複雑なビジネスモデルを構成している場合)、それらの複数の SASB 基準を参照し、その適用可能性を検討する必要がある。

- ▶ その産業が、自らが属すると考える SASB 基準の産業名と正確に整合しないか、または、その活動が、特定の産業の SASB 基準で具体的に取り上げられていないと考えられる場合でも、他の SASB 基準で、それらの活動や類似の活動を扱っている可能性が高い。

SASB 基準の開示トピックは、IFRS S1 号の適用範囲に含まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を企業が理解する上で有用であり、これはサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する上で特に重要である。さらに、SASB 基準の開示トピックに付随する指標は、一般的に特定の産業内の企業の活動に合わせて調整されている。*[IFRS S1.BC134]* 企業は、自社の活動と密接に整合する SASB 基準を特定した後、自社のビジネスモデルや活動に基づいて、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、その SASB 基準のどの開示トピックが自社の活動に整合するかを判断する必要がある。*[IFRS S1.IG17]*

IFRS S1 号の付属ガイダンスに記載されている設例に基づき、企業がビジネスモデルや活動に基づいて、サステナビリティ関連のリスク及び機会を一貫して識別できるようにするために、SASB 基準の開示トピックを使用することについて、以下の設例を検討する。*[IFRS S1.IG18, IFRS S1.IG19]*

設例 5-1:

SASB 基準を参照し、その適用可能性を検討することによる、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

企業 B は、食肉、家禽及び乳製品事業の事業を行っているため、食肉、家禽及び乳製品事業の SASB 基準を参照し、その適用可能性を検討している。企業 B は、同 SASB 基準の開示トピックのうち、自社の状況に適用可能な開示トピックには、食品安全や労働力の健康及び安全などの開示トピックが含まれると結論付けている。実質的に、企業 B のサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別プロセスは、この SASB 基準の開示トピックを使用することによって情報を得ている。

これらの開示トピックを適用するにあたり、企業 B は、製品の品質と安全性の維持に失敗した場合、費用のかかるリコールが発生し、ブランドの評判が損なわれ、罰金が課され、収益が減少し、取引制限を課すことを含む規制当局の監視が強化される可能性があると説明している。

また、企業 B は、IFRS S1 号の識別されたリスクの管理方法に関する要求事項を満たすために、開示トピックを使用している。特に、企業 B は、評判の低下、コストのかかる離職、労働者の士気や生産性の低下、傷病に対する潜在的な責任に関連するリスク、関連する医療費や労災費用を回避するための、強固な労働者の安全対策をしっかりと行うことに関する情報を提供している。

設例 5-1 で説明したアプローチは、企業の該当する開示トピックごとに同様に適用することができる。しかし、SASB 基準の開示トピックは、ある産業内のすべての企業ではなく、ある産業内の典型的な企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための情報を提供することを意図している。すなわち、SASB 基準には、ある産業に属する全ての企業にとって、主要な利用者にとって有用な情報とはならない開示トピックが含まれる可能性がある。例えば、特定の産業で活動する企業は、その産業の開示トピックの対象となる活動に従事していない可能性がある。従って、その開示トピックから得られる情報は、その主要な利用者にとって有用ではない。また、SASB 基準における開示トピックは網羅的なものではなく、有用な情報をもたらし、ある産業のすべての企業に適用できるような、すべての開示トピックを含んでいるわけではない。*[IFRS S1.IG13, IFRS S1.IG20]* 従って、企業が SASB 基準の開示トピックの適用可能性を考慮する際、上記の理由により、その見通しに影響を及ぼすと合理的に見込まれる全てのサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためには、これらの開示トピックは十分ではないと結論付ける場合がある。

IFRS S1 号の付属ガイダンスにある以下の例は、SASB 基準を参照し、その適用可能性を考慮することによるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別を示している。*[IFRS S1.IE 説例 1, IFRS S1.IE3, IFRS S1.IE4, IFRS S1.IE 説例 2, IFRS S1.IE9, IFRS S1.IE10, IFRS S1.IE11]*

IFRS S1 号より抜粋

設例 1-単一のビジネスラインを持つ企業

企業 Y は、地方の旅客航空会社である。企業 Y は、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、IFRS S1 号の 54 項に従って、IFRS サステナビリティ開示基準を適用することが要求される。IFRS サステナビリティ開示基準の適用に加えて、企業 Y は SASB 基準の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求される。企業 Y のビジネスモデルと活動は、航空会社産業 SASB 基準に最も近いと結論付けている。

企業 Y は、IFRS S2 号「気候関連開示」を適用し、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク又は機会を識別する。また、IFRS S1 号第 55 項(a)に従い、航空会社産業の SASB 基準の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮する。企業 Y は、航空会社産業の SASB 基準における 4 つの開示トピックすべてが、自身の活動に適用可能されると結論付け、自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に情報をもたらすために、これらの開示トピックを使用している。

...

設例 2-さまざまな活動を展開する大規模コングロマリット企業

企業 A は、さまざまな活動を行う大規模コングロマリット企業である。企業 A は、さまざまな産業で使用される電気機器及び産業機器を製造している。IFRS サステナビリティ開示基準に加え、企業 A は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、SASB 基準の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されている。企業の活動が多岐にわたるため、企業 A は、SASB 基準の適用可能性を考慮する際、SASB 基準でグループ化されているさまざまなセクターを考慮することから始める。

企業 A は、医療、資源加工、インフラのセクターにおける産業で活動を行っており、場合によっては、サプライヤーに依存するのではなく、生産工程の特定の部分を所有している。また、輸送及び消費財セクターでも活動している。

企業 A は、SASB 基準の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮する。企業 A は、8 つの SASB 基準は、そのビジネスモデルと活動に適用されると結論付ける。企業 A は、8 つの基準における開示トピックを考慮する。企業 A は、それらのすべての開示トピックに関連する活動に関与していると考えるもの、それらの開示トピックの一部は、自身の状況に照らして適用されないと結論付けている。例えば、企業 A は、特定の開示トピックにより特徴づけられるサステナビリティ関連のリスク又は機会は、企業にとって重大ではない活動に関連するものであるため、短期、中期又は長期にわたり、の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるものではないと結論付ける。

企業 A は、考慮した SASB 基準の開示トピックのほとんどが、自身の重大な活動に適用されると結論付けています。また、比較的重大でない活動を有する一部の場合においては、関連する産業の特定の開示トピックのみが適用されると判断している。例えば、企業 A は、輸送及び小売ビジネスについて考慮した開示トピックのほとんどは、これらのビジネスの規模が比較的小さいため、適用されないと結論付ける。しかしながら、企業 A は、これらのビジネスにおける安全や労働実務に関連する事故は、短期的には自身のキャッシュ・フローに大きな影響を与える可能性は低いものの、中期及び長期にわたり企業の評判に大きな影響を与える可能性があると結論付ける。このような風評リスクは、中期及び長期にわたり、人材を惹きつけ、維持する能力を含む、大規模なビジネスのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があり、その結果、中期及び長期のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストに影響を及ぼすことが合理的に予想される。このように、企業 A は、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、これらのトピックを考慮する。

5.1.1.B サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために他のガイドラインを参照する場合の考慮事項

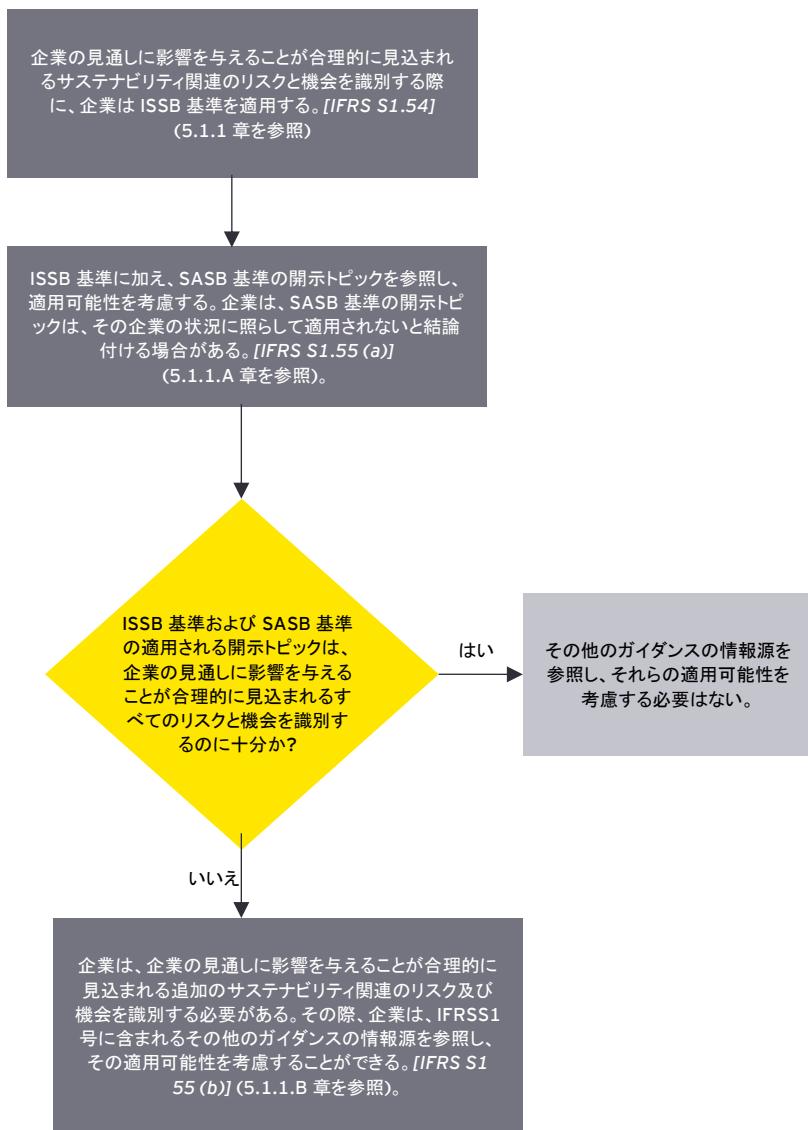
企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会を識別するために、IFRS S1号に規定されているガイドラインの追加的な情報源を考慮する必要があるかもしれない。[IFRS S1.IG13, IFRS S1.IG20] 特に、企業は、「水関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイドライン」と「生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイドライン」(総称して「CDSBフレームワーク適用ガイドライン」)を参照し、その適用可能性を考慮することができる。さらに、主要な利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体の直近の公表物を参照し、その適用可能性を考慮することや、同じ産業又は地理的地域で事業を行う企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会を参照することが認められている。[IFRS S1.55(b)]

例えば、CDSBフレームワーク適用ガイドラインは、企業が生物多様性に関連するリスク(土壤肥沃度の低下、作物生産のための受粉の減少、魚資源の利用可能性の低下など)や、水に関連する機会(水効率の改善、新しい製品やサービスの開発、利害関係者の関与と協力による生態系の保全と復元など)を識別することを支援することができる。ただし、企業がSASB基準やその他のガイドラインの情報源に従って、水や生物多様性に関連するリスクや機会を識別していることを排除するものではない。[IFRS S1.IG26, IFRS S1.IG27]

さらに、CDSBフレームワーク適用ガイドラインでは、水や生物多様性に関連するリスクが、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会と、どのように関連しているかを説明している場合がある(例えば、洪水の頻発といった水関連リスクは、気候関連リスクと本質的に関連していることが多い)。この情報は、上記3.4項で説明したように、企業がIFRS S1号のつながりのある情報に関する要求事項を満たすために必要である。

ISSBがこれらの情報源の考慮を認め、企業に要求しないことを決定した主な理由は、a)企業の負担増につながるようなオープンエンドなガイドラインの情報源の広範なリストを考慮する必要がないようにするために、及び、b)企業が既になじみがある場合がある情報源を利用できるようにすることにより、ISSB基準への移行を促進するためである。それらのガイドラインの情報源の適用は、ISSB基準の適用をサポートすることを意図しており、従って、企業は、ISSB基準への準拠を表明するために、ISB基準のすべての要求事項に準拠する必要がある。[IFRS S1.BC135]

図 5-1: サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためのガイダンスの情報源の利用



弊社のコメント

企業は、ISSB 基準を出発点として適用し、SASB 基準を参考してその適用可能性を考慮して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。しかし、これら 2 つの情報源が、自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するのに十分かどうかについては、企業の判断を行使する必要がある。十分でないと判断する場合には、本章で議論されているその他のガイダンスを参考し、その適用可能性を考慮する必要がある。

他のガイダンスの情報源を用いて情報を識別する場合には、サステナビリティ関連のリスク及び機会の適正な表示が達成されるよう、判断の行使が期待される。

5.1.2 重要性があるサステナビリティ関連財務情報を識別する際のガイダンスの情報源

上記 5.1 章で説明したように、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報が企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報が、重要性があるかどうかを決定するために、企業はそのサステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される ISSB 基準の要求事項を適用する。[IFRS S1.56] 例えば、企業が自社の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別した場合、IFRS S2 号（パート B - 「IFRS S2 号の解説」で説明）が、気候関連のリスク及び機会に個別に適用される ISSB 基準であるため、IFRS S2 号の要求事項を企業が適用する必要がある。

しかし、上記 5.1 章で述べたように、ISSB はこれまでに、気候変動に関するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報開示に関する個別の要求事項（すなわち、IFRS S2 号）のみ公表した。加えて、主要な利用者の情報ニーズは継続的に変化しており、ISSB 基準がすべての状況に対して具体的なガイダンスを提供するとは限らない。そのため、サステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される ISSB 基準がない場合、企業は、IFRS S1 号に規定されるガイダンスの情報源に対する要求事項を適用する必要がある。これらの要求事項は、企業の開示においてサステナビリティ関連のリスク及び機会が適正に表示されるように情報を識別する際に、判断の行使が期待されることを強調している（上記 3.1.1 章の適正な表示に関する議論も参照）。すなわち、ISSB 基準がない場合、企業は、ガイダンスの情報源から以下の両方を満たす情報を識別する必要がある：[IFRS S1.57, IFRS S1.C1]

- 主要な利用者の意思決定ニーズに関連している。
- 具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会に関して、企業のリスク及び機会を忠実に表現する。

IFRS S1 号に含まれるガイダンスの情報源のリストは、特定の産業又は具体的な状況における特定のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関連し得る指標を含めることにより、この判断を支援することを目的としている。

5.1.2.A サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するために SASB 基準を参照する際の考慮事項

上記 5.1.2 章で議論したように、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される IISB 基準がない場合、企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連し、そのリスク又は機会を忠実に表現する情報を識別するために、判断を適用する必要がある。この判断を行うにあたり、IFRS S1 号は、SASB 基準に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮することを企業に求めている。[IFRS S1.58(a)] 上記の 5.1.1 章で説明したように、これらの指標は、開示トピックに付随しており、個別にまたはセットの一部として、具体的な開示トピックについての企業のパフォーマンスに関する有用な情報を提供するように設計されている。これらの指標はそれぞれ、定義、範囲、適用、表示に関するガイダンスを提供する技術的プロトコルによってサポートされている。また、技術的プロトコルは、開示された情報を検証するための基準としても機能することがある（これは、上記 3.1.1 章で議論したように、提供される情報の質的特性を高めることの一つである）。このような指標に加えて、企業による具体的な活動や事業の規模を定量化し、データを正規化し、比較を容易にするために使用される活動指標がある。[IFRS S1.IG12, IFRS S1.IG23]

弊社のコメント

IFRS S1号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する情報を企業が提供することを求めている(上記3.1項参照)。

従って、企業が重要性がある情報を識別するために他のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能性を考慮する必要がある際に、作成された開示が主要な利用者の意思決定に関連し、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現しているようになっている必要がある。このことは、サステナビリティ関連財務開示に含まれる重要性がある情報の適切性を確保するために、選択されたガイダンスの情報源が満たすべき基本的な閾値であると考える。

次の設例は、IFRS S1号の付属ガイダンスに記載されている例に基づくものであり、上記5.1.1章の図5-1に記載されている説例からの続きである。この例は、SASB基準に含まれる開示トピックに関する指標を参照し、その適用可能性を考慮するというIFRS S1号の要求事項に関するものである:[IFRS S1.IG18, IFRS S1.IG22, IFRS S1.IG23, IFRS S1.IG24]

設例 5-2:

SASB基準を参照し、その適用可能性を検討することにより、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別する。

企業Bは食肉、家禽及び乳製品事業を営むため、食肉、家禽及び乳製品産業のSASB基準を参照し、その適用可能性を考慮している。企業Bは、同SASB基準の開示トピックのうち、自社の状況に適用可能なものには、食品安全や労働力の健康及び安全といった開示トピックが含まれると結論付けている。企業Bは、これらの開示トピックに基づき識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するにあたり、食肉、家禽及び乳製品産業のSASB基準に含まれる以下の指標を参照し、その適用可能性を考慮する:

(a) 食品安全

- (i) FB-MP-250a.1 「世界食品安全イニシアティブ(GFSI)」監査(1)不適合率、
(2)(a)重大及び(b)軽微な不適合に関する是正措置率
- (ii) FB-MP-250a.2 「世界食品安全イニシアティブ(GFSI)」食品安全認証プログラムの認証を受けたサプライヤー施設の割合
- (iii) FB-MP-250a.3 (1)リコール件数、(2)リコールされた製品の総重量
- (iv) FB-MP-250a.4 企業の製品の輸入を禁止する市場についての説明

(b) 労働力(workforce)の健康及び安全

- (i) FB-MP-320a.1 (1)総記録可能事故率(TRIR)及び(2)致死率
- (ii) FB-MP-320a.2 急性及び慢性の呼吸器の健康状態を評価、モニタリング及び緩和する取組み(efforts)の記述

SASB基準の付随する技術的プロトコルを適用するにあたり、企業Bは、所在地や雇用形態(フルタイム、パートタイム、直接雇用、契約、役員、従業員、給与、時間給または季節給など)に関係なく、すべての労働者の労働安全衛生に関する情報を開示する。

企業Bは、指標を適切な文脈で補足する際のガイダンスとして、SASB基準の付属する技術的プロトコルを適用する。これには、顕著なリコールに関する説明(その原因、数値、改善費用、性質(自発的又は非自発的)、関連する是正措置及びリコールに関連するその他の重大な結果(法的手続又は消費者の疾病など)に関する情報を含む)。

産業別開示を主要な利用者に提供することの重要性は、指標の開示のコア・コンテンツに関するIFRS S1号のセクション(上記4.5章の議論を参照)でも明示されて

おり、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する、産業ベースの指標の開示(すなわち、特定のビジネスモデル、活動、その他産業への参加を特徴づける共通の特徴に関連する指標)を要求されている。関連する指標は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス及び資本コストに及ぼす影響を短期、中期及び長期にわたって評価する際に適用される可能性が高い。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報において選択された指標が重要性があるかどうかについては、企業固有の判断が必要となる。[IFRS S1.BC125, IFRS S1.BC133]

以下の例は、上記 5.1.1 章にそれぞれ抜粋して記載されている IFRS S1 号の付属ガイダンスに含まれる説例 1 及び説例 2 の続きであり、SASB 基準を参照し、その適用可能性を考慮することにより、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の識別に関するものである:[IFRS S1.説例1, IFRS S1.説例2, IFRS S1.IE5-9, IFRS S1.IE12-15]

IFRS S1 号より抜粋

設例 1-単一のビジネスラインを持つ企業

企業 Y は、地方の旅客航空会社である。企業 Y は、その見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、IFRS S1 号の 54 項に従って、IFRS サステナビリティ開示基準を適用することが要求される。IFRS サステナビリティ開示基準の適用に加えて、企業 Y は SASB 基準の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求される。企業 Y のビジネスモデルと活動は、航空会社産業 SASB 基準に最も近いと結論付けている。

...

企業 Y は、自身のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準を適用する。

例えば、企業 Y は IFRS S2 号を適用し、自身の温室効果ガス排出に関する情報を開示する。企業 Y が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業 Y は航空会社産業の SASB 基準における適用される開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮する。企業 Y は、これらの指標を適用することが、一般的財務報告書の利用者の意思決定に関連性があり、企業 Y が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現する情報を提供すると結論付ける。例えば、「事故及び安全管理」の開示トピックに関連する指標には、次が含まれる。

- (a) TR-AL-540a.1:「安全管理システム」の導入及び結果についての説明
- (b) TR-AL-540a.2:航空事故の件数
- (c) TR-AL-540a.3:航空安全規制についての政府の強制措置の件数

提供する情報を識別するにあたり、企業 Y は当該指標に付属する技術的プロトコルの適用可能性を考慮する。例えば、「安全管理システム」の導入及び結果についての説明を開示しつつ、企業 Y は、自身が識別した安全リスク及び危険な状況を軽減するために導入した措置又は測定値も説明する場合がある。これらの措置又は測定値には、例えば、統制、事業、管理、プロセス、製品、ビジネス・パートナー、研修又は技術の具体的な変更が含まれる。

企業 Y は、IFRS S1 号における「コア・コンテンツ」に関する要求事項を適用することが要求される。企業 Y は、IFRS S1 号が要求する情報(戦略並びに指標及び目標に関する情報を含む。)を提供するにあたり、航空会社産業の SASB 基準における開示トピック、指標及び関連する技術的プロトコルを考慮する。

企業 Y は、IFRS S1 号第 49 項及び第 59 項に従い、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、「航空会社」産業の「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標を適用した旨を開示する。

設例 2 - さまざまな活動を行う大規模なコングロマリット企業

企業 A は、さまざまな活動を行う大規模コングロマリット企業である。企業 A は、さまざまな産業で使用される電気機器及び産業機器を製造している。IFRS サステナビリティ開示基準に加え、企業 A は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、SASB 基準の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されている。企業の活動が多岐にわたるため、企業 A は、SASB 基準の適用可能性を考慮する際、SASB 基準でグループ化されているさまざまなセクターを考慮することから始める。

企業 A は、医療、資源加工、インフラのセクターにおける産業で活動を行っており、場合によっては、サプライヤーに依存するのではなく、生産工程の特定の部分を所有している。また、輸送及び消費財セクターでも活動している。

...

企業 A が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業 A は適用される開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮する。企業 A は、適用される指標を識別するにあたり、当該指標が一般目的財務報告書の利用者の意思決定に関連性があり、自身が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現する情報を提供するかどうかを考慮する。

サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、企業 A は、重要性がある情報を重要性がない情報で不明瞭にすることを避けるために、一部の情報を集約すべきであると結論付ける。例えば、企業 A は、自身のさまざまな活動において製造する機器に不可欠である材料の調達についての戦略に関する情報は、それらの不可欠である材料のサプライヤーとの関係をまとめて管理しているため、集約すべきであると結論付ける。

対照的に、他の種類の情報について、企業 A は、集約することによって重要性がある情報が不明瞭になることをもたらすと結論付ける。例えば、医療セクターにおける機器に関連するリコールの件数に関する情報は、それぞれのセクターについての技術、製造プロセス及び市場が異なり、従って、これらのセクターにおける製品リコールの発生の理由もさまざまであるため、消費財セクターにおける機器に関するリコールの件数に関する情報と集約するべきでないと結論付ける。

企業 A は、IFRS S1 号第 49 項及び第 59 項に従い、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり適用した SASB 基準に関する情報を開示する。これには、企業が適用した特定の SASB 基準、開示トピック及び指標の識別に関する情報を含む。企業 A は、IFRS S1 号第 74 項に従い、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断及びそれらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断を理解できるようにする情報を提供する。

ISSB は、(上記 5.1.1 章の開示トピックの場合と同様に)SASB 基準における関連する指標が、所与のビジネスモデルと関連する活動を有する企業に対して、一般的に適用可能であることを期待している。また、これらの指標は網羅的なものではない。(上記の 5.1.2 章で検討したように)SASB 基準で規定されている指標は、その状況において適用できないか、又は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する情報を識別するのに十分でないと企業が結論付けた場合、企業は、この識別プロセスにおいて、IFRS S1 号に従って、他のガイダンスの情報源を参照し、考慮するために判断を行った必要がある[IFRS S1.57, IFRS S1.C1, IFRS S1.IG13, IFRS S1.BC133]

5.1.2.B サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するために他のガイダンスの情報源を参照する際の考慮事項

ISSB 基準と矛盾しない範囲で、企業は以下を参考し、適用可能性を考慮することが認められている。

a) CDSB フレームワーク適用ガイダンス、b) 主要な利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体の最新の公表物、c) 同じ産業又は地理的地域で事業を営む企業が開示している指標を含む情報。[IFRS S1.58(b)]

例えば、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、水や生物多様性に関するリスク及び機会に関する指標を含む情報を識別する際に、CDSB フレームワーク適用ガイダンスを参考し、適用可能性を考慮する。企業は、上記 4 章で説明したコア・コンテンツの要求事項を適用する際に、CDSB フレームワーク適用ガイダンスを考慮することができる。以下の説例は、IFRS S1 号の付属ガイダンスに基づいている。[IFRS S1.IG27]

設例 5-3: CDSB フレームワーク適用ガイダンスを参考し、適用可能性を考慮することにより、サステナビリティ関連のリスク及び機会について開示すべき重要性がある情報を識別する。

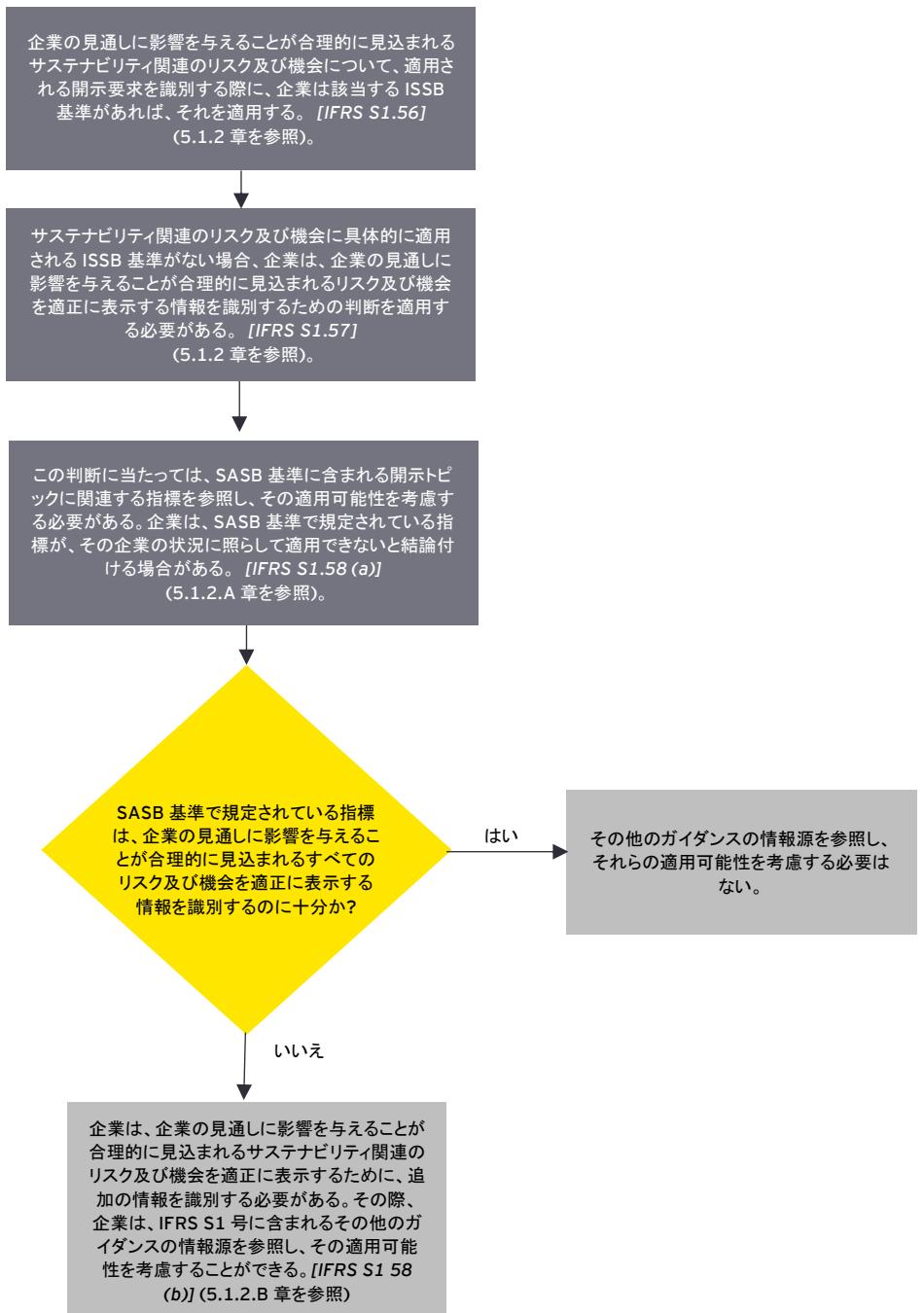
- (a) ガバナンス - 水関連のリスク及び機会に関する開示を提供するにあたり、「水関連開示に関する CDSB フレームワーク適用ガイダンス」では、水に関する方針、戦略及び情報がどのように経営者に委任されているかに関する情報を企業が提供する場合があることが提案されている。効果的な水管理を実現するための利害関係者との協力に関連して、水関連の規制に準拠していること及び利害関係者との対話を確実にする機能を有する特定の機関、個人又はメカニズムが重大な水の損失の影響を受ける場所に所在しているかどうかに関する情報を企業が提供する場合があることも、当該ガイダンスにおいて提案されている。
- (b) 戦略 - 生物多様性関連のリスク及び機会に関する開示を提供するにあたり、「生物多様性関連開示に関する CDSB フレームワーク適用ガイダンス」では、企業が例えば生物多様性関連のリスク及び機会の地域特定並びにそれらのリスク及び機会が短期、中期及び長期にわたりどのように変化する場合があるかに関する情報を提供する場合があることが提案されている。当該ガイダンスはまた、企業が IFRS S1 号第 34 項から第 40 項に従って提供することを考慮する場合がある、定量的及び定性的情報の種類も提案している。例えば、事業コスト、コスト削減及び生物多様性管理に関する売上(汚染流出などの事故の場合における治癒コスト又は引当金、従業員教育コスト並びに生物多様性効率の高い製品及びサービスからの売上に関する情報など)である。
- (c) 指標及び目標-生物多様性関連開示に関する CDSB フレームワーク適用ガイダンスは、よくある生物多様性指標の例(廃水中の主要な汚染物質の濃度、収穫された木材及び非木材森林製品の量並びに都市化のために転換された森林、草原若しくは湿地の面積など)を提供している。時間の経過とともに生物多様性は変化するため、当該ガイダンスは企業が目標を設定した時間軸に関する情報を提供することを提案している。当該ガイダンスはまた、生物多様性の優先順位並びに法令及び規制上の要求事項が地域によって異なることから、特定の所在地にあわせた目標についても説明している。

さらに、企業は、IFRS S1 号の付録 C に規定されている情報源、すなわち、GRI 基準及び欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を参考し、その適用可能性を考慮することができる。[IFRS S1.58(c), IFRS S1.C2] SASB 基準や CDSB フレームワーク適用ガイダンスとは異なり、GRI 基準と ESRS は、主要な利用者とは異なる対象者の情報ニーズを満たすことを意図している。従って、IFRS S1 号は、企業が GRI 基準及び ESRS を参考し、その適用可能性を考慮する場合、これらの情報源が企業にとって IFRS S1 号の目的(上記 1.1 章参照)を達成するのに役立ち、かつ ISSB 基準と

矛盾しない範囲においてのみ認められる、と規定している。企業が、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある情報を識別する際に、それらの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することを認めるが、サステナビリティ関連のリスク又は機会そのものを識別することは認めていないのは、企業によって開示される情報が、主要な利用者が関心を持つものとして識別されたトピックに関するものであることを確保することを意図しているためである。[IFRS S1.58(c), IFRS S1.C2, IFRS S1.BC137, IFRS S1.BC138]

GRI 基準またはESRSに従って提供される開示の一部分は、主要な利用者にとって有用な情報を生み出す可能性があるが、企業は依然としてISSB基準の要求事項を考慮する必要があり、GRI基準またはESRSに従って作成された報告書を再利用するだけで、自動的にISSB基準の要求事項を満たしているとみなすことはできない。さらに、企業はISSB基準で要求されている重要性がある情報を不明瞭にしてはならないようにIFRS S1号の要求事項を遵守する必要がある。（上記3.2.3.B章参照）したがって、企業がISSB基準の要求事項を適用せずにこれらの情報源を適用した場合には、企業はISSB基準へ明示的かつ無限定の準拠表明をすることはできない（下記7章の準拠に関する議論も参照）。[IFRS S1.58(c), IFRS S1.C3, IFRS S1.BC138, IFRS S1.BC139]

図 5-2: サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別するためのガイダンスの情報源の利用



5.1.3 ガイダンスの情報源に関する情報の開示

主要な利用者が、サステナビリティ関連財務開示がどのように作成されたかを理解できるようにするため、企業は以下を識別し、開示することが求められる：

- ▶ サステナビリティ関連財務開示の作成にあたり適用したガイダンスの情報源（例：具体的な基準、公表文書、産業の実務またはその他の情報源（該当する場合は SASB 基準の開示トピックを含む））[IFRS S1.59(a)]
- ▶ 企業が提供している開示の作成（適用される指標の識別を含む）にあたり適用した、IASSB 基準、SASB 基準又は特定の産業に関連するその他のガイダンス

の情報源によって特定された産業。これは、企業が産業別開示要求事項を適用する際(例えば、開示の作成に SASB 基準が使用された場合)に行なわれた重要性の判断を、主要な利用者が理解できるようにすることを意図している。

上記で要求されている通りに産業を開示することにより、主要な利用者は、その産業に属する企業に適用される指標が省略されているかどうかを理解することができる。[IFRS S1.59(b), IFRS S1.BC140]

- ▶ サステナビリティ関連財務開示(下記 6.1.章参照)の作成過程において、企業が行った判断のうち、これらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断についての情報(これには適用したガイダンスの情報源を含む)。この開示の一部として、企業は、他のガイダンスの情報源を考慮したが適用しなかった旨も開示することが必要となる場合がある。[IFRS S1.74, IFRS S1.75, IFRS S1.BC141]

5.2 開示の記載場所

ISSB 基準で要求される開示は、企業の一般目的財務報告書の一部である必要がある。上記 1.1 項で説明したように、一般目的財務報告とは、主要な利用者が報告企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供するものである。従って、サステナビリティ関連財務開示を、企業の一般目的財務報告書の一部とすることを要求することは、報告書の主要な利用者に対して、包括的でつながりのある報告書パッケージが提供されることを確保することを意図している。[IFRS S1.60, IFRS S1.BC142]

5.2.1 開示場所の柔軟性

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示を、企業の一般目的財務報告書の一部とすることを要求しているほかは、一般目的財務報告書におけるこれらの開示の正確な記載場所を規定していない。サステナビリティ関連財務情報を開示する場所としては様々なものが考えられるが、企業が事業を営む法域で適用される規制やその他の要求事項の対象となる可能性がある。すなわち、企業がサステナビリティ関連財務情報を提供しなければならない正確な場所を特定する規制やその他の要求事項が存在する可能性がある。例えば、一部の法域では、企業は経営者による説明(「マネジメント・レポート」、「経営者による検討及び分析」、「経営及び財務のレビュー」、「統合報告書」または「戦略報告書」とも呼ばれる)または類似の報告書を作成している。このような報告書が、企業の一般目的財務報告書の一部を構成している場合、サステナビリティ関連財務開示の記載場所として考えられる。[IFRS S1.61, IFRS S1.BC143]

さらに、ISSB 基準で要求される情報は、規制当局から要求される情報(上記 3.2.3.C 章で説明)など、他の要求事項を満たすために開示される情報と同じ記載場所に含めることができる。しかし、そのような場合、企業は、サステナビリティ関連財務情報開示が明瞭に識別可能であり、他の要求事項を満たすために提供される追加的な情報によって不明瞭にならないことを確保しなければならない。[IFRS S1.62] 重要性がある情報を不明瞭にしないための要求事項については、上記 3.2.3.B 章も参照のこと。

IFRS S1号では、共通の情報項目の開示が必要な場合、不必要的重複を避けるための相互参照を認めている。

相互参照された情報は、サステナビリティ関連財務開示の完全な1組の一部となる。

サステナビリティ関連財務開示は、企業が関連する財務諸表の公表と同時に提供する必要がある。

5.2.2 相互参照により含まれる情報

ISSB 基準で要求される情報が、企業が公表した他の報告書で入手できる場合がある。例えば、要求される情報は、関連する財務諸表において開示されている可能性がある。上記 3.4.3 項で議論したように、IFRS S1 号は、ISSB 基準が共通の情報項目の開示を要求している場合、企業は不必要的重複を避けることが要求されると規定している。このような場合、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連財務開示を提供するために、報告書に相互参照を含めることを企業に認めている。[IFRS S1.63, IFRS S1.B45]

相互参照によって情報を含める場合、費用対効果の利点があるにもかかわらず、IFRS S1 号には、相互参照が許容される具体的な条件が含まれている。特に、重要性がある情報が相互参照により企業のサステナビリティ関連財務開示に含まれる場合(相互参照される情報)、その情報は、企業のサステナビリティ関連財務開示が利用可能である場合にはいつでも利用可能であることが求められる。すなわち、相互参照される情報は、他のすべてのサステナビリティ関連財務開示と同じ条件で、同時に利用可能である必要がある。[IFRS S1.B45, IFRS S1.BC144]

相互参照される情報が、企業のサステナビリティ関連財務開示と同じ報告書の一部でない場合、企業は、主要な利用者がどのように当該情報にアクセスできるのかを説明する必要がある。その際、企業は、サステナビリティ関連財務開示の中で、相互参照される情報が所在している報告書を明瞭に識別し、当該報告書へのアクセス方法を説明する必要がある。また、相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分を示す必要がある。[IFRS S1.B47, IFRS S1.BC144]

相互参照される情報は、事実上、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示の一部となるため、ISSB 基準の要求事項に準拠する必要がある(例えば、上記 3.1.1 章において議論した質的特性を満たす必要がある)。企業は、この完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照による情報を含めることによって理解が難しくならないようにする必要がある。さらに、一般目的財務報告書を承認する機関又は個人の責任は、相互参照により含まれる情報についても、直接含まれる情報と同じである。[IFRS S1.B45, IFRS S1.B46]

5.3 報告のタイミング

5.3.1 サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の同時報告

IFRS S1 号は、企業が関連する財務諸表を公表するのと同時に、サステナビリティ関連の財務開示を提供することを求めている。これは、IFRS S1 号において、相互参照による企業のサステナビリティ関連財務開示に含まれる情報は、他のすべてのサステナビリティ関連財務開示と同じ条件で、同時に利用可能である必要があるという要求事項の当然の帰結である。この同時公表は、主要な利用者に対し、企業の財政状態及び業績の一貫性のある全体でつながりのある像を提供し、利用者に対し、より十分な情報に基づいた意思決定を可能にするための包括的な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を提供することを意図している。[IFRS S1.64, IFRS S1.BC142, IFRS S1.BC145]

5.3.2 サステナビリティ関連財務開示の報告期間

企業は通常、12 ヶ月にわたる期間についてサステナビリティ関連財務開示を作成する(ただし、実務上の理由から、例えば、IFRS S1 号で除外されていない 52 週間の期間について報告することを希望する場合を除く)。この決定にかかわらず、企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とする必要がある。[IFRS S1.64, IFRS S1.65]

IFRS S1 号は、企業が報告期間の末日を変更し、12 ヶ月よりも長い期間または 12 ヶ月より短い期間のサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、特定の開示を行うことを要求している。特に、サステナビリティ関連財務開示の対象期間、より

長い期間又はより短い期間を使用する理由、サステナビリティ関連財務開示で開示される数値が完全に比較可能ではないという旨を開示する必要がある。[IFRS S1.64, IFRS S1.66]

企業が、報告期間の末日現在で存在していた状況についての情報を、報告期間の末日後に入手することがある。このような情報を、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日までに入手した場合、企業は、新たな情報に照らして、それらの状況に関連する開示を更新する必要がある。[IFRS S1.67]

さらに、報告期間の末日後であっても、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に、取引、その他の事象及び状況が発生する可能性がある。このような場合、企業は、そのような取引、その他の事象及び状況に関する情報の非開示が、主要な利用者がその報告書に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれる場合には、その情報を開示する必要がある。[IFRS S1.68]

5.3.3 期中報告

IFRS S1号は、どの企業にサステナビリティ関連の期中財務開示を求めるか、また頻度や期中期間終了後のタイミングを義務付けていない。しかし、負債証券や持分証券が上場されている場合には、政府、証券規制当局、証券取引所及び会計に関する団体から、一般目的期中財務報告書の公表を求められる場合がある。

IFRS会計基準とは異なり、ISSB基準には期中報告に特化した基準は含まれていない。その代わり、IFRS S1号の中に期中報告に関連する要求事項がある。特に、サステナビリティ関連の期中財務開示を要求される、または選択する企業は、年次のサステナビリティ関連財務情報開示で提供される情報よりも少ない情報を提供することを要求される、または選択することがある。これは、適時性とコストを考慮し、過去に報告された情報との重複を避けるためである。一般的に、期中のサステナビリティ関連財務開示は、直近の完全な1組の年次開示のアップデートを提供することを意図している。従って、過去に報告された情報と重複することなく、新たな情報、事象及び状況に焦点を当てる。しかし、より要約されたサステナビリティ関連の財務開示を提供することはできるが、企業が一般目的期中財務報告書の一部として、(IFRS S1号の要求事項に従った)完全な1組のサステナビリティ関連財務開示を公表することをIFRS S1号は、禁止したり、妨げたりはしていない。[IFRS S1.69, IFRS S1.B48]

5.4 比較情報

他のISSB基準においてそういうことを容認または要求されている場合を除き、報告期間に開示されたすべての数値について、前期に係る比較情報が要求される。

IFRS S1号は、他のISSB基準においてそういうことを容認又は要求されている場合を除き、報告期間に開示されたすべての数値について、前期に係る比較情報を開示することを企業に求めている。さらに、IFRS S1号は、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務開示が、報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解する上で主要な利用者にとって有用である場合、比較情報を開示することを要求している。[IFRS S1.70, IFRS S1.B49]

IASBは、この要求事項を指標に限定せず、主要な利用者にとってより有用になることから、「すべての数値」に拡大することを決定した。サステナビリティ関連財務開示で報告される数値は、例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在及び予想される財務的影響又は指標及び目標に関連するものである。[IFRS S1.71, IFRS S1.BC147] 見積りである数値に変更が生じた場合の比較情報に関する具体的な開示要求事項については、下記6.2.3章の議論を参照のこと。

6 判断、不確実性及び誤謬

6.1 判断

サステナビリティ関連財務開示を作成・表示する際、企業は様々な判断をする必要がある。IFRS S1号は、企業に対して(6.2章で説明する数値の見積りを伴うものは除く)サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断に関する情報を開示することを要求している。この要求事項は、特に、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関するものである。このような情報を主要な利用者に提供することにより、利用者は、サステナビリティ関連財務開示がどのように作成されたかを理解することができる。[IFRS S1.74, IFRS S1.BC158]

IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務開示を作成する際に、企業の判断が必要となる例をいくつか示している。例えば、以下のような場合である[IFRS S1.75]

- ▶ 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する(上記1.2章参照)。
- ▶ どのガイダンスの情報源を適用するかを決定する(上記5章参照)。
- ▶ サステナビリティ関連財務開示に含めるべき重要性がある情報を識別する(上記3.2.2章参照)。
- ▶ ある事象や状況の変化が重大であり、企業のバリュー・チェーン全体を通じて影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価を必要とするかどうかを評価する(上記1.2.3章参照)

この要求事項は、会計方針の適用に際して企業が行った判断で、企業の財務諸表で認識される金額に最も重大な影響を与えていたものに関するIAS第1号の原則を基礎としている。ISSBは、他のISSB基準において具体的に適用可能な判断に関する開示要求事項がない場合に企業が行った判断に関するこの全般的な要求事項を含めることを決定した。他のISSB基準が、判断や見積りの開示を要求する場合がある。そのような場合、IFRS S1号の要求事項は、より具体的な要求事項を補完することになる。しかし、他のISSB基準は、IFRS S1の全般的な要求事項に従って企業が開示しなければならない情報の一部の開示を個別に要求することがある。[IFRS S1.76, IFRS S1.BC159, IFRS S1.BC160, IFRS S1.BC162]

6.2 測定の不確実性

6.2.1 見積金額の測定の不確実性

測定の不確実性は、サステナビリティ関連財務開示に含まれる数値が直接測定できず、見積りしかできない場合に生じる。このような測定の不確実性は、指標を見積もる場合だけでなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間の企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響や、短期、中期及び長期にわたって予想される財務的影響に関する情報を提供する場合などにも生じる(上記4.3.4章参照)。[IFRS S1.BC163]

以下の例は、IFRS S1号の結論の根拠に基づいている:[IFRS S1.BC163]

設例 6-1: 測定の不確実性の例

企業Nの資産は、気候に関連した森林火災によるリスクが高まっている。このリスクは、資産の減損分析と測定の一環として考慮されている。このような森林火災の発生頻度や深刻度は非常に不確実である。従って、主たる利用者は、次の年次報告期間中に、これらの資産の帳簿価額に重要性がある修正が行われる重大なリスクがあるという事実も含め、この不確実性に関する情報を必要としている。

6.2.2 測定の不確実性に関する IFRS S1 号の要求事項

IFRS S1 号は、サステナビリティ関連の財務情報の開示において報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を、主要な利用者が理解できるように情報を開示することを要求している。その際、企業は、開示した数値のうち、測定の不確実性のレベルが高いものを識別し、それらの数値それぞれについて、以下のすべてを開示する必要がある。

- (i) 測定の不確実性の源泉(例えば、将来の事象の結果、測定技法、又は企業のバリュー・チェーンからのデータの利用可能性及び品質に対する数値の依存)、及び、
- (ii) 数値を測定する際に企業が行った仮定、概算及び判断

[IFRS S1.78, IFRS S1.82, IFRS S1.BC163]

これらの開示要件は、サステナビリティ関連財務開示の作成に使用される見積りに関するものであり、企業にとって最も困難で主観的、または複雑な判断である。場合によっては、見積りには、不確実な結果を伴う将来起こりうる事象についての仮定が含まれる。変数や仮定の数が多ければ多いほど、それらの判断はより主観的で複雑になる。従って、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える不確実性は増加する。[IFRS S1.79, IFRS S1.80]

合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示の作成に不可欠である。しかし、見積りを含む情報の有用性を損なわないよう、見積りは正確に記述され、説明される必要がある。IFRS S1 号は、測定の不確実性のレベルが高くても、そのような見積りが有用な情報の提供を必ずしも妨げるものではないことを明示している。[IFRS S1.79]

企業が開示する必要のある情報の種類と範囲は、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値の性質、すなわち不確実性及びその他の状況の源泉並びにそれらに寄与する要因によって異なる。

IFRS S1 号は、企業が開示する必要のある情報の種類の例を示している:[IFRS S1.81]

IFRS S1 号より抜粋

- 81 企業が開示しなければならない場合がある情報の種類と範囲は、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値の性質、すなわち、不確実性及びその他の状況の源泉並びにそのような不確実性及びその他の状況に寄与する要因によって異なる。企業が開示する必要のある情報の種類には、以下のようなものがある:
- (a) 仮定又はその他の測定の不確実性の源泉の性質
 - (b) 開示された数値の計算の基礎となる手法、仮定及び見積りに対する感応度(感応度の理由を含む)
 - (c) 不確実性について見込まれる解消方法、及び開示された数値に関する合理的に考えられる結果の範囲
 - (d) 不確実性が引き続き未解消の場合、開示された数値に関する過去の仮定に対して行った変更の説明

6.2.3 見積もられた指標の比較情報の修正

6.2.3.A 前期に開示された見積指標に関する新たな情報

上記 5.4.1 章で説明したように、企業は、報告期間中に開示されたすべての数値について、直前期との比較情報を提供することが要求されている(他の ISSB 基準が提供しないことを許可又は要求している場合を除く)。指標について開示された数値が見積りである場合があり(上記 6.2.1 章において議論されている)、企業が、前期に開示した指標について新たな情報を識別する場合がある。この新たな情報が前期に存在した状況に関する証拠を提供する場合、IFRS S1 号は企業に以下のすべてを要求している:[IFRS S1.B50]

前期に開示された見積り指標に関連して、その前に存在した状況の証拠となり得る新たな情報が確認される場合がある。このような場合、修正後の比較金額を開示する必要がある。

- 当該新たな情報を反映した見直された比較情報数値を開示する。
- 前期に開示された数値と見直された比較情報数値との差額を開示する。
- 比較情報数値を見直した理由を説明する。

ISSB が受け取った比較情報の提供に関する原則に寄せられた意見は、広く受け入れられたが、特に見積り数値の比較情報の提供に関する原則の適用については懸念があった。主な懸念のひとつは、比較情報の見直しの要求が、IFRS 会計基準に基づいて作成された財務諸表における見積りの変更に対するアプローチと異なることに関するものであった。すなわち、IFRS 会計基準の要求事項によると、見積りの変更は、その変更の影響を受ける当期及び将来の期間に認識されるため、比較情報は変更されない。その代わり、見積りの変更は、複式簿記モデルの一部であるため、変更が発生した報告期間の純損益及び資本に反映される。しかし、サステナビリティ関連財務開示では、見積りは資本に影響しない(例えば、スコープ 3 の温室効果ガス排出量の見積りの変更は、当該見積り自体にのみ影響する)。従って、更新された見積りを反映した見直し後の比較情報は、主要な利用者が傾向を理解する上で有用な情報である。その結果、ISSB は、企業が報告期間の情報を変更するよりも、前期に関連する見積りの変更を反映するために比較情報を修正した方が、より有用な情報を提供することになると決定した。[IFRS S1.BC149, IFRS S1.BC150, IFRS S1.BC151]

IFRS S1 号は、報告期間との比較可能性を達成するために、比較対象の数値を見直すことが実務上不可能である場合があることを認めている(例えば、新しい定義の指標を遡及適用できるような方法で前期データが収集されておらず、データを再構築することが実務上不可能であるような場合)。従って、実務上不可能な場合、前期の見直された金額を開示する必要はないが、企業はその旨を開示する必要がある。[IFRS S1.B51, IFRS S1.B54]

しかし、ある指標が将来予測的なものであり、将来起こり得る取引、事象、その他の条件に関するものである場合、企業は、当該将来予測的な指標に関する比較数値を修正することを容認されているが、義務付けられてはいない(例えば、将来 1 年間の新しい設備に対する予想支出を開示し、その後その設備の価格が上昇した場合など)。企業が将来予測的な指標に関する比較情報を提供することを選択した場合には、後知恵の使用を伴っていないことを確認する必要がある。[IFRS S1.B51]

弊社のコメント

見積りに基づくサステナビリティ関連指標を裏付ける、より信頼性の高い情報が当報告期間中に利用可能になった場合、主要な利用者に提供される情報の比較可能性を向上させるために前期に報告された見積りを修正することが適切な場合がある。

例えば、ネット・ゼロ目標に向けた進捗を評価する場合、温室効果ガス排出量の改善されたデータやより詳細なデータが、将来の期間に利用可能となる場合がある。従って、企業は、遡及的に見直された見積りを提供するのに必要なデータを収集するための適切なプロセスと統制を設定し、かつ、前期と比較した変更点を開示する必要がある。

6.2.3.B 再定義された指標、置き換えられた指標、及び新しい指標に対する比較情報の見直し

企業が報告期間中に指標を再定義、置換え、または新たに導入した場合、それが実務上不可能でない限り、当該指標について見直し後の比較対象の数値を開示する必要がある。IFRS S1 号では、付録 A に「実務上不可能である」という用語の定義が含まれており、「ある要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも適用することができない場合、その要求事項の適用は実務上不可能である」ことを明確にしている。この定義は、IFRS 会計基準との一貫性を保つため、IAS 第 1 号に基づいている。

従って、IFRS S1 号は、企業が要求事項を満たすことが実務上不可能かどうかを 2023 年 12 月 - Applying IFRS IFRS S1 号 IFRS S2 号の解説 71

どのように判断するかについても高い閾値を設定しており、この閾値は費用便益の閾値よりも高い。さらに、企業は、指標の変更の内容とその理由を説明する必要があり、これには、再定義又は置き換えた指標が、以前の指標よりも有用な情報を提供する理由も含まれる。[IFRS S1.B52, IFRS S1.B53, IFRS S1.BC152, IFRS S1.BC155]

6.3 誤謬

IFRS S1号では、過去の期間の誤謬について、過去の1つ以上の期間に係る企業のサステナビリティ関連財務開示における脱漏及び誤表示と説明している。これらの誤りは、計算上の誤り、指標又は目標の定義の適用誤り、事実の見落しや解釈の誤り及び不正の影響である。このような誤謬は、当該期間のサステナビリティ関連財務開示の公表が承認された時点で利用可能であった信頼できる情報を使用しなかったこと、または誤用したことによるものである。また、そのような信頼できる情報が、開示の作成において入手し、考慮することが合理的に見込まれていたにもかかわらず、使用されなかったり、誤用されたりした場合にも、誤謬が生じる。[IFRS S1.84, IFRS S1.B56]

報告期間の潜在的な誤謬は、それが関連する報告期間に発見された場合、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認される前に修正される。しかし、重要性がある誤謬が後の期間まで発見されないこともある。企業が過去の期間のサステナビリティ関連財務開示に重要性がある誤謬を識別した場合、開示された過去の期間の比較対象の数値を修正再表示することにより、その誤謬を訂正する必要がある。[IFRS S1.83, IFRS S1.86, IFRS S1.B57]

さらに、過去の期間のサステナビリティ関連財務開示において重要性がある誤謬が識別された場合、企業は、その誤謬の内容、及び、開示された各過年度について（実務上可能な範囲で）訂正内容を開示する必要がある。また、誤謬の訂正が実務上不可能な場合には、企業は、そのような状況が存在することになった経緯と、誤謬がどのように、またいつから訂正されているかの説明を開示しなければならない。表示された過去の全ての期間に対する誤謬の影響を判断することが実務上不可能な場合、実務上可能な最も古い日付から誤謬を修正するように比較情報は修正再表示される。[IFRS S1.B58, IFRS S1.B59]

誤謬の訂正は、見積りの変更とは区別される。これは、見積りが、脱漏や誤表示ではなく、追加的に判明した情報（上記6.2章の議論も参照）により企業が見直す必要があり得る概算のためである。従って、IFRS S1号は、上記6.2.3章で議論したように、比較対象数値を見直す（例えば、指標の見積りの更新や指標の再定義）場合の要求事項と、誤謬による修正再表示の場合の要求事項を区別している。[IFRS S1.85, IFRS S1.BC165]

7 準拠表明

企業のサステナビリティ関連財務開示が、ISSB基準のすべての要求事項に準拠している場合に限り、明示的かつ無条件の準拠表明を含めることができる。

企業のサステナビリティ関連財務開示が、ISSB基準のすべての要求事項に準拠している場合にのみ、明示的かつ無条件の準拠表明を含めることができる。ISSB基準への準拠に関する限定付の準拠の表明は認められない。準拠表明を含めることは、企業がサステナビリティ関連財務情報を報告するためのアプローチにおいて選択的であったのではなく、ISSB基準の要求事項をすべて適用していることを主要な利用者に伝えるための重要な情報である。[IFRS S1.72, IFRS S1.BC156]

しかし、IFRS S1号が、ISSB基準への準拠を主張することを妨げることなく、ISSB基準で特に要求されている情報の開示を免除する状況がある。それは、以下のような場合である：[IFRS S1.73]

- ▶ 法律または規制により、ISSB基準で特に要求されている情報の開示が禁止される場合（上記3.2.3.C章の法律や規制との相互作用に関する議論を参照）。
- ▶ サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密情報である場合（上記3.2.4.B章の商業上の機密情報に関する議論を参照）。

ISSB 基準への準拠を表明するために、企業は必ずしも戦略的目標を導入する必要はない。例えば企業は、低炭素経済への具体的な移行計画に従う必要はないが、企業が設定した目標、または法律や規制によって設定することが義務付けられている目標に関する情報を開示することが求められる。つまり、サステナビリティ関連のリスクや機会の一部を管理していない企業や、自らの指標や目標を設定していない企業であっても、その事実を開示することにより、ISSB 基準への準拠を依然として主張することができる。これは、主要な利用者にとって知ることに重要性があることが多いためである。同様に、企業は、特定のサステナビリティ関連のリスクや機会をモニタリングし、管理するためのガバナンスのプロセス、統制及び手続を有していないかもしれないが、その事実自体が、開示を通して主要な利用者が知ることに重要性があることが多い。[IFRS S1.BC157]

8 発効日

多数の利害関係者が、サステナビリティ関連財務開示のグローバルなペースラインを構築することは急務であるため、IFRS S1 号と IFRS S2 号の発効日は、発行から 12 ヶ月以内とすべきであることを強調した。ISSB は、発効日を 2024 年 1 月 1 日以後に開始する年次報告期間とすることが、サステナビリティ関連及び気候関連財務開示に対する主要な利用者の緊急のニーズを満たすにあたっての ISSB の現在のペースに合致すると判断した。[IFRS S1.BC167, IFRS S1.BC171]

特に、企業は 2024 年 1 月 1 日以後に開始する年次報告期間から IFRS S1 号を適用する必要がある。早期適用も認められているが、早期適用する場合、企業はその事実を開示し、同時に IFRS S2 号を適用する必要がある。[IFRS S1.E1] 企業にとっての実際の発効日は、それよりも前に任意で ISSB 基準を適用していなければ、その企業が事業を行っている法域において ISSB 基準がいつ強制適用となるかによる。

9 IFRS S1 号の要件に対する経過的な救済措置

企業が ISSB 基準を適用する準備がどの程度整っているかは、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業の現在の報告アプローチ、企業の規模、事業を行っている法域など、様々な要因によって異なる。準備の程度を考慮し、ISSB は、企業が ISSB 基準で要求される開示を準備するために、内部システム、プロセス、統制を構築または調整する時間が必要な場合があることを認めた。そのため、ISSB は経過的な救済措置の導入を決定した。[IFRS S1.BC170]

IFRS S1 には、以下の 9.1 章、9.2 章及び 9.3 章で説明する、企業が IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間に利用可能な経過的な救済措置が含まれている。[IFRS S1.E3]

9.1 同時報告に関する経過的な救済措置

ISSB は、特に ISSB 基準の適用初年度において、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の同時報告という要件を満たすためのデータの利用可能性や作成者の準備状況について、多くの懸念を表明する関係者からのフィードバックを考慮した。例えば、潜在的な報告負担やコスト増による課題、未開発のシステムによるデータの収集と集計に時間がかかること、財務諸表の完成を待つことによる指標の計算の遅れなどである。

このような懸念を受け、ISSB は、準備とサステナビリティ関連財務開示と財務諸表の報告の整合性を図るために時間を企業に与えるための経過的な救済措置の導入を決定した。この経過的な救済措置は、企業が IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において利用可能であり、企業はサステナビリティ関連財務開示を、関連する財務諸表と一緒に報告しないことができる。[IFRS S1.BC145, IFRS S1.BC146, IFRS S1.BC172] 特に付録 E には次のように記載されている：[IFRS S1.E4]

IFRS S1号は、企業がISSB基準を適用する最初の年次報告期間において利用可能な経過的な救済措置を含んでいる。

IFRS S1 より抜粋

- E4 企業が本基準を適用する最初の年次報告期間において、企業は関連する財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務開示を報告することが認められる。この経過的な救済措置を適用するにあたり、企業はサステナビリティ関連財務開示を次のいずれかで報告しなければならない。
- (a) 企業に一般目的期中財務報告書の提供が要求されている場合、次の第2四半期又は半期の一般目的期中財務報告書と同時に報告する。
 - (b) 企業が任意で一般目的期中財務報告書を提供する場合、次の第2四半期又は半期の一般目的中間財務報告書と同時に報告する。ただし、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内とする。
 - (c) 企業に一般目的期中財務報告書の提供が要求されておらず、任意でこれを提供しない場合、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内に報告する。

上述したように、この救済措置は、年次のサステナビリティ関連財務開示を、次の第2四半期または半期の一般目的期中財務報告書と共に提供することを認めている。ISSBは、主要な利用者が情報提供のタイミングを知ることができるように、遅延のタイミングを指定することを決定した。しかし、この救済措置は、企業が四半期報告又は半期報告を行うことを要求しているわけではない（上記5.3.3章の期中報告に関する議論も参照）。[IFRS S1.BC172, IFRS S1.BC173]。

9.2 比較情報に関する経過措置

IFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において比較情報が要求されない場合、企業はIFRS S1号の要求事項を早期に適用することができる可能性があることを考慮し、ISSBは比較情報の開示要求の免除を提供することを決定した。この救済措置により企業は、IFRS S1号に規定される開示の提供を要求されることなく、最初の年次報告期間のみを報告することができる。この救済措置により、企業は、初度適用日より前のいかなる期間についても、IFRS S1号に規定される開示の提供を要求されることなく、最初の年次報告期間のみを報告することができる。すなわち、企業はIFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において、比較情報を開示する必要はない。[IFRS S1.E3, IFRS S1.BC174]

9.3 「気候ファースト」の経過的な救済措置

IFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において、企業の開示を気候関連リスクのみに関連する情報に限定することも、ISSBが企業に提供することとした救済措置の一つである。従って、企業は、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関連する範囲でのみIFRS S1号の要求事項を適用することになる。[IFRS S1.E5, IFRS S1.BC175]

特に、企業がこの救済措置を適用する場合は、以下の通りである。[IFRS S1.E5, IFRS S1.E6, IFRS S1.BC176]

- ▶ IFRS S2号（「パートB-IFRS S2号の解説」で説明）を適用し、気候関連のリスク及び機会を識別し、それに関する情報を開示する。
- ▶ その旨を開示することが求められている。
- ▶ 比較情報の提供の救済措置が延長される。具体的には、IFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において、気候関連のリスク及び機会に関する比較情報を開示する必要はない。また、IFRS S1号を適用する2年目の年次報告期間においては、気候関連のリスク及び機会以外の、サステナビリティ関連のリス

「気候ファースト」の経過的な救済措置を利用する場合、企業は、IFRS S1号の要求事項が、気候関連のリスクと機会に関する情報の開示に関連する範囲においてのみ適用する。

ク及び機会に関する比較情報を開示する必要はない。従って、気候関連のリスク及び機会に関する比較情報は、2年目の年次報告期間において必要となる。

IFRS S1号の適用初年度において、この救済措置を利用することを決定した企業の中には、気候変動に関する情報以外にも、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを希望する企業もあるかもしれない。ISSBは、この救済措置は、企業が主要な利用者に追加的な情報を提供することを制限することを意図したものではないことを明らかにした。その代わり、気候関連の情報に加え、サステナビリティに関連するリスクと機会に関する情報を提供したい企業には、この追加的な情報が企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想されるすべてのサステナビリティに関連するリスクと機会に関する情報を反映しない範囲で、依然としてこの救済措置が適用される。そのため、ISSBは、救済措置が適用される場合、IFRS S1号及びS2号に従って提供される気候関連のリスク及び機会に関する情報が、追加的な情報によって不明瞭にならないようにすることの重要性を強調した。[IFRS S1.BC177]

弊社のコメント

企業は、一般目的財務報告書において、気候以外のサステナビリティ関連のトピックに関する情報を既に開示している可能性がある。このような企業は、ISSB基準を適用する最初の年次報告期間において、前年度報告との一貫性と比較可能性の観点から、サステナビリティ関連の他のトピックに関する情報を、サステナビリティ関連財務開示の中で提供し続けることができる。しかし、その場合、「気候ファースト」の経過的な救済措置が適用され、かつ、追加情報は、「気候ファースト」の救済措置が適用されなかった場合のISSB基準のすべての要求事項に準拠する目的として提供されるものではないことを明示する必要がある。また、ISSB基準に準拠して提供された重要な情報が、この追加情報によって不明瞭にならないようにする必要がある。

パート B - IFRS S2 号の解説

1 IFRS S2 号の解説

1.1 IFRS S2 号の目的と適用範囲

IFRS S2 号は、「一般目的財務報告書の主要な利用者が、企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示すること」を求めている。^[IFRS S2.1] この目的を達成するため、企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することが求められる。IFRS S1 号の要求事項と整合的であるように、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるリスク及び機会とは、短期、中期、及び長期にわたって、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、及び資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれるものという。^[IFRS S2.2]

気候関連のリスク及び機会のうち、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれないものは、IFRS S2 号の適用範囲外である。^[IFRS S2.4]

気候関連のリスク及び機会は、IFRS S1 に従って開示が要求される、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の一部である。サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関する詳細については、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 1.2 章を参照のこと。

ISSB は、IFRS S2 号の開発において、気候変動がほぼ全ての企業及び経済セクターにリスクをもたらす可能性があることを認めた。また、気候変動の緩和や気候変動の影響に適応するための企業の行動から生じる機会のように、気候変動の機会について企業が利用できる可能性があることも認めている。^[IFRS S2.BC2]

企業が、気候関連のリスクや機会にさらされることは、直接的なもの（すなわち、その影響が企業自身の資源に及ぶ場合）もあれば、バリュー・チェーンや例えばサプライヤー及び顧客との関係を通じた間接的なものもある^[IFRS S2.BC2]。バリュー・チェーンの概念は、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 3.3.2 章で解説されている。さらに、気候関連のリスクや機会に対する企業のエクスポージャーの程度は、企業が事業を営むセクター、産業、立地（地理的、地政学的）、ビジネスモデルを含むその他の具体的な状況などの要因によって異なる。気候関連のリスクや機会に対する企業のエクspoージャーの性質と程度は、一般目的財務報告書の利用者が企業の全体的なリスク・プロファイルをどのように評価するかに影響し、その結果、利用者が企業にリソースを提供するかどうかの意思決定に影響を与えることになる。

IFRS S2 号が要求する気候関連財務開示（気候関連の移行リスクや物理的リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の数値と割合に関する産業横断的な指標の開示など-4.5.1 章参照）を作成する場合、企業は、気候関連財務開示で開示される数値と、関連する財務諸表で認識及び開示される金額との関連付けを考慮する必要がある。これらの開示間のつながりは、企業の財務諸表に既に反映されている情報を相互参照することで説明することができる場合がある。^[IFRS S2.BC133] 気候変動が、IFRS 会計基準に従って作成された財務諸表にどの程度影響を与えるかを企業が評価し、開示する際の参考として、「Applying IFRS : 気候変動の会計処理(2023 年 8 月)¹²」を参照されたい。

¹² [Applying IFRS : 気候変動の会計処理 2023 年 8 月](#)

2 気候関連のリスク及び機会

IFRS S2号は、気候関連のリスク及び機会の文脈における、「気候関連」という用語の範囲を定義していない。

IFRS S2号は、企業がさらされている気候関連リスクと、利用可能な気候関連の機会に適用される。[IFRS S2.3]

TCFDの提言と整合的に、IFRS S2号が適用される気候関連リスクは、以下のいずれかである:[IFRS S2.BC18]

- ▶ 気候変動による物理的リスク（「気候関連の物理的リスク」）
- ▶ 低炭素経済への移行に伴う移行リスク（「気候関連の移行リスク」）

IFRS S2号は、「気候関連の物理的リスク」と「気候関連の移行リスク」を以下のように定義している:[IFRS S2 Appendix A]

IFRS S2号より抜粋

付録A 用語の定義

気候関連の物理的リスク

気候変動に起因するリスクには、事象に起因するもの（急性の物理的リスク）と、気候パターンの長期的な変化に起因するもの（慢性の物理的リスク）がある。急性の物理的リスクは、嵐、洪水、干ばつ、又は熱波などの気象関連事象から生じ、深刻さ及び頻度が増大しているものである。

慢性的な物理的リスクは、海面上昇、水の利用可能性の低下、生物多様性の喪失、土壌生産性の変化につながる可能性のある降水量や気温の変化を含む、気候パターンの長期的な変化から生じる。

これらのリスクは、例えば、資産への直接的な損害やサプライ・チェーンの混乱による間接的な影響に起因するコストなど、企業に財務的影響をもたらす可能性がある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達方法、水質の変化により影響を受ける可能性があり、企業の施設、事業、サプライ・チェーン、輸送ニーズ並びに従業員の健康と安全に影響を及ぼす極端な気温の変化によっても、影響を受ける可能性がある。

気候関連の移行リスク

低炭素経済への取り組みから生じるリスク政策、法律、技術、市場及び風評リスクが含まれる。これらのリスクは、新たな又は修正された気候関連の規制に起因する事業コストの増加や資産の減損など、企業に財務的影響を及ぼす可能性がある。また、消費者の需要の変化や新技術の開発・導入により、企業の財務業績が影響を受ける可能性もある。

IFRS S2号は、「気候関連」という用語の範囲を定義していない。ISSBは、気候変動の影響は広範囲に及び、また相互に関連しているため、企業が事業を行う地域、市場、産業によって、企業への影響が異なるため、企業に影響を与える可能性のある気候関連のリスク及び機会の全範囲を正確に定義することができないためであると説明している。[IFRS S2.BC24]

IFRS S2号 結論の根拠より抜粋

BC25 IFRS S2号の要求事項では、淡水へのアクセスの減少、生物多様性の喪失、森林破壊、気候に関する社会的インパクトなど、一部の気候関連事項を明示的に参照していないが、一般目的財務報告書の利用者にとって重要性がある情報であると企業が判断した場合、これらの事項

やその他の事項に関する開示が要求される。例えば、ある飲料製造会社が、気候変動が水の利用可能性(特に水ストレスが高い地域において)に与える短期、中期、又は長期の影響にさらされると判断した場合、その企業は、水の利用可能性の減少が自社の戦略、事業、資本計画及び資産価値に与える影響に関する情報に重要性があると判断する可能性がある。従って、この情報は IFRS S2 号が要求されることとなる。

企業は、緩和策と適応策を策定することにより、気候変動に関連する物理的リスクと移行リスクを管理することができる:[IFRS S2.BC21]

- ▶ 緩和策は、主に移行リスクへの企業の対応(例えば、温室効果ガス(GHG)排出を削減するための新技術の採用やビジネスモデルの変更)に関するものである。
- ▶ 適応策には、主に、企業が物理的リスクの現在と予想される影響の両方に備えることが含まれる。例えば、物理的リスクへのレジリエンスを改善するためのインフラ投資)。

ISSB は、企業の気候関連のリスク及び機会は、必ずしも相互に排他的なものではないと説明している。これは、例えば、低炭素製品に対する顧客の選好が、企業の既存製品の製造ラインの需要に対するリスクと、代替的な低炭素製品を生産し、市場シェアを獲得する機会の両方を同時に表す可能性があるためである。[IFRS S2.BC23]

3 気候関連のリスク及び機会の特定

サステナビリティ関連のリスク及び機会（「パート A-IFRS S1 の解説」の 1.2 章参照）と同様に、気候関連のリスク及び機会は、天然資源に対する企業のインパクト及び依存関係並びに企業が利害関係者、社会、経済及び自然環境と維持している関係から生じる。[IFRS S2.BC26]

気候関連のリスク及び機会を特定する上で、インパクト及び依存関係の役割を理解することの重要性については、以下の図 3-1 で詳しく解説する。

図 3-1：インパクトと依存関係

トピック	説明	例
依存関係	企業が依存する不可欠なインプットの利用可能性、品質又はコスト安定性の変化は、気候関連のリスクを生じさせる可能性がある。	スポーツ飲料製造会社は、製品を製造するための水の利用可能性と品質に依存している。干ばつの時期には淡水の供給が制限されることで水の供給が途絶え、水のコストが上昇する可能性がある。これは生産量とコストに影響を及ぼし、その結果、スポーツ飲料製造会社が事業から生み出せると期待される将来のキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性がある。[IFRS S2.BC27]
インパクト	気候変動への企業のインパクトは企業が依存しているリソース及び関係に影響を与える場合には、気候関連リスク及び機会を生じさせる可能性がある。	ある製造会社は、排出集約型事業を営んでいる主要な法域で炭素税が導入されると見込んでいる。炭素税の導入により同社の生産コストは上昇し、製品価格の上昇を通じて消費者に転嫁されることになる。価格の上昇は同社製品の需要に影響を与え、その結果、将来のキャッシュ・フローや製造工場の耐用年数にも影響を及ぼす。[IFRS S2.BC28]

TCFD は、気候関連のリスク及び機会の分類を提供しており、IFRS S2 号の下で企業が気候関連のリスク及び機会を識別する際の参考となる。これらの分類の一覧は以下の図 3-2 に示されている。さらに、ISSB は、SASB 基準に基づいて作成された「IFRS S2 号の適用に関する産業別のガイダンス」（産業別ガイダンス）は気候関連のリスク及び機会を識別するためのいくつかのパラメータを提供するためのものであるが、包括的であることや包括的であると解釈されることを意図していないものとしている。これについては、下記 4.3.1.B 章で詳しく解説する。[IFRS S2.BC24]

図 3-2：気候関連のリスク及び機会の分類

物理的リスク	移行リスク	機会
▶ 急性リスク ▶ 慢性リスク	▶ 政策及び法的リスク ▶ 市場リスク ▶ 技術リスク ▶ 評判リスク	▶ 資源効率 ▶ エネルギー源 ▶ 製品とサービス ▶ 市場 ▶ レジリエンス

4 コア・コンテンツ

4.1 概要

IFRS S2 号におけるコア・コンテンツの開示とは、気候関連リスク及び機会を企業がどのように監督し管理しているかを扱う 4 つの主題領域を中心に構成されている。コア・コンテンツの開示は、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関する情報を開示することを企業に要求している。この開示は、一般目的財務報告書の利用者が気候関連リスク及び機会への企業のエクスポージャー及び管理を理解できるようにする完全な 1 組の情報を提供することを意図している。*[IFRS S2.BC30]*

気候関連リスク及び機会に関する IFRS S2 号の開示要求事項は、一般的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する IFRS S1 号の同様のコア・コンテンツの開示要求事項を中心に構成されている。コア・コンテンツの開示の目的及び開示上の重複を避けるためのガイダンスについては、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 4.1 章を参照されたい。

4.1.1 TCFD 提言との比較

2023 年 7 月、ISSB は「*IFRS S2 号の気候関連開示と TCFD 提言の比較*」を公表し、IFRS S2 号の要求事項が TCFD の 11 の推奨開示項目と統合され、整合していることを述べている¹³。ISSB は、IFRS S2 号のコア・コンテンツの要求事項と関連する TCFD の中核的な提言、TCFD の推奨開示項目やガイダンスを分析する中で、IFRS S2 号と TCFD 提言の相違点を 3 つのタイプに分類し、以下の図 4-1 にまとめた。

図 4-1: TCFD 提言と IFRS S2 の比較

相違点のタイプ	IFRS S2 号の要求事項
異なる表現	IFRS S2 号は、TCFD 提言と同じ情報を把握するために、異なる表現を使用している場合がある。そのような場合、IFRS S2 号の要求事項は、TCFD 提言とほぼ整合していると考えられる。
より詳細な情報	IFRS S2 号はより詳細な情報の開示を要求している場合があるが、IFRS S2 号の開示要求事項は TCFD 提言に沿ったものであることに留意されたい。
異なるガイダンス	IFRS S2 号の要求事項が TCFD 提言と異なる場合もあるが、それは主に追加的な要求事項やガイダンスを提供することによるものである。しかし、IFRS S2 号と TCFD 提言全体との間に意図的な違いはない。

IFRS S2 号の要求事項と TCFD 提言の各コア・コンテンツにおける具体的な相違点は、以下の章で特定し、説明している。

弊社のコメント

現在、TCFD 提言に従って気候関連の開示を作成している企業は、既存の開示が ISSB 基準への準拠に十分であるとは想定できない。上の表で述べているように、IFRS S2 号には追加的な要求事項やガイダンスが含まれている。また、IFRS S1 号も開示に関する追加的な検討事項を規定している。完全な 1 組の ISSB 基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を提供するためには、これらすべての要求事項を満たす必要がある。

¹³ TCFD に関して ISSB が提供する更なるガイダンスは、[「IFRS-TCFD から ISSB への移行」](#)に掲載されている。

4.2 ガバナンス

IFRS S2号における気候関連のリスク及び機会に関するガバナンスの開示要求事項は、IFRS S1号におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するガバナンスの開示要求事項と対応している。そのため、IFRS S1号のガバナンスの開示要求事項に関する「パートA - IFRS S1号の解説」の4.2章の解説は、気候関連のリスク及び機会に関するガバナンス開示作成にも適用される。

企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに個別のガバナンスの開示を行う必要はない。このような場合、企業は、IFRS S2号とIFRS S1号の両方に定める要求事項を満たす統合されたガバナンスの開示を提供することにより不必要的重複を避ける必要がある。[IFRS S2.7]

TCFDとの比較

ISSBは、気候関連のリスク及び機会に関する企業のガバナンスについてのIFRS S2号の開示要求事項は、TCFD提言の開示項目と概ね整合していると示している。しかし、ISSBは、TCFDとの比較文書の中で、IFRS S2号では取締役会が気候関連のリスク及び機会を監督していることについて、より詳細な情報を開示するよう求めていることに言及している。例えば、気候関連リスク及び機会に対する責任が、それらのリスク及び機会を監督するガバナンス機関や個人に適用される、付託事項、義務、役割の記述、その他の関連方針にどのように反映されているか、である。

4.3 戦略

気候関連のリスク及び機会に関するIFRS S2号の戦略に関する要求事項は、IFRS S1号のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する戦略の開示要求事項と対応しているが、IFRS S2号には追加的な要求事項があり、以下の項目に関して追加的なガイダンスが提供されている：

- ▶ 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別し、分類する。
- ▶ 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略や意思決定に与える影響（気候関連の移行計画がある場合は、その情報も含む）
- ▶ 気候関連の変動、進展、不確実性に対する企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンス

以下の章では、これらの追加的な要求事項とガイダンスについて解説する。

IFRS S2号における戦略開示の残りの要求事項については、IFRS S1号における戦略の開示要求事項に関する「パートA-IFRS S1号の解説」の4.3章の解説が、気候関連のリスク及び機会に関する戦略の開示作成にも適用される。

4.3.1 気候関連のリスク及び機会に関する開示

4.3.1.A 気候関連のリスクの分類

IFRS S2号は、識別した気候関連リスクのそれを、気候関連の物理的リスクと移行リスクのいずれかに分類することを要求している。[IFRS S2.10(b), IFRS S2.B5] 物理的リスクと移行リスクの違いについては、前述の2章及び3章で解説している。

IFRS S2号は、気候関連のリスクを、気候関連の物理的リスクと気候関連の移行リスクのいずれかに分類することを要求している。

4.3.1.B 気候関連のリスク及び機会を識別するための産業別ガイダンスの活用

IFRS S2 号は企業に、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、IFRS S1 号及び IFRS S2 号とともに ISSB から公表された「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に定義されている産業別の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。[IFRS S2.12]

IFRS S2 号の公開草案において、ISSB は、同業他社間で比較可能な開示にするため、SASB 基準をもとにした産業別の要求事項(一部の要求事項は国際的な適用可能性を強化)を提案した。SASB 基準が主に米国市場向けに開発されたものであることから、いくつかの提案の国際的な適用可能性や適用することへの妥当性についての懸念もあり、提案された産業別要求事項に対するフィードバックは賛否両論であった。このようなフィードバックを受け、ISSB は産業別ガイダンスを維持することを決定したが、「IFRS S2 号の開示要求事項の一部を適用するにあたり考えられる方法を提案するが、追加的な要求事項を設けるものではない」¹⁴強制力のないガイダンスとして公表した。

産業別ガイダンスで特定され、定義された開示トピックは、特定のビジネスモデルや活動、その他産業への参加を特徴づける共通の性質に典型的に関連する、気候変動に関連するリスク及び機会を列挙している。例えば、不動産業では開示トピックとして、エネルギー管理、水管理、テナントがサステナビリティへ与える影響の管理、気候変動への適応などが産業別ガイダンスにおいて挙げられている。[IFRS S2.B C135, IFRS S2.BC136]

また、産業別ガイダンスは、気候関連のリスク及び機会に関する情報を測定し開示する方法を提案している。この点については、後述の 4.5 項で指標及び目標とも関連して説明する。

IFRS S2 号は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」で定義されている開示トピックを「参照し、その適用可能性を考慮する」ことを企業に求めている。[IFRS S2.12] ガイダンスの情報源に関しては、IFRS S1 号にも同様の要求事項が含まれている。「パート A-IFRS S1 号の解説」の 5.1 章で説明したように、この要求事項は、産業別ガイダンスを参照した後、企業が当該ガイダンスが適用されないと判断した場合には、当該ガイダンスを適用する必要はないことを意味している。

ISSB が、産業別ガイダンスを参照するという要求事項を盛り込んだのは、同ガイダンスが、企業が開示資料を作成する必要があると考えられる気候関連のリスク及び機会を識別する際の出発点として有用であると考えたためである。また、ISSB は、ガイダンスに示された開示トピック及び関連する指標は、網羅的であることを意図していないことにも言及している。従って、産業別ガイダンスに含まれていないトピックであっても、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会に関連するものであれば、気候関連の財務情報を開示する必要がある。[IFRS S2.BC137]

4.3.1.C 気候関連のリスク及び機会を識別するために、合理的で裏付け可能な情報を活用する

IFRS S2 号は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる気候関連のリスク及び機会を識別する際に、企業は、報告日時点で、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。この情報には、過去の事象、現在の状況、将来の状況の予想に関する情報が含まれる。[IFRS S2.11]

企業が「報告日時点で、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」という要求事項は、ISSB が特定の開示要求事

¹⁴ 「気候関連開示の実施に関する産業別ガイダンス」、IFRS 財団、2023 年、4 ページ
2023 年 12 月 - Applying IFRS IFRS S1 号 IFRS S2 号の解説

項を遵守するために必要な労力のレベルについての期待を明確にできるように、IFRS S1 号と IFRS S2 号の両方で採用された概念である。

「過大なコストや労力をかけずに、報告日時点で企業が利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」という考え方の適用に関する詳細は、「パート A-IFRS S1 号の解説」の 1.2.2.B 章にて解説されている。

4.3.2 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略や意思決定に与える影響に関する開示

IFRS S1 号と同様に、IFRS S2 号は、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会の影響を理解できるような情報を開示することを求めており、それには企業の戦略及び意思決定において、気候変動に関連するリスク及び機会へのように対応してきたか、及び対応する計画としているかが含まれる。しかし、IFRS S2 号はより厳格な規定となっており、以下の開示を要求している：[IFRS S2.14(a)]

- ▶ 企業自身が設定した気候関連の目標をどのように達成する計画であるか。
- ▶ 法律または規制によって達成することが義務付けられている目標をどのように達成する計画であるか。

以下の図 4-2 は、IFRS S2 号が企業に要求する、気候関連のリスク及び機会への対応や計画されている対応に関する具体的な開示の概要を示している（次のすべてに関する情報開示が必要）。

図 4-2：気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応

必要な開示	備考
気候関連のリスク及び機会に対処するための、リソース配分を含む、企業のビジネスモデルに対する現在及び予想される変更に関する情報 [IFRS S2.14(aXi)]	例： <ul style="list-style-type: none">▶ 炭素やエネルギー、水を大量に消費する事業を管理または廃止する計画▶ 需要又はサプライチェーンの変化によるリソースの再配分▶ 資本的支出または研究開発への追加支出を伴う新規事業開発によるリソースの再配分▶ 買収またはダイベストメント
現在の及び予想される直接的な緩和及び適応の取組みに関する情報 [IFRS S2.14(aXii)]	例： <ul style="list-style-type: none">▶ 生産工程の変更▶ 設備の変更▶ 施設の移転▶ 労働力の調整▶ 製品仕様の変更
現在の及び予想される間接的な緩和及び適応の取組みに関する情報 [IFRS S2.14(aXiii)]	例： <ul style="list-style-type: none">▶ 顧客との協働▶ サプライチェーンとの協働
企業の気候関連の移行計画に関する情報（ある場合） [IFRS S2.14(aXiv)]	企業の移行計画について開示されるべき情報例： <ul style="list-style-type: none">▶ 移行計画の策定に使用された主要な仮定▶ 移行計画が依拠する依存関係

<p>温室効果ガス(GHG)排出量目標を含む、気候関連の目標を、企業がどのように達成する計画であるかに関する情報 [IFRS S2.14(a)(v)]</p>	<p>これには、企業自身が設定した目標や、法律や規制によって企業が達成を義務付けられている目標が含まれる。目標については、以下の4.5章で詳しく解説する。</p>
---	---

企業の移行計画に関して、IFRS S2号は企業に以下の開示も求めている：

- ▶ 企業がそれらの計画した活動について、リソースをどのように確保しているか、また確保する計画であるかに関する情報 [IFRS S2.14(b)]
- ▶ 過去の報告期間と比較した計画の進捗に関する情報(定量的情報及び定性的情報の両方) [IFRS S2.14(c)]

4.3.2.A 気候関連の移行計画

IFRS S2号は、「気候関連の移行計画」を次のように定義している：[IFRS S2 Appendix A]

IFRS S2号より抜粋

付録A 用語の定義

気候関連の移行計画

温室効果ガスの排出削減などの行動を含む、低炭素経済への移行に向けた企業の目標、活動、またはリソースを示す、企業の全体的な戦略の一側面。

ISSBは、期待される低炭素経済への移行に対応するための企業の移行計画もしくは移行計画のセット(もしそのような計画があれば)を開示することは、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会が、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス、資本コストに与える影響を評価するのに役立つと考えている。[IFRS S2.BC46]

IFRS S2号は、移行計画に何が含まれるかを規定していない。ISSBは、移行計画が企業の個別の状況を反映するものであるため、移行計画に関する開示の比較可能性と整合性を向上させることに重点を置いている。[IFRS S2.BC52]

移行計画はさまざまであり、企業によっては、移行計画が、気候関連のリスク及び機会に対応するビジネスモデルを調整するために利用され、全体的な事業戦略の一部を形成している。一方、移行計画が全体的なビジネス戦略の一部を構成せず、特定の製品ライン、事業単位又は活動のセットに適用されている企業もある。[IFRS S2.BC47]

企業の移行計画の信頼性を評価し、企業間の移行計画を比較できるようにするために、一般目的財務報告書の利用者は、企業の移行計画を下支えする仮定と依存関係を理解する必要がある。そのため、IFRS S2号は企業に以下の開示を要求している：

- ▶ 気候関連の移行計画策定の際に行われた仮定
- ▶ 計画達成が依拠する依存関係

ISSBは、以下の図4.3で、移行計画における仮定と依存関係の違いを説明している。[IFRS S2.BC52]

図4-3：移行計画における仮定と依存関係の違い

意味	例
仮定	<p>企業が発生するであろうと見込む信念、予想、仮説、または前提条件であり、気候関</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 規制上の要求事項の見込み

	連の移行計画に組み込まれる。仮定は不確実である。	▶ 計画された変更をバリューチェーン内で実施する企業の能力に関する予想
依存関係	企業の移行計画を実現するために必要な不可欠な要因及び条件。	▶ 企業が GHG 排出目標を達成するために依拠する排出除去技術。 ▶ 企業が移行計画を実行するために必要な利用可能な最低限レベルのリソース

気候関連の財務開示を作成する際、企業は、移行計画で開示される情報と、GHG 排出量、削減目標、気候変動へのレジリエンスなど、その他の情報の開示とを、どのようにつながりをもたせるかを考慮する必要がある。[IFRS S2.BC49]

弊社のコメント

IFRS S2 号は企業に移行計画の策定を要求していない。同基準は、企業が移行計画を有している場合には、移行計画に関する具体的な情報の開示を要求しているに過ぎない。我々は、一般目的財務報告書の利用者が企業の移行計画に関する情報を重要視していることを考慮すると、移行計画を有していない企業は、その事実を開示することを検討する必要があると考えている。

ISSB 外の組織でも、移行計画の作成に関するガイダンスに取り組んでいるところがある。移行計画タスクフォース(TPT)は、企業の将来の事業戦略に関する年次報告の一部として、強固で信頼できる移行計画の開示のための好事例を定めることを意図して、英国政府によって発足した。TPT は 2023 年 10 月に「開示フレームワーク」を公表し、移行計画の好事例の 5 つの主要な要素を定めたが、19 の小要素と、各小要素に対する一連の情報開示の推奨事項を通じて、これらの要素が拡張されている。

TPT の 5 つの主要な要素については、以下の図 4.4 に要約されている。

図 4-4: 移行計画の主な要素

主要な要素	詳細
基礎	「企業は、その計画の戦略的野心を開示しなければならない。これは、GHG 排出量が少なく、気候変動に強い経済への移行に対応し貢献するための当該企業の目的と優先事項から構成され、当該企業が、機会を捉え、ステークホルダーや社会への悪影響を回避し、自然環境を保護する方法でこれらの目的と優先事項を追求しているかどうか、また、どのように追求しているかを示すものでなければならない。この要素の下で、企業は、この移行計画がビジネスモデルやバリュー・チェーンに与えるハイレベルな影響、及び、計画が依存する主要な仮定や外部要因も開示しなければならない。」
導入戦略	企業は、「戦略的野心」を達成するために、その事業活動、製品・サービス、方針・条件の中で取っている行動と、その結果として生じる財政状態、財務業績、キャッシュ・フローへの影響を開示しなければならない。」
エンゲージメント戦略	「企業は、戦略的野心を達成するために、そのバリュー・チェーンにどのように関与しているかを開示しなければならない。戦略的野心を達成するために、バリュー・チェーン、同業他社、政府、公共部門、地域社会、市民社会とどのように関わっているかを開示しなければならない。」

指標及び目標	「企業は、戦略的野心に向けた進捗を推進・モニタリングするために使用する指標と目標を開示しなければならない。」
ガバナンス	「企業は、移行計画の戦略的野心を達成するために、ガバナンス構造や組織体制に移行計画をどのように組み込んでいくかを開示しなければならない。」

ISSB のスー・ロイド副会長は、TPT 開示フレームワークの序文で、「TPT 開示フレームワークは、(ISSB)基準を補完する実用的で有用なものである。企業が移行計画を策定し、IFRS S2 号の開示要求に情報を提供する際の有用なツールとなるであろう。」¹⁵と述べている。

弊社のコメント

TPT 開示フレームワークのような外部のイニシアティブは、企業が IFRS S2 号に従って移行計画の開示を作成する際に、企業が参照することができる有用な洞察や指針を提供することができる。我々の見解では、これらのイニシアティブは優れた開示実務の改善に役立つ可能性があり、従って、企業は自身の開示とそのようなイニシアティブの整合性を考慮することを望むかもしれない。しかし、ISSB 基準が、TPT 開示フレームワークや他の外部イニシアティブのガイダンスや提言に準拠することを企業に要求している訳ではないこと同様に、TPT 開示フレームワークや他の外部イニシアティブに準拠しても、企業の開示が ISSB 基準に準拠しているとは限らないことに企業は留意する必要がある。

ISSB 基準に従った、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を提供するためには、IFRS S1 号と IFRS S2 号のすべての要求事項を満たす必要がある。

企業は、シナリオ分析の具体的な結果を開示する必要はない。その代わりに、企業はその結果の解釈に関する情報を開示することが求められる。

4.3.3 企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンスに関する開示

企業に影響を与える気候関連のリスク及び機会の発生可能性、規模、及び時期は不確実であり、複雑であることが多いため、一般目的財務報告書の利用者は、気候変動に対する企業の戦略やビジネスモデルのレジリエンスを理解するための情報が必要であると指摘している。[IFRS S2.BC57]

IFRS S2 号は、「気候レジリエンス」を以下のように定義している:[IFRS S2 Appendix A]

IFRS S2 より抜粋

付録 A 用語の定義

気候レジリエンス

気候関連の変動、進展、又は不確実性に適応するための企業の能力。気候レジリエンスには、気候関連のリスクを管理し、気候関連の機会から便益を享受する能力（気候関連の移行リスク及び物理的リスクに対応・適応する能力を含む）が含まれる。企業の気候レジリエンスには、気候関連の変動、進展、及び不確実性に対する戦略上のレジリエンス及び業務上のレジリエンスの両方が含まれる。

IFRS S1 号と比較すると、IFRS S2 号における気候関連レジリエンスについての開示要求は、より広範かつ規定的であり、シナリオ分析を完了する必要がある。定量的情報を提供するにあたり、IFRS S2 号は、単一の数値又は数値の範囲を開示することを認めている。[IFRS S2.22]

IFRS S2 号は以下のすべての開示を求めている：

- ▶ 報告日時点における、企業の気候レジリエンスの評価。[IFRS S2.22(a)]

¹⁵ TPT 情報開示の枠組み、2023 年 10 月、3 ページ

2023 年 12 月 - Applying IFRS IFRS S1 号 IFRS S2 号の解説

- 企業が、どのように、また、いつ、気候関連のシナリオ分析を実施したか。[IFRS S2.22(b)]

レジリエンス評価とシナリオ分析との関係は、以下の図 4.5 で解説する。

図 4-5: レジリエンス評価とシナリオ分析の違い

トピック	説明
レジリエンス評価	もっともらしいが不確実性のある気候関連のさまざまな結果(すなわちシナリオ)を用いた企業のビジネスモデルや戦略に対する影響、及び企業の適応・対応能力に関する経営者の評価。[IFRS S2.BC59] 気候関連レジリエンスの評価に関する情報は、各報告日時点で開示しなければならない。[IFRS S2.BC68]
シナリオ分析	レジリエンス評価に情報をもたらすために用いられる分析上の作業。 企業は、シナリオ分析の具体的な結果を開示する必要はない。その代わりに、企業はその結果の解釈を開示することが求められる。[IFRS S2.BC59] シナリオ分析は毎年行う必要はない。[IFRS S2.BC68]

4.3.3.A レジリエンス評価

第 22 項(a)は、企業が識別した気候関連のリスク及び機会との関連において、以下の図 4.6 に記載されている、各要因に対する企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンスに関する情報の開示を求めている。[IFRS S2.BC58]

図 4-6: レジリエンスの評価

要因	説明	例
気候関連の変動	気候変動に起因する事象や変化など	<ul style="list-style-type: none"> 広範囲な山火事 海面上昇
気候関連の進展	規制上の対応及び人口動態の変化等の進化するマクロ経済要因	<ul style="list-style-type: none"> 特定の化石燃料使用に対する規制上の制限
気候関連の不確実性	気候関連の変動と進展に関連した信頼区間の相違	<ul style="list-style-type: none"> 山火事の範囲に関する仮定 規制の厳格性に関する仮定

レジリエンス評価には、シナリオ分析の結果に関する解釈が含まれる。[IFRS S2.BC59] 特に、IFRS S2 号は、報告日時点の気候レジリエンスの評価に関する企業の開示が、以下のすべての内容に関する一般目的財務報告書の利用者の理解を可能にすることを求めている。[IFRS S2.22(a)]

- シナリオ分析で識別された影響に企業がどのように対応する必要があるかを含め、戦略及びビジネスモデルへの影響(もしあれば)。
- 企業の気候レジリエンスを評価する際に考慮した、重大な不確実性が存在する領域
- 短期、中期、及び長期にわたり、気候変動に対して企業の戦略やビジネスモデルを調整又は適応させるための、企業の能力で以下のすべてを含む：

- ▶ 気候関連リスクへの対応や気候関連の機会の活用を含む、気候関連のシナリオ分析で識別された影響に対応するための、企業の既存の金融資源の利用可能性及び柔軟性
- ▶ 既存資産の再配置、再利用、性能向上、又は廃棄する企業の能力
- ▶ 気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応、及び機会に対して、企業の現在及び計画されている投資の影響

以下の設例は、IFRS S2号の結論の根拠において、気候レジリエンス評価において考慮された重大な不確実性のある領域について、企業が開示する情報の種類を説明するために使用されている例に基づいている:[IFRS S2.BC60]

設例 4-1: 重要な不確実性分野の開示例

シナリオ分析の実施において、将来の気候変動による移住が、海面上昇により居住不可能となる可能性のある地域 X の近くに位置する企業 A とその主要サプライヤーの資産及び操業の一部に、長期的に影響を及ぼす可能性があることを識別している。影響を受ける地域コミュニティの移転先によっては、企業 A とそのサプライヤーがフル稼働で事業を継続できる能力に悪影響が及ぶ可能性がある。地域コミュニティが移転するかどうか、また移転先、移転時期は不明であり、その結果、企業 A の事業とそのサプライ・チェーンに与える影響も不確実である。

IFRS S2号 22(a)(ii)に従い、企業 A は、そのレジリエンス評価が、将来の気候変動に起因する X 地域からの移住の影響から生じる重大な不確実性の影響を受けることを開示している。このリスクには、長期的な時間軸が適用されるため、このシナリオ分析の結果を解釈するために必要な判断の度合いも大きくなることを、企業 A は開示している。

4.3.3.B シナリオ分析

前述の通り、IFRS S2号は、シナリオ分析の結果を開示することを要求していない。その代わりに、IFRS S2号は、シナリオ分析の実施方法に関連して、以下のすべての開示を要求している:[IFRS S2.22(b)]

- ▶ 分析に使用したインプットに関する情報
- ▶ 分析に使用した主な仮定

分析に使用したインプットと仮定に関する開示は、以下の図 4.7 で説明されている(これらのリストは網羅的なものではないことに留意されたい)。

図 4-7:シナリオ分析のインプットと仮定

インプットに関する開示	仮定に関する開示
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 分析に使用した気候関連のシナリオ及びそれらの情報源 ▶ 分析にさまざまな気候関連のシナリオを含めたかどうか ▶ 使用したシナリオが、気候関連の移行リスク又は気候関連の物理的リスクのいずれに該当するか ▶ 気候変動に関する最新の国際協定と整合する気候関連シナリオを使用したかどうか ▶ 気候関連の変動、進展又は不確実性に対するレジリエンスを評価する上で、シナリオが適切であると判断した理由 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業が事業を展開している法域における気候関連の政策 ▶ マクロ経済の動向 ▶ 国または地域レベルの変数(例えば地域の気象パターン、人口統計、土地利用、インフラ、及び天然資源の利用可能性など) ▶ エネルギー使用量と構成 ▶ 技術の進展

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 分析に使用した時間軸 ▶ 分析に使用した事業範囲(事業拠点や事業単位など) 	
--	--

気候変動に関する最新の国際協定は、IFRS S2号で「気候変動に立ち向かうための国連気候変動枠組条約の加盟国としての、国家間の協定」と定義されている。この協定は、温室効果ガス削減のための規範と目標を定めている。[IFRS S2 Appendix A]

ISSBがIFRS S2号を公表した時、2016年4月のパリ協定が気候変動に関する最新の国際協定であった。パリ協定の署名国は、以下の事項に合意した:[IFRS S2.BC145]

- ▶ 世界全体の平均気温の上昇を、産業革命前の水準から2°C未満に抑える。
- ▶ 気温上昇を産業革命前より1.5度上昇するレベルまでに抑制する努力をする。

しかし、ISSBは、以下の理由により、気候変動に関する最新の国際協定と整合するシナリオや特定の科学的根拠に基づくシナリオの使用を要求しないことを決定した:[IFRS S2.BC67]

- ▶ 企業が使用すべきシナリオを特定することは実務的ではない。
- ▶ 基準で規定されているシナリオは、すぐに古くなる可能性があり、企業の状況や何がもっともらしいかについての経営者の見解を反映していない情報を開示することになりかねない。

IFRS S2号は、気候関連のシナリオ分析が実施された報告期間の開示を要求している。これは、IFRS S2号の目的上、企業は、報告日ごとにシナリオ分析を更新することを要求されるのではなく、複数年の戦略計画サイクルの一環として(例えば、3~5年ごと)シナリオ分析を実施することができるとISSBが決定したためである。

企業は、各報告日にシナリオ分析を更新する必要はないが、IFRS S2号は企業に以下を要求している:[IFRS S2.B18, IFRS S2.BC68]

- ▶ 戦略計画サイクルに沿って、気候関連のシナリオ分析を更新する。
- ▶ 気候の不確実性が企業のビジネスモデルに与える影響に関する最新の洞察を反映するため、気候レジリエンスを年次ベースで評価する。
- ▶ シナリオ分析が報告期間中に更新されていない場合であっても、シナリオ分析がどのように、いつ実施されたかに関する情報を含む、4.3.3章において要求される情報を各報告日に開示する。

IFRS S2号は、企業の気候レジリエンスを評価するためにのみ、シナリオ分析を使用することを要求している。しかし、企業は、IFRS S2号が要求する以下のような他のさまざまな開示に情報を提供するために、シナリオ分析を使用することを選択することができる:[IFRS S2.BC69]

- ▶ 気候関連リスク及び機会の識別と評価(3章参照)
- ▶ それらのリスク及び機会に関連する予想される財務的影響の評価(4.3.3.C章参照)
- ▶ 低炭素経済への移行計画の策定(4.3.2.A章参照)

4.3.3.C 気候関連シナリオ分析の作成に関する適用ガイド

IFRS S2号の開発中、ISSBは、シナリオ分析が(特に分析を実施するスキル、能力、及びリソースが不足している企業にとっては)困難であるというコメントを受け取った。これに対して、ISSBは次のような見解を示した:[IFRS S2.BC62, IFRS S2.BC63]

- ▶ 気候関連のシナリオ分析には、定性的なシナリオの説明から高度な定量的モデリングに至るまで、様々な実務が含まれる点を、シナリオ分析の作成に関するIFRS S2号の適用ガイドに含めた。
- ▶ 企業がシナリオ分析に用いるアプローチは「その状況に見合ったもの」である必要があることを明確化した。

IFRS S2 号の適用ガイダンスは、企業が状況に見合ったシナリオ分析のアプローチを選択することを支援するために作成された。この適用ガイダンスは、TCFD が公表した補足文書「*The Use of Scenario Analysis in Disclosure of Climate-related Risks and Opportunities (2017)*」¹⁶及び「*Guidance on Scenario Analysis for Non-Financial Companies (2020)*」¹⁷を含む。[IFRS S2.BC64]

この適用指針は、企業に対し、過大なコストや労力をかけることなく、報告日時点での企業が利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮することができるような気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを使用することを求めている。シナリオ分析のアプローチの選択に関する判断を行うにあたり、適用ガイダンスは次の点を規定している:[IFRS S2.B1]

- ▶ 企業の状況を評価する際に考慮すべき要因(下記(i)参照)
- ▶ 企業が気候関連のシナリオ分析に対する適切なアプローチを決定する際に考慮すべき要因(下記(ii)参照)
- ▶ 企業が時間の経過とともに気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを決定する際に考慮すべき追加的要因(下記(iii)参照)

(i) 企業の状況を評価する

企業の状況を評価するには、以下のすべての事項を考慮する必要がある:[IFRS S2.B2]

- ▶ 気候関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャー
- ▶ 気候関連のシナリオ分析のために、企業が利用可能なスキル、能力、及びリソース

気候関連シナリオ分析に対する企業のアプローチは、気候関連シナリオ分析を実施する時点における企業の状況に見合ったものでなければならない。例えば、気候リスクへのエクスポージャーが比較的低く、経営資源が限られている企業は、主要な製品、事業単位、又は事業の所在地に焦点を当てたシナリオの記述を作成する場合がある。一方、気候関連リスクへのエクspoージャーが高いほど、より定量的又は技術的に高度な気候関連のシナリオ分析が要求されると判断する可能性が高くなる。[IFRS S2.BC65]

図 4-8: 企業の状況を評価する

考慮すべき要素	説明
気候関連リスク及び機会へのエクspoージャー	企業自身の気候関連のリスク及び機会へのエクspoージャーは、企業の以下の評価に反映される: <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業自身の状況 ▶ 気候関連のシナリオ分析に用いるアプローチ 一般的に、気候関連のリスクや機会に対するエクspoージャーが高いほど、より定量的又は技術的に高度な気候関連のシナリオ分析が要求されると判断する可能性が高くなる。[IFRS S2.B4]
利用可能なスキル、能力、及びリソース	企業は、気候関連のシナリオ分析に使用する適切なアプローチを決定する際に、利用可能な社内外のスキル、能力、及びリソースを考慮する。 企業のスキルや能力を評価する際には、個々の状況の把握が必要であり、ISSB は、企業が学習と反復のプロセスを通じて、スキルや能力を開発し、時間をかけて開示を充実することを求めている。

¹⁶ TCFD 技術的補足文書

¹⁷ 非金融会社のためのシナリオ分析に関する TCFD ガイダンス

	<p>例えば、レジリエンスの評価においてシナリオ分析を探求し始めたばかりの企業や、シナリオ分析が一般的に用いられていない産業に参入している企業は、そのスキルや能力を開発するために、より多くの時間を必要とする場合がある。その結果、そのような企業は、過大なコストや労力をかけずにシナリオ分析のための定量的又は技術的に高度なアプローチを用いることができない場合がある。対照的に、シナリオ分析が確立された慣行があるような産業(例えば採掘及び鉱物加工産業)に属する企業は、企業自身のスキル及び能力を強化していることが期待される。</p> <p>しかし、企業の気候関連リスク・エクスポートナーが、シナリオ分析のための高度なアプローチを正当化とする場合、IFRS S2号は、必要なスキルや能力を獲得・開発するためには利用可能なリソースを有しているのであれば、スキルや能力の不足を理由に、洗練度の低いアプローチの使用を正当化することはできないとしている。[IFRS S2.B6, IFRS S2.B7, IFRS S2.BC65]</p>
--	---

企業がシナリオ分析を実施するたびに、企業自身の状況を評価することが求められる。以下の設例は、IFRS S2号で使用されている説例に基づいて、企業が状況を再評価するタイミングを説明したものである:[IFRS S2.B3]

設例 4-2: 企業の状況を再評価する

企業Aは、戦略計画サイクルと整合するように、3年ごとに気候関連のシナリオ分析を実施している。IFRS S2号B3項に従い、企業Aは、3年ごとに自社の状況を評価する必要がある。企業Aは、自社の状況を評価するにあたり、その時点での気候変動のリスク及び機会に対するエクスポートナー、並びに利用可能なスキル、能力、及びリソースを再考する必要がある。

(ii) 気候関連シナリオ分析の適切なアプローチの決定

企業は、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、気候関連のシナリオ分析へのアプローチを決定しなければならない。決定には以下のすべての事項が伴う:[IFRS S2.B8]

- 気候関連シナリオ分析へのインプットの選択
- 気候関連シナリオ分析の実施方法についての分析上の選択

IFRS S2号によると、合理的で裏付け可能な情報には、以下に関する外部情報源から入手した情報、または内部で所有もしくは開発した情報が含まれる:[IFRS S2.B9]

- 過去の事象
- 現在の状況
- 将来の状況の予想
- 定量的または定性的情報

企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮できるようにインプットと分析上の選択の組合せを決定するためには、判断が必要となる。

必要とされる判断の程度は、詳細な情報の利用可能性と時間軸に依存する(すなわち、時間軸が長くなり、詳細な情報の利用可能性が低下するにつれて、必要とされる判断の程度は高くなる)。[IFRS S2.B10]

インプットの選択

企業は、気候関連のシナリオ分析に使用するシナリオ、変数、及びその他のインプットを選択する際に、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮する必要がある。[IFRS S2.B11]

ISSB は、権威ある情報源から一般に利用可能な気候関連のシナリオで、将来の傾向ともっともらしい結果に至るさまざまな道筋を記述しているものは、過大なコストや労力をかけずに企業が利用可能である点を明確にしている。[IFRS S2.B11]

特定のシナリオ又はシナリオのセットを選択して合理的で裏付け可能な根拠を持つということは、企業の気候関連のシナリオ分析のインプットが、企業の状況に関連している必要があるということである。従って、シナリオ又はシナリオのセットを選択する際には、企業は以下のような要素を考慮しなければならない：[IFRS2.B12, IFRS2.13, IFRS2.BC66]

- ▶ 企業が行う活動の種類と性質
- ▶ これらの活動の地理的地域
- ▶ 企業がさらされている物理的リスクと移行リスク

IFRS S2 号は、企業がどのシナリオを使用するべきかを規定していないが、その理由は、実務的ではなく、規定されたシナリオが古くなる可能性があること、企業固有の状況や何がもっともらしいかについての経営者の考えを反映しない情報が開示されることにつながる可能性があると ISSB が判断したためである。[IFRS S2.BC67]

以下の設例は、IFRS S2 号で使用されている設例に基づいている：[IFRS S2.B12]

設例 4-3：関連するシナリオの選択

企業 A の事業は、排出が規制されている法域 X に集中している。シナリオ分析を実施するために、企業 A は、気候変動に関する最新の国際協定に対する法域 X のコミットメントに整合的なシナリオを選択する。

IFRS S2 号は、用いたシナリオの数や、シナリオがさまざまな結果や道筋（例えば、秩序ある移行シナリオと無秩序な移行シナリオの両方）を対象にしているかどうかなどの情報を開示することを企業に求めている。これは、分析に多様なシナリオが含まれているかどうかを開示する要求事項の一部を形成している。[IFRS S2.22(b) (ix2), IFRS S2.BC66]

分析上の選択の実施

分析上の選択には、気候関連のシナリオ分析を行う際に、定性的な分析を行うか、定量的なモデル化を行うかということが含まれる。

IFRS S2 号は、企業に、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるよう、分析上の選択に優先順位をつけることを要求している。例えば、ある結果（例えば 1.5 度結果）に関連する複数の炭素価格の道筋に関する情報が過大なコストや労力をかけずに利用可能であり、このアプローチが企業のリスク・エクスポージャーによって正当化される場合には、企業のレジリエンス評価においてその道筋を組み入れる必要がある。[IFRS S2.B14]

このような分析的選択を行うにあたり、ISSB は次のように指摘した：[IFRS S2.B15]

- ▶ 定量的な情報を用いることで、企業の気候レジリエンスをより適切に評価することが可能となる。
- ▶ 定量的数据と組み合わせることも、組み合わせないことも可能なシナリオの記述を含む定性的情報の利用も、企業のレジリエンス評価の合理的かつ裏付け可能な根拠を提供することができる。

(iii) 時間の経過とともに気候関連のシナリオ分析に対する企業のアプローチを決定する際の追加的検討事項

IFRS S2号は、気候関連のシナリオ分析に対する企業のアプローチは、報告期間や戦略計画サイクルが変わっても同じである必要はないとしている。^[IFRS S2.B16] これは、以下の理由による：

- ▶ 気候関連のシナリオ分析は、実務が発展途上である。
- ▶ 企業が用いるシナリオ分析へのアプローチは、その企業が置かれた状況（すなわち、気候関連のリスク及び機会に対するエクスボージャー、企業が利用可能なスキル、能力、及びリソースなど）に基づいて決定される。従って、そのような状況が時間の経過とともに変化すれば、気候関連シナリオ分析に対する企業のアプローチも変化することになる。

例えば、気候関連リスクへのエクスボージャーが高い企業は、現状、定量的な気候関連シナリオ分析を行うスキル、能力、又はリソースを有していないため、最初は、定性的なシナリオ記述を用いて分析を行うかもしれない。しかし、時間の経過とともに経験を通じて能力を蓄積するにつれ、その企業は、気候関連のシナリオ分析に対してより高度で定量的なアプローチを適用するようになる。対照的に、気候関連リスクへのエクスボージャーが高く、必要なスキル、能力、又はリソースを利用できる企業は、気候関連シナリオ分析に対してより高度で定量的アプローチを適用することが求められる。^[IFRS S2.B17]

TCFDとの比較

ISSBは、気候関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略に関するIFRS S2号の開示要件は、TCFDが推奨する開示とほぼ一致しているとしている。

しかし、ISSBは、TCFDとの比較文書の中で、以下のようないくつかの相違点があることを指摘している。IFRS S2号では、

- ▶ 気候関連のリスク及び機会を識別する際に、*IFRS S2号の適用に関する産業別ガイド*の産業別開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮するという追加的な要求事項が含まれる。
- ▶ 気候関連のリスク及び機会が、企業のビジネスモデルやバリュー・チェーンの中でどこに集中しているのかについてより詳細な情報を開示することを求めている。

気候関連のリスク及び機会が、企業の事業戦略や財務計画に与える影響に関する開示について、IFRS S2号は、

- ▶ 識別されたリスク及び機会に対する企業の対応について、より詳細な情報を求める（企業が有する移行計画や、企業が気候関連の目標を達成するための計画を含む）。
- ▶ 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの状況に対するリスク及び機会の現在の及び予想される影響を開示する際に、定量的及び定性的情報が必要とされる場合の要件を定めている。
- ▶ 予想される財務的影響を開示する際に使用する情報とアプローチのパラメータを定めている（すなわち、報告日時点での過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報を使用し、企業の状況に見合ったアプローチを使用する）。

企業の戦略レジリエンスに関する開示について、IFRS S2号は、

- ▶ 気候関連のシナリオ分析において、企業が使用しなければならない特定のシナリオを規定していない。
- ▶ レジリエンス評価について、評価における重大な不確実性の領域、戦略やビジネスモデルを調整・適応する企業の能力、シナリオ分析の実施方法と実施時期など、より詳細な情報の開示を求める。

- ▶ 気候関連のシナリオ分析に使用すべき情報とアプローチのパラメータを定める(すなわち、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮し、企業の状況に見合ったアプローチを使用する)。

4.4 リスク管理

IFRS S2号における気候関連のリスク及び機会に関するリスク管理についての要求事項は、企業にリスク管理プロセスにおける気候関連のシナリオ分析の使用に関する情報を提供することを要求していることを除き、IFRS S1号におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するリスク管理についての開示要求事項と対応している。

具体的には、IFRS S2号は、気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報を開示する際に、気候関連の機会を識別するために気候関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いるかにに関して企業に説明することを求めている。[IFRS S2.2 5(b)]

IFRS S2号におけるリスク管理についての開示要求事項の残りの部分に関しては、「パートA-IFRS S1号の解説」の4.4章にあるリスク管理の開示要求事項に関する解説が気候関連のリスク及び機会に関するリスク管理の開示の作成にも適用される。

企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会について個別のリスク管理の開示を行う必要はない。このような場合、企業は、IFRS S2号及びIFRS S1号に定める要件を満たす統合されたリスク管理の開示を提供することにより不必要的重複を避けることが求められる。[IFRS S2.26]

TCFDとの比較

ISSBは、気候関連リスク及び機会に関するIFRS S2号の開示要件は、リスクにより焦点を当てているTCFD提言の開示項目とほぼ一致しているとしている。

気候関連リスクの識別、評価、管理するための企業のプロセスを記載する開示について、ISSBは、TCFDとの比較文書の中で、IFRS S2号は以下であると述べている：

- ▶ より詳細な情報(企業がリスクを識別するために用いる入力パラメータ、リスクを識別するためにシナリオ分析を用いているか、またどのように用いているか、リスクを識別し、評価し、優先順位を付け、モニタリングするための企業のプロセスが過去の報告期間から変更されたかどうか)を求めている。
- ▶ 機会の識別、評価、優先順位付け、モニタリングのための企業のプロセスに関する追加的開示を含む。

気候関連リスクを識別し、評価し、管理するための企業のプロセスが、企業の全体的なリスク管理にどのように統合されているかの説明に関する開示について、ISSBは、IFRS S2号が機会を識別、評価、優先順位付け、モニリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度、及び、どのように統合され、情報をもたらしているかについての追加的な開示を含んでいることに留意している。

4.5 指標と目標

IFRS S2号は、気候関連のリスク及び機会に関する指標と目標を特に取り上げて いるため、IFRS S1号の指標と目標に関する全般的な開示要求事項よりも、IFRS S2号の指標と目標に関する開示要求事項の方がはるかに詳細である。

企業が設定した気候関連の目標、及び法規制により達成が義務付けられている目標に対する進捗を含む、気候関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにするため、IFRS S2号では以下のすべての開示が求められている。[IFRS S2.27, IFRS S2.28]

- ▶ 産業横断的な7つの指標カテゴリーに関する情報(すなわち、産業にとらわれない指標)(4.5.1章参照)
- ▶ 企業のビジネスモデルや経済活動に関連する産業ベースの指標(すなわち、企業が参加する産業に関連する指標)(4.5.2章参照)
- ▶ 気候関連のリスクを軽減もしくはこれに適応するため、または気候関連の機会を活用するために、企業が設定した目標や法規制により達成が義務付けられている目標(ガバナンス機関や経営者がこれらの目標に対する進捗を測定するために用いる指標を含む)(4.5.3章参照)

IFRS S2号は、企業は、気候関連のリスク及び機会に対応するガバナンス、戦略、リスク管理プロセスを有していない場合であっても、指標に関する情報を開示しなければならない。ISSBは、指標に関する開示の目的は、以下に対する企業のパフォーマンスの開示を企業に要求することであることを明確にした。[IFRS2.BC73]

- ▶ 気候関連のリスク及び機会を測定・モニタリングするために用いられる指標(IFRS S2号で規定されていない指標を含む場合もある)
- ▶ IFRS S2号が定める指標(気候関連のリスク及び機会を測定・モニタリングするために、これらの指標を用いていない場合も含む)

4.5.1 産業横断的な指標

IFRS S2号は、2021年10月に公表されたTCFDの「[指標、目標及び移行計画に関するガイダンス](#)¹⁸」からISSBが導き出した産業横断的な7つの指標カテゴリーに関する情報の開示を企業に求めている。

以下の図4.9で産業横断的な7つの指標カテゴリーをまとめている。[IFRS S2.29]

図4-9: 産業横断的な指標

#	カテゴリー	開示情報
1	GHG排出量	<p>報告期間中に発生した温室効果ガス(GHG)の総排出量の絶対量を以下の分類で開示(CO₂換算のメートルトン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ スコープ1 GHG排出量 ▶ スコープ2 GHG排出量 ▶ スコープ3 GHG排出量 <p>(当該開示及びその他のGHG関連開示の詳細は以下の4.5.1.A章及び5章参照)</p>
2	気候関連の移行リスク	気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の数値及びパーセンテージ(4.5.1.B章参照)
3	気候関連の物理的リスク	気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産や事業活動の数値及びパーセンテージ(4.5.1.B章参照)
4	気候関連の機会	気候関連の機会と整合した資産や事業活動の数値及びパーセンテージ(4.5.1.B章参照)
5	投下資本	気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、資金調達、投資の金額(4.5.1.C章参照)

¹⁸ [指標、目標、移行計画に関するTCFDガイダンス](#)

6	内部炭素価格	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業が意思決定において炭素価格を適用しているかどうか、適用している場合はどのように適用しているかについての説明 ▶ 企業が GHG 排出コストを評価するために使用する GHG 排出量のメートル・トン当たりの価格 (4.5.1.D 章参照)
7	報酬	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 役員報酬に気候関連の考慮事項が織り込まれているかどうか、織り込まれている場合はどのように織り込まれているかについての説明 ▶ 当報告期間において認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているもののパーセンテージ (4.5.1.E 章参照)

企業が属する産業に関係なく共通の情報を提供することで、産業横断的な指標は、一般目的財務報告書の利用者が以下のことを行うことを可能にする。[IFRS S2.B C75]

- ▶ 気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーと管理
- ▶ 気候関連のリスク及び機会の主要な側面と決定要因の理解
- ▶ 気候変動が企業に及ぼす潜在的影響の洞察

4.5.1.A GHG 排出量の開示

企業は、報告期間中に発生した GHG(温室効果ガス)総排出量の絶対量を開示しなければならない。企業の GHG 総排出量は、以下のように分類される。[IFRS S2.2 9(a)(i)]

- ▶ スコープ 1 GHG 排出量
- ▶ スコープ 2 GHG 排出量
- ▶ スコープ 3 GHG 排出量

企業が開示する GHG 排出量は、CO₂ 換算のメートル・トンで表される。これは 7 つの温室効果ガスを CO₂ 換算値に集約する必要があるためである。詳細は 5.3.2 章を参照。

IFRS S2 号は、各法域の規制当局や企業が上場している証券取引所が、GHG 排出量の測定に別の方法を使用するよう要求しない限り、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004 年)」(以下、「GHG プロトコルコーポレート基準(2004)」)を使用することを企業に要求している。[IFRS S2.29(a)(ii)] 「GHG プロトコルコーポレート基準(2004)」は、GHG プロトコルと総称される公表物の一つである。GHG プロトコルと他の方法の使用の詳細については、5 章を参照。

企業は、以下を含む GHG 排出量を測定するために使用したアプローチを開示しなければならない。[IFRS S2.29(a)(iii)]

- ▶ GHG 排出量の測定に使用した測定アプローチ、インプット及び仮定
- ▶ 上記を選択した理由
- ▶ 報告期間中に上記を変更した場合はその旨及び理由(詳細は 5.3.1 章を参照)

スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の GHG 総排出量に関する追加の開示要求事項は、以下の図 4.10 の通りである。[IFRS S2.29(a)(iv)]

図 4-10: GHG 排出量の開示

GHG 排出量	具体的な開示内容
---------	----------

スコープ 1 及び スコープ 2	<p>スコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量 については、以下の 2 つに細分化して開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 連結会計グループ(例えば、親会社及びその連結子会社) ▶ 連結会計グループから除外されるその他の投資先(例えば、関連会社、ジョイント・ベンチャー、非連結子会社) <p>この細分化については以下の設例 4-4 を参照。</p>
スコープ 2	<p>スコープ 2 の GHG 排出量については、以下を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ロケーション基準の GHG 排出量 ▶ スコープ 2 GHG 排出量について一般目的財務報告書の利用者の理解に役立つ契約証書に関する情報(すなわち、IFRS S2 号は、企業がマーケット基準の GHG 排出量を開示することを要求していない) <p>「ロケーション基準」と「マーケット基準」の定義については、後述の 5.2.3 章を参照。</p>
スコープ 3	<p>スコープ 3 の GHG 排出量については、「GHG プロトコルコードレート・バリューチェーン(スコープ 3)の算定・報告基準(2011)」に記載されているスコープ 3 のカテゴリーに従って開示しなければならない。</p> <p>これらのカテゴリーは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ カテゴリー1. 購入した商品及びサービス ▶ カテゴリー2. 資本財 ▶ カテゴリー3. スコープ 1 またはスコープ 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連の活動 ▶ カテゴリー4. 上流の輸送及び流通 ▶ カテゴリー5. 事業において発生する廃棄物 ▶ カテゴリー6. 出張 ▶ カテゴリー7. 従業員の通勤 ▶ カテゴリー8. 上流のリース資産 ▶ カテゴリー9. 下流の輸送及び流通 ▶ カテゴリー10. 販売した製品の加工 ▶ カテゴリー11. 販売した製品の使用 ▶ カテゴリー12. 販売した製品の廃棄処理 ▶ カテゴリー13. 下流のリース資産 ▶ カテゴリー14. フランチャイズ ▶ カテゴリー15. 投資 <p>企業の活動にアセットマネジメント、商業銀行、保険が含まれる場合は、スコープ 3 の「ファイナンス・エミッション」について追加の開示が必要となる。ファイナンス・エミッションについては、下記の 5.7 章を参照。</p>

以下の設例は、「気候関連開示に関する付属ガイダンス」の「設例 1」に基づいています。[IFRS S2.IE3-IE5]

設例 4-4: スコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出の細分化

A 社は Sub 社の 80%の持分を所有し、法人格のある共同出資事業である JV 社の 40%の持分を所有する。A 社と他の企業は共同で JV 社を支配している。A 社は

JV 社の経営者に任命されており、A 社は共同出資事業当事者によって承認された活動及び運営を管理・実施する責任を負う。

A 社は、IFRS 会計基準に従って財務諸表を作成している。IFRS 会計基準に従い、A 社及びその支配下にある企業の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローを単一の経済的実体として表示する連結財務諸表を作成する。A 社は、Sub 社を支配している。従って、A 社の連結財務諸表の報告主体は、A 社と Sub 社で構成される。A 社は JV 社を支配していないため、JV 社の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローは A 社の連結グループに含まれない。代わりに、A 社は JV 社に対する持分を持分法投資として認識している。

A 社の連結グループは、GHG 排出量の開示を含むサステナビリティ関連の財務開示における報告主体でもある。A 社は、GHG 排出量を測定するために、経営支配力基準¹⁹を選択した。A 社は JV 社を経営支配しているため、JV 社の GHG 排出量はすべて A 社(報告主体)の GHG 排出量に含まれる。

個々の企業のスコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出量は以下の通りである：

	温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算メートルトン)		
	スコープ 1	スコープ 2	合計
A 社(親会社)	1,000	350	1,350
Sub 社	3,000	800	3,800
JV 社	6,000	1,400	7,400

経営支配力基準による A 社(報告主体)のスコープ 1 及びスコープ 2 の GHG 排出量は、以下のように測定される(経営支配力基準により、A 社は JV 社の GHG 排出量の 100% を測定に含めることになる)。

	温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算メートルトン)		
	スコープ 1	スコープ 2	合計
A 社(親会社)	1,000	350	1,350
Sub 社	3,000	800	3,800
JV 社	6,000	1,400	7,400
合計	10,000	2,550	12,550

IFRS S2 号第 29 項(a)(iii)に従い、A 社は、連結グループとその他の投資先との間で、スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量の内訳を以下のように開示する。

	温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算メートルトン)		
	スコープ 1	スコープ 2	合計
A 社連結グループ	4,000	1,150	5,150
JV 社への投資	6,000	1,400	7,400
スコープ 1 とスコープ 2 の GHG 排出量の合計(経営支配力基準)	10,000	2,550	12,550

4.5.1.B 気候関連のリスクの影響を受けやすい、あるいは気候関連の機会と整合した資産や事業活動

企業は、以下の資産や事業活動の数値及びパーセンテージを開示する必要がある。

- ▶ 気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産や事業活動

¹⁹ 経営支配力基準については、5.2.2.B (ii)章を参照のこと。

- ▶ 気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産や事業活動
 - ▶ 気候関連の機会と整合した資産や事業活動
- これらの開示は、移行リスク、物理的リスク、機会について個別に求められる。これらの開示の作成にあたり、IFRS S2号は、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的かつ裏付け可能な情報を使用しなければならないと述べている。*[IFRS S2.30]* この要求事項の適用については、4.3.1.C章及び、「パートA-IFRS S1号の解説」の1.2.2.B章で詳しく解説されている。

4.5.1.C 投下資本

企業は、気候関連のリスク及び機会に対して投下された資本支出、資金調達、投資の金額を開示しなければならない。*[IFRS S2.29(e)]*

IFRS S2号は、この開示要件に特化した適用ガイドラインを提供していないが、いくつかの一般的なガイドラインを提供している。以下の4.5.1.F章を参照。

4.5.1.D 内部炭素価格

企業は以下を開示する必要がある。*[IFRS S2.29(f), IFRS S2.BC130]*

- ▶ 企業が意思決定に炭素価格を適用しているかどうか、またどのように適用しているかについての説明(例えば、投資決定、移転価格、シナリオ分析等)。これは「内部炭素価格」と呼ばれる。
- ▶ 企業がGHG排出のコストを評価するために使用するGHG排出価格(メートルトン当たり)。

IFRS S2号より抜粋

付録A 用語の定義

内部炭素価格

投資、生産、消費パターンの変化、潜在的な技術進歩や将来の排出削減コストの財務的影響を評価するために使用する価格。企業は、様々なビジネス用途に内部炭素価格を利用することができる。一般的に使用される内部炭素価格は、以下の2種類である。

(a) シャドープライス

理論上のコスト又は名目上の金額であり、リスクの影響、新規投資、プロジェクトの正味現在価値、様々な取り組みの費用対効果等の経済的影响やトレードオフを理解するために使用することができる。

(b) 内部税または手数料

事業活動、製品ライン、その他の事業部門の温室効果ガス排出に基づき課される炭素価格(これらの内部税または手数料は、企業内移転価格に類似している)。

内部炭素価格が意思決定にどのように適用されているかを説明する際、企業は、GHG排出のメートル・トン当たりの価格を表すために、現在の価格、シャドープライス、その他の価格のいずれを使用しているかを説明することが期待される。ただし、内部炭素価格がない場合には、その旨を開示することを検討する必要がある。*[IFRS S2.BC130]*

4.5.1.E 役員報酬

企業は以下を開示する必要がある。*[IFRS S2.29(g)]*

- 役員報酬に気候関連の考慮事項が織り込まれているか、またどのように織り込まれているかの説明
- 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項に結び付いている報酬のパーセンテージ

弊社のコメント

IFRS S2号は「役員」を定義していない。そのため、企業は、どのような経営上の役割が「役員」に相当し、この開示要求事項の範囲内となるかを判断する必要がある。

我々の見解では、この開示により、一般目的財務報告書の利用者は、企業の活動を管理する権限と責任を有する企業の経営者が、その企業の気候関連のリスク及び機会を管理するパフォーマンスに対して、報酬を通じてインセンティブを付与されているかどうか、またどの程度付与されているかを理解することができるようになる。このような観点から、「役員」に相当する経営上の役割を特定するために、企業は、IAS第24号「関連当事者の開示」における「経営幹部」の定義を検討することができる。「経営幹部」とは、企業の活動を直接、間接に計画し、指示を行い、そして支配する権限及び責任を有する者(企業の取締役(業務執行権がある者もそれ以外の者も)を含む)をいう。

また、IFRS S2号は「報酬」を定義していない。我々の見解では、この開示要求を適用する際には、「報酬」の通常の意味で十分である。何が「報酬」に該当するかを決定する際、企業は、IAS第24号における「報酬」の定義を考慮することができます。この定義には、短期従業員給付(賃金等)、退職後給付(年金等)、その他の長期従業員給付(長期勤続休暇等)、解雇給付及び株式に基づく報酬が含まれる。

4.5.1.F 作成ガイダンス

IFRS S2号は、上記のGHG排出量以外の産業横断的な指標の開示を作成する際に、以下すべてを考慮することを求めている。*[IFRS S2.B65]*

- 気候関連のリスク及び機会の影響が発生することが合理的に見込まれる時間軸(*「パートA IFRS S1号の解説」*の4.3.1章参照)。
- 企業のビジネスモデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスク及び機会が集中しているか(地域、施設、資産の種類等)(*「パートA IFRS S1号の解説」*の4.3.2章を参照)。
- 気候関連のリスク及び機会が、報告期間の企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与える影響に関連して開示される情報(*「パートA IFRS S1号の解説」*の4.3.4章を参照)。
- 産業別指標が、産業横断的な指標の開示要求事項の全部又は一部を満たすために用いることができるか。
- 産業横断的な指標の開示と、関連する財務諸表において認識・開示される金額とのつながり。つながりには、財務諸表の開示及び作成において使用されるデータ及び仮定との整合性(可能な限り)も含まれる。

4.5.2 産業別指標

IFRS S2号は、産業横断的な指標に加えて、単独または1つ以上の特定のビジネスモデル、活動、産業への参加を特徴づけるその他の共通の性質に関連する産業別指標を開示することを企業に求めている。

IFRS S2号は、「*IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス*」を参照し、関連する産業について識別された開示トピックに関連する産業別指標の適用可能性を考慮しなければならない。*[IFRS S2.32]*

4.5.3 気候関連の目標

IFRS S2 号は企業に以下の開示を要求している。

- ▶ 気候関連の目標(下記 4.5.3.A 章参照)
- ▶ 各目標の設定、レビューのプロセス、進捗のモニタリングのアプローチに関する情報(下記 4.5.3.B 章参照)
- ▶ 各目標に対するパフォーマンスに関する情報(下記 4.5.3.C 章参照)
- ▶ GHG 排出目標に関する情報(もしあれば)(下記 4.5.3.D 章参照)

4.5.3.A 気候関連目標に関する開示

IFRS S2 号は、以下のいずれかの気候関連の定量的及び定性的な目標を開示することを要求している:[IFRS S2.33]

- ▶ 戰略目標達成に向けた進捗状況をモニタリングするために企業が設定した目標あるいは、
- ▶ 法規制により達成することが義務付けられている目標(もしあれば)

これらの目標には、GHG 排出目標も含まれる。

各目標について、IFRS S2 号は企業に以下のすべての開示を義務付けている。

図 4-11: 気候関連の目標開示

開示すべき情報	詳細情報
目標設定に用いた指標 [IFRS S2.33(a)]	IFRS S2 号は、気候関連の目標を設定するため及び進捗を測定するために使用する指標を識別・開示する際に、産業横断的な指標及び産業別指標を考慮しなければならない。[IFRS S2.B67] 目標に向けた進捗状況を測定するために企業が作成した指標について、IFRS S1 は、追加の開示要求事項を規定している(「パート A-IFRS S1 号の解説」の 4.5.2 章を参照)。
目標の目的 [IFRS S2.33(b)]	例えば、緩和、適応、科学的根拠に基づく取組みへの準拠等。
目標が適用される範囲 [IFRS S2.33(c)]	例えば、目標が企業全体に適用されるのか、企業の一部のみ(特定の事業単位や特定の地理的地域等)に適用されるのか等。
目標の測定に関する情報	具体的には以下の開示が求められる。 <ul style="list-style-type: none">▶ 目標が適用される期間[IFRS S2.33(d)]▶ 進捗を測定する基準期間[IFRS S2.33(e)]▶ マイルストーン及び中間目標[IFRS S2.33(f)]
目標が定量的である場合、それが絶対量目標か原単位目標か[IFRS S2.33(g)]	IFRS S2 号では以下のように定義されている。 <ul style="list-style-type: none">▶ 絶対量目標とは「測定値の総量または測定値の総量の変化」▶ 原単位目標とは「経営指標に対する測定値の比率または経営指標に対する測定値の比率の変化」[IFRS S2.B66]
気候変動に関する最新の国際協定がどのように目標に反映されたか [IFRS S2.33(h)]	当該開示には、最新の国際協定から生じる各法域のコミットメントも含まれる。

4.5.3.B 目標の設定、レビュー、進捗状況のモニタリングアプローチ

企業は、以下のアプローチに関する情報を開示しなければならない。[IFRS S2.34]

- ▶ 各目標の設定及びレビュー
 - ▶ 各目標に対する進捗状況のモニタリング
- 開示すべき情報には以下のすべてが含まれる。[IFRS S2.34]
- ▶ 目標及び目標設定方法に対する第三者による検証の有無
 - ▶ 目標をレビューする企業のプロセス
 - ▶ 目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするために使用する指標
 - ▶ 目標に対して行われた見直しとその説明

4.5.3.C 目標に対するパフォーマンスの報告

企業は、各気候関連目標に対するパフォーマンスに関する情報を開示する必要がある。当該開示情報には、企業のパフォーマンスの傾向分析や変化に関する分析も含まれる。[IFRS S2.35]

IFRS S2 号は、目標設定及び目標達成に向けた進捗状況のモニタリングに使用される指標を識別、開示する際に、企業が産業横断的な指標及び産業別指標を参考し、適用可能性を考慮することを求めている。この指標には、適用される ISSB 基準に記載されている指標や、IFRS S1 の要求事項を満たす他の指標が含まれる。[IFRS S2.37]

4.5.3.D GHG 排出目標

上記の要求事項に加えて、IFRS S2 号は、企業が設定した（または法規制で達成が義務付けられている）GHG 排出目標に関する以下のすべての情報の開示を要求している。[IFRS S2.36]

図 4-12: GHG 排出目標の開示

開示すべき情報	詳細情報
GHG 排出目標の範囲	具体的には以下の開示が求められる。 <ul style="list-style-type: none">▶ どの GHG 排出量が目標の対象となるか（様々な構成ガスは、後述の 5.2 章を参照）[IFRS S2.36(a)]▶ 目標がスコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 のいずれの GHG 排出量を対象としているか [IFRS S2.36(b)]
グロス GHG 排出目標か ネット GHG 排出目標か [IFRS S2.36(c)]	IFRS S2 号では以下のように定義されている。 <ul style="list-style-type: none">▶ グロス GHG 排出目標とは「企業のバリュー・チェーン内で計画される温室効果ガス排出の総変化を反映する」▶ ネット GHG 排出目標とは、「企業が目標とする温室効果ガス総排出から、計画されているオフセットの取組み（例えば、温室効果ガス排出量をオフセットするためのカーボン・クレジットの計画された使用等）を差し引いたもの」 ネット GHG 排出目標については、グロス GHG 排出目標についても開示することが求められる。また、ネット GHG 排出目標の開示が、企業のグロス GHG 排出目標に関する情報を不明瞭にしてはならない。[IFRS S2.B68, IFRS S2.B69]

<p>目標がセクター別脱炭素化アプローチを用いて算出されたかどうか [IFRS S2.36(d)]</p>	<p>ISSBは、IFRS S2号の結論の根拠において、セクター別脱炭素化アプローチは、(気候変動に関する最新の国際協定などを通じて設定された)国際レベルでのGHG排出目標をセクターベースのベンチマークに換算することにより、セクターごとにGHG排出目標を設定し、それに対して個々の企業のパフォーマンスを比較することができると説明している。</p> <p>セクター別脱炭素化アプローチでは、異なるセクターで事業を行う企業には、低炭素経済への移行に伴う特有の課題があることを認識している(例えば、企業のバリュー・チェーンにおいてGHG排出が集中する場所は、セクターによって異なる)。</p> <p>科学的根拠に基づく目標イニシアティブ(SBTi)は、セクター別脱炭素化アプローチを採用している。[IFRS S2.BC150]</p>
<p>ネット GHG 排出目標を達成するために、GHG 排出量をオフセットするために企業が計画しているカーボン・クレジットの利用 [IFRS S2.36(e)]</p>	<p>IFRS S2号は、カーボン・クレジットを「カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減または除去を表す排出単位であり、電子登録によって一意にシリアル化され、発行、追跡、無効化される」と定義している。[IFRS S2 Appendix A]</p> <p>カーボン・クレジットの計画された使用について開示すべき情報には、以下のすべてが含まれる。[IFRS S2.36(e)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ネット温室効果ガス排出目標を達成するため、企業がどの程度カーボン・クレジットを使用しているか(もしあれば) ▶ カーボン・クレジットを検証または認証する第三者スキーム ▶ カーボン・クレジットの種類 - 基礎となるオフセットが自然に基づくものなのか、技術的な炭素除去に基づくもののかを含む(詳細は以下を参照) ▶ 一般目的財務報告書の利用者が、カーボン・クレジットのスキームの信頼性と誠実性を理解するために必要なその他の要素(例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定等) <p>また、企業がすでに購入したカーボン・クレジットで、GHG排出目標を達成するために使用する予定のものに関する情報を開示することもできる。[IFRS S2.71]</p>

カーボン・クレジットの種類に関する開示は、一般目的財務報告書の利用者が企業のリスク・プロファイルを評価するのに役立つ

カーボン・クレジット

カーボン・クレジットは、自然に基づくもの(植林、土壤による炭素隔離、その他のバイオマス貯留の利用などを通じて自然の炭素吸収を拡充することを目的としたもの)と、技術的な炭素除去に基づくものがある。ISSBは、カーボン・クレジットの種類に関する開示は、一般目的財務報告書の利用者が企業のリスク・プロファイルを評価するのに役立つとしている。例えば、企業が技術的炭素除去に基づくカーボン・クレジットの使用を計画している場合、利用者は、その技術的解決策が現在のところ商業規模で経済性がなく、将来的に実行可能なものにするためには多額の投資が必要になる可能性が高いのかを理解したいと考えるかもしれない。対照的に、自

然に基づくアプローチは、技術的解決策よりも費用対効果が高いことが多いものの、以下のような懸念にさらされる可能性がある。

- ▶ 「永続性」(すなわち、温室効果ガス排出が大気から安全に除去される期間)及び「付加性」(すなわち、特定の投資がなければ生じなかつた新たな気候上の便益がもたらされたかどうか)に基づくカーボン・オフセット・スキームの質
- ▶ 食糧生産など、他の社会・環境問題への二次的影響

その結果、カーボン・クレジットに依存する程度、カーボン・クレジットの生成方法、企業がクレジットを獲得するスキームの信頼性と誠実性に関する開示は、いくつかのスキームの適合性、利用可能な技術及びカーボン・クレジットの将来の価格に関する不確実性から追加的な気候関連のリスク及び機会が生じるため、利用者に重要な情報を提供する。*[IFRS S2.BC154, IFRS S2.BC155, IFRS S2.BC156]* ISSB は、下記の理由からそうしたことが起こるかもしれない、としている。

- ▶ 炭素回収・貯留技術の解決策は効果がないことが判明するかもしれない。
- あるいは
- ▶ 気候変動への取組み、政策の変更、あるいは食料不足問題への懸念から、特定のカーボン・クレジット・スキームの利用を抑制または禁止する規制が導入または改定されるかもしれない。

TCFD との比較

ISSB は、IFRS S2 号の気候関連のリスク及び機会に関する指標及び目標の開示要求事項の一部は、TCFD が推奨する開示とほぼ一致しているとしている。

気候関連のリスクを管理・評価するために企業が使用する指標に関する開示について、ISSB は、TCFD との比較文書の中で、IFRS S2 号が、TCFD 提言に含まれている産業横断的な指標に加え、産業別指標の開示を要求していることを指摘した。

GHG 排出量に関する開示について、ISSB は、IFRS S2 号に以下の追加の要求事項が含まれていることを指摘した。

- ▶ 連結グループ及び連結グループに属さない投資先(持分法適用投資など)のスコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量を個別に開示する。
- ▶ ロケーション基準のアプローチに従ってスコープ 2 の GHG 排出量を開示し、スコープ 2 の GHG 排出量に関する契約証書に関する情報を開示する。
- ▶ アセットマネジメント、商業銀行、保険業を営む企業は、「ファイナンス・エミッഷン」を開示する。
- ▶ スコープ 3 の GHG 排出量の測定に使用した測定手法、インプット、仮定を開示する。

また、IFRS S2 号は、スコープ 3 の GHG 排出量に関する開示を作成するための、スコープ 3 の測定の枠組みを規定している。IFRS S1 号の「分解」の一般原則は、企業の一般目的財務報告書の利用者に重要性がある情報を提供する場合には、GHG 排出量の開示を構成ガスごとに分解することも要求している。

気候関連のリスク及び機会を管理するために企業が使用する目標と、それらの目標に対する実績に関する開示について、IFRS S2 号は以下を求めている。

- ▶ TCFD 提言とは異なり、気候変動に関する最新の国際協定が目標にどのような影響を与えたか、また、その目標が第三者によって検証されているかどうか。
- ▶ 企業の GHG 排出目標についてのより詳細な情報開示と、企業のネット GHG 排出目標達成のためのカーボン・クレジットの利用計画に関する追加的な開示要求。
- ▶ 目標の設定及びレビュー、目標に対する進捗状況のモニタリングに対する企業のアプローチに関する情報を開示する追加要求。

5 温室効果ガス排出

5.1 温室効果ガス排出の測定

IFRS S2号は、温室効果ガス排出の開示を、「GHG プロトコルコーポレート基準(2004)」を従って測定することを要求している。ISSBは、企業がGHGプロトコルの要求事項を適用するのは、それらの要求事項がIFRS S2号と反しない範囲に限られることを明確にしている。従って、一例として、GHGプロトコルでは「スコープ3」の温室効果ガス排出の開示を要求されないものの、IFRS S2号では要求事項であるため、企業は「スコープ3」の排出を開示する必要がある。[IFRS S2.29(a)(ii), IFRS S 2.B23]

温室効果ガス排出を測定するためにGHGプロトコルを用いるというIFRS S2号の一般的な要求事項に対する例外は、企業が法域の当局または上場している証券取引所から温室効果ガス排出の測定に異なる方法を用いることが要求されている場合に適用される。この例外は、法域の当局や証券取引所が、その企業に対して別の方法を用いるよう要求している限り適用される。さらに、法域や証券取引所の特定の要求事項が報告企業の一部(例えば、特定の法域における事業)だけに適用される場合や、温室効果ガス排出の一部のカテゴリー(例えば、「スコープ1」と「スコープ2」の温室効果ガス排出のみ)だけに適用される場合もある。このような場合でも、IFRS S2号が認める例外は、企業全体の「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス排出の開示を免除するものではない。[IFRS S2.B24, S2.B25]

5.2 GHGプロトコルの概要

GHGプロトコルは、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)により特定された以下の7つの温室効果ガスの排出量を算定、測定、報告するための基準とガイダンスを提供する:

- ▶ 二酸化炭素(CO₂)
- ▶ メタン(CH₄)
- ▶ 亜酸化窒素(N₂O)
- ▶ ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- ▶ パーフルオロカーボン(PFC)
- ▶ 六フッ化硫黄(SF₆)
- ▶ 三フッ化窒素(NF₃)

これらのガスは大気中に熱を閉じ込めるため、温室効果ガスに分類される。

以下の出版物は、総称してGHGプロトコルとして知られている:

- ▶ 企業会計及び報告基準(「コーポレート基準」)²⁰
- ▶ スコープ2ガイダンス²¹
- ▶ 企業バリューチェーン(スコープ3)会計・報告基準(「スコープ3基準」)²²
- ▶ スコープ3排出量算出のための技術ガイダンス(「スコープ3ガイダンス」)²³

以下の章では、企業の温室効果ガス排出測定に関連する可能性のあるGHGプロトコルの主要概念を簡単に解説する。GHGプロトコルの適用に関する詳しいガイダンスは、EY公表の「*Sustainability reporting developments: 包括的ガイド - 温室効果ガスプロトコル解釈ガイダンス*」²⁴を参照されたい。

²⁰ [コーポレート基準 | GHGプロトコル](#) 参照

²¹ [スコープ2ガイダンス | GHGプロトコル](#) 参照

²² [スコープ3基準 | GHGプロトコル](#) 参照

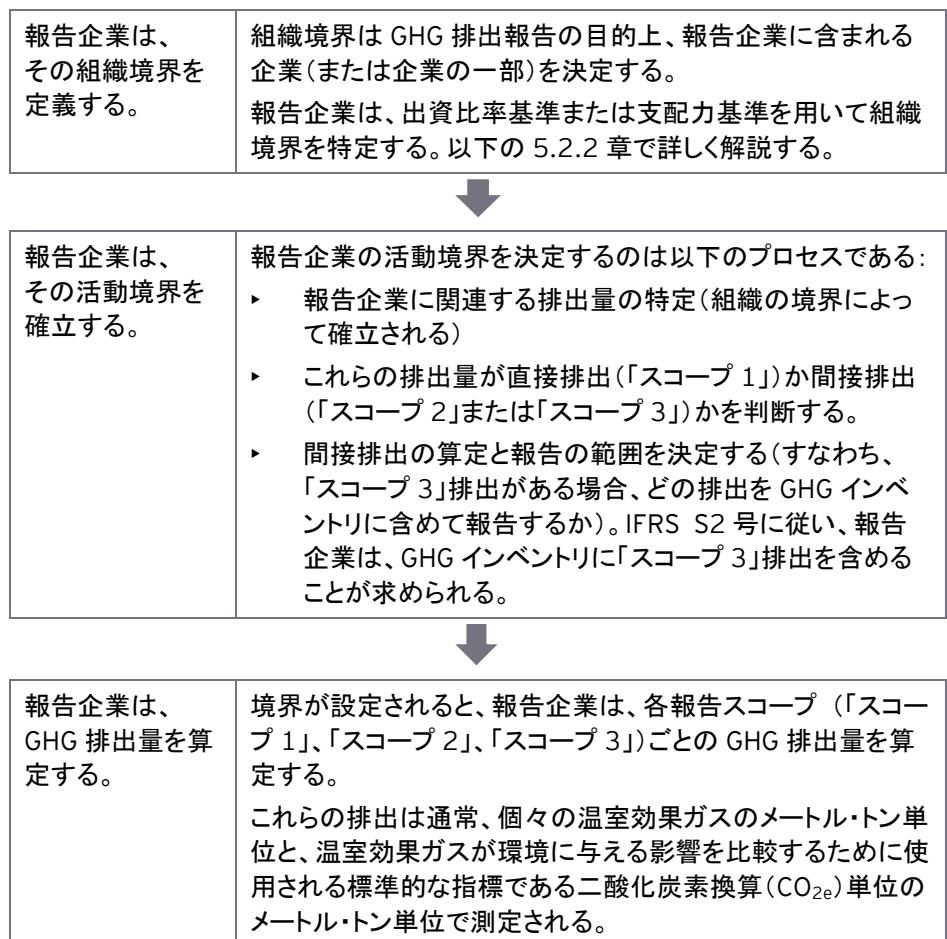
²³ [スコープ3ガイダンス | GHGプロトコル](#) 参照

²⁴ [Sustainability reporting developments: 温室効果ガスプロトコル](#)

5.2.1 GHG 排出量の算定、測定、報告

GHG プロトコルに沿った GHG 排出の算定、測定、報告は、以下のプロセスに基づいている：

図 5-1: GHG プロトコルにおけるプロセス



GHG プロトコルは、報告企業が GHG 排出を追跡し、長期にわたって比較可能な GHG 排出量データを報告できるように設計されている。そのため、排出量を比較できるようにするために GHG プロトコルでは、報告企業が基準年(特定の年または複数年の平均)を設定することを求めている。 GHG プロトコルでは、長期的な比較可能性を維持するために、特定の状況下で基準年排出を遡及的に再計算することを求めている。

5.2.2 組織境界

報告企業は、完全子会社、部分所有子会社、持分法投資など、その法的・組織的構造において様々な事業体を持つ可能性がある。 GHG プロトコルは、報告企業が GHG 排出量を測定する際に、このようなさまざまな企業からの排出量を含めなければならないかどうかについての指針を示している。

GHG プロトコルは、含めるべき企業を特定するプロセスを「組織境界の設定」と呼んでいる。

GHG プロトコルでは、報告主体が組織境界を設定する 2 つの方法のうち 1 つを選択することができる：

- ▶ 出資比率基準
- あるいは
- ▶ 支配力基準

GHG プロトコルでは、これらの方針を連結基準と呼んでいます。すべての事業を完全所有し、支配している企業にとっては、どちらのアプローチも同じ組織境界となる。しかし、部分的に所有している企業(または、支配を伴わずに経済的持分のみを有する企業)については、特定される組織境界と結果としてインベントリに含まれる温室効果ガス排出量は用いる連結方法によって異なる可能性がある。

支配力は財務支配または経営支配のどちらかの観点から定義できるため、GHG プロトコルは、支配力基準を経営支配力基準と財務支配力基準に分けています。以下のデシジョンツリーは、報告企業が組織境界を決定する際に利用可能な選択肢を示しています：

図 5-2：組織境界の決定



5.2.2.A 出資比率基準

出資比率基準では、報告企業は、所有企業や一部所有企業の出資比率に基づいて組織境界を設定する(すなわち、報告企業は、所有企業の出資比率と同じ割合の排出を含める)。報告企業が使用する出資比率は、所有企業が生み出すリスクと便益の両方に対して有する権利の程度を反映しなければならない。この出資比率は、所有企業の法的所有権割合と同じであることが多いが、すべての場合においてそうであるとは限らない。例えば、所有権割合が所有企業の経済的持分を忠実に表していない場合には、出資比率と所有権割合は異なる。

5.2.2.B 支配力基準

支配力基準では、報告企業は、出資比率や法的所有権割合に関係なく、支配力を有する事業の排出量の 100%を組織境界内に含める。例えば、出資比率 65%で子会社を支配している報告主体は、支配力基準を用いて子会社の排出量を 100% 計上し、報告することになる。逆に、報告企業が支配していない企業の持分を 35% 所有している場合、支配を有さない当該企業の排出量は、報告企業の GHG インベントリに含まれない。

GHG プロトコルは、支配力を決定する 2 つの方法を提供している：

- ▶ 財務支配力(下記(i)参照)
- ▶ 経営支配力(下記(ii)参照)

選択された支配力基準は、組織全体を通じて、また長期にわたって一貫して用いられなければならない。

(i) 財務支配力

報告企業が他の企業に対する財務支配を有するのは、その企業の活動から経済的便益を得るために、その企業を支配できる場合である。財務支配は、多くの場合、報告企業が事業から得られる経済的便益の大部分に対する権利を有している場合に得られる。上記の出資比率の概念と同様に、財務支配の判定は、法的な所有権ではなく、関係の経済的実質に依存する。すなわち、財務支配は、法的な所有権によって決定されるのではなく、報告企業が事業の経済的便益(例えば、企業の資産の所有に伴うリスクと便益)の大部分に対する権利を保有しているかどうかによって決定される。例えば、報告企業は、変動持分事業体である他の企業の 50%未満しか所有していないても、その企業に対する財務支配を有している可能性がある。

財務支配が 2 以上の当事者によって共同で共有されている場合(例えば、IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」に基づくジョイント・ベンチャー)、財務支配基準が報告企業の残りの部分全体に適用されている場合でも、排出権は出資比率アプローチを使用して会計処理される。

弊社のコメント

財務支配力の判定は、多くの場合、IFRS 会計基準における財務報告目的の支配の判定と一致すると考えている(すなわち、企業が財務報告目的で連結されている場合、財務支配力基準の下では、その企業は組織境界内に含まれる可能性が高い)。

しかし、IFRS 会計基準の支配力評価に関する財務会計ガイダンスは、コーポレート基準の発行当初から変更されている。そのため、GHG プロトコルの財務支配力基準による連結の結論と財務会計上の結論との間に差異が生じる可能性がある。

(ii) 経営支配力

GHG プロトコルは、経営支配力基準を適用する報告企業は、たとえ施設の所有者でなくとも、経営支配力を有する施設を組織境界に含める必要があると規定している。これは特に、契約上の取り決めに基づいて運営されているリース資産やその他の資産に関連する。これらの資産や契約上の取決めに関する組織境界の決定は、本書の範囲外である。

経営支配力基準を使用することを選択した報告企業は、事業または施設において経営方針を導入し、実施する権限を有しているかどうかによって、支配を決定する。経営支配とは、報告企業が当該事業または施設に関するすべての意思決定を行えることを意味しない。例えば、経営支配には、日常的な機能の実行方法に関する意思決定は含まれるが、その他の重大な意思決定(例えば、資金調達の意思決定、重大な資産の売買)は含まれない可能性がある。

特定の施設または事業が共同支配下にある場合がある(例えば、ジョイント・ベンチャー)。経営支配力基準では、報告企業は、共同支配下にある施設または事業が報告境界に含まれるかどうかを判断するために、各施設または事業に対して経営方針を導入し、実施できるかどうかを判断する必要がある。事業に対して経営支配権を持つ報告主体はその事業の 50% の出資率しか持っていない場合でも事業の排出量の 100% を報告境界に含める。

5.2.3 「スコープ 2」 GHG 排出量の算定方法

「スコープ 2」の GHG 排出量の測定方法は以下の通りである:

- ▶ ロケーション基準(下記 5.2.3.A 章参照)
- ▶ マーケット基準(下記 5.2.3.B 章参照)

5.2.3.A ロケーション基準

ロケーション基準は、報告企業が電力を消費する電力網の平均排出係数を反映する。ロケーション基準は、すべての報告企業が用いることが義務付けられている。報告企業の電力調達決定(例えば、再生可能な電源から発電された電力を購入することの決定)は、「スコープ 2」排出のロケーション基準の算定に考慮されない。従って、この方法は、全ての場所で適用することが可能であり、送電網で使用される発電源の組合せ全体からの排出量に関する情報を提供する。ロケーション基準では、報告企業の各地域における活動から排出されるスコープ 2 排出量が、同地域における他の企業の活動から排出される「スコープ 2」排出と整合する。これにより、活動場所に基づく企業の比較可能性が向上する。

ロケーション基準では、報告企業は、報告対象地域(例:地方、地域、国レベル)内の一定期間(多くの場合12ヶ月間である)におけるエネルギー生成による平均排出量を表す排出係数(グリッド平均排出係数)を使用する。この方法では、供給者固有の排出係数を使用すべきではない。加えて、これらの排出係数は、契約証書の影響を反映していない。

5.2.3.B マーケット基準

マーケット基準は、報告企業が電力を調達する際の選択に関連する排出量を表す。マーケット基準における「スコープ2」排出量は、報告企業の契約関係や契約証書に由来する。例えば、報告企業が特定の発電事業者を選択したり、地域の風力発電所からの電力供給契約を結んだ場合、マーケット基準における「スコープ2」排出量算定では、これらの契約から生じる排出係数を使用することになる。ロケーション基準とは異なり、マーケット基準では、報告企業が電力消費による排出量を削減するために行った決定に関する情報を提供する。

契約証書には、供給者との直接契約(例:電力購入契約、仮想電力購入契約)や、一体となつたまたは個別の属性請求(再生可能エネルギー証書、エネルギー属性証書、発電源保証、供給者固有の排出率、残余混合係数など)が含まれる。

GHGプロトコルが、「スコープ2」のロケーション基準とマーケット基準の両方でGHG排出量の開示を要求しているのに対し、IFRS S2号はロケーション基準の開示のみを要求している。これに加えて企業は、企業の「スコープ2」GHG排出量について利用者の理解を得るために必要なあらゆる契約証書に関する情報を提供することが求められる。[IFRS S2.29(aXV)] 契約証書に関する情報は、マーケット基準と同様のように思われるかもしれないが、IFRS S2号はマーケット基準自体には言及していない。

5.3 GHG排出のカテゴリー

IFRS S2の付録Aには、以下の定義が含まれている:

- ▶ 直接的なGHG排出量(スコープ1)
- ▶ 間接的なGHG排出量(スコープ2及びスコープ3)

IFRS S2号における定義は以下の通りである:

IFRS S2号より抜粋

付録A 用語の定義

間接的な温室効果ガス排出 企業の活動の結果であるものの、別の企業が所有又は支配する排出源から生じる排出。

「スコープ1」の温室効果ガス排出 企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出。

「スコープ2」の温室効果ガス排出 企業が消費する、購入又は取得した電力、蒸気、加熱又は冷却の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出。
購入又は取得した電力は、購入したか又は企業の境界内に持ち込まれた電力である。「スコープ2」の温室効果ガス排出は、物理的には、電力の生成された施設で発生する。

「スコープ3」の温室効果ガス排出 企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出(「スコープ2」の温室効果ガス排出に含まれないもの)であり、上流及び下流の両方の排出を含む。「スコープ3」の温室効果ガス排出には、「GHGプロトコルのコーポレート・

バリュー・チェーン(スコープ3)基準(2011年)」における、「スコープ3」カテゴリーを含む。

5.3.1 測定アプローチ、インプット及び仮定

上記4.5.1.A章で述べたように、IFRS S2号は、GHG排出量の測定に使用した測定アプローチ、インプット、仮定を開示することを要求している。この開示は、以下のすべての情報を含む:[IFRS S2.B26]

- ▶ GHGプロトコルに従って企業が使用している測定アプローチ(下記5.3.1.A章参照)
- ▶ 企業がGHGプロトコルを使用していない場合に適用される方法、及び、企業が使用する測定アプローチ(下記5.3.1.B章参照)
- ▶ 企業が使用する排出係数(下記5.3.1.C章参照)

5.3.1.A GHGプロトコルに従った測定アプローチ

GHGプロトコルには、GHG排出量を測定するための異なる測定アプローチがあるため、IFRS S2号は企業に以下のすべての開示を要求している:[IFRS S2.B27]

- ▶ 企業が温室効果ガス排出量を決定するために使用したアプローチ(例:出資比率基準または支配力基準)
- ▶ 企業が測定アプローチを選択した理由と、その測定アプローチによって、企業の一般目的財務報告の利用者が、気候関連リスク及び機会(気候関連目標がある場合、その進捗を含む)に関する企業のパフォーマンスを理解する方法

5.3.1.B その他の方法と測定アプローチ

企業が(5.1章で解説されているように)別の方法で測定したGHG排出量を開示する場合、IFRS S2号は企業に以下のすべての開示を要求している:[IFRS S2.B28]

- ▶ 企業がGHG排出量を決定するために使用する、適用される方法と測定アプローチ
- ▶ 企業の方法と測定アプローチを選択した理由と、どのようにしてそのアプローチによって、企業の一般目的財務報告の利用者が、気候関連リスク及び機会(気候関連目標がある場合、その進捗を含む)に関する企業のパフォーマンスを理解できるのか

5.3.1.C 排出係数

企業がGHG排出量測定の基礎として、活動データと排出係数を用いてGHG排出量を見積もる場合、IFRS S2号は、企業の活動を最もよく表す排出係数を用いることを企業に要求している。IFRS S2号は、企業が使用しなければならない排出係数を規定していない:[IFRS S2.B29]これらの見積りは、以下を要求している:

- ▶ 「活動データ」とは、排出係数を利用可能・適用可能な特定の活動の発生量を指す。スコープ1排出量では、活動データは多くの場合、燃料消費量(例:ガソリンはリットル、天然ガスは立方フィートメートル)や製品生産量で表れることが多い。
- ▶ 「排出係数」とは、特定の活動単位で排出される特定の温室効果ガス(またはCO₂e)量を表す。例えば、特定の車両における燃料タイプ別のCO₂e排出量は、自動車の燃料の燃焼に伴うスコープ1排出量の算定に使われる一般的な排出係数である。

その結果、IFRS S2号は、一般目的財務報告書の利用者が、企業がGHG排出量の測定に使用した排出係数を理解できるように、情報を開示することを要求している。[IFRS S2.B29]

5.3.2 温室効果ガスの CO₂ 換算への集計

温室効果ガスは、7種類の温室効果ガスから構成されているが、IFRS S2号は、報告期間中に生成された GHG 総排出量(絶対値)を、CO₂ 換算のメートル・トン(CO_{2e})で開示することを要求している。[IFRS S2.29(a)(i)]

企業が GHG 排出量を直接測定(「直接モニタリング」とも呼ばれる)する場合(温室効果ガスの濃度、及び、事業やプロセスからの排出率を測定)、排出される特定の温室効果ガス(例えば、排出されるメタン(CH₄)の単位)を直接、個別に測定することを意味する。温室効果ガスを CO₂ 換算値に変換するために、IFRS S2号は、企業に対して、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数(GWP)の数値を使用することを要求している。[IFRS S2.B21]

7種類の温室効果ガスはそれぞれ異なる地球温暖化係数を持つ。ある温室効果ガスの地球温暖化係数は、二酸化炭素 1 単位と比較して、1 単位でどれだけのエネルギーを吸収するか(すなわち、その温室効果ガスが大気中に熱を閉じ込める能力)を示す。地球温暖化係数が大きければ大きいほど、その温室効果ガスは特定の期間において二酸化炭素に比べてより地球を温暖化させることになる。例えば、PFC や HFC は、二酸化炭素の数千倍のエネルギーを吸収することが多い。各温室効果ガスの地球温暖化係数は、二酸化炭素以外の温室効果ガスを二酸化炭素換算(CO_{2e})単位に変換するために使用される。したがって、CO_{2e} の測定単位は、異なる温室効果ガスの排出(または排出回避)を共通の基準で評価するために使用される。[IFRS S2 Appendix A]

企業が使用する排出係数が、すでに温室効果ガスを CO_{2e} 値に換算している場合、IFRS S2号は、報告日時点で利用可能な最新の IPCC の評価による 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数を使用して排出係数を再計算することを企業に要求していない。ただし、排出係数が CO_{2e} 値に換算されていない場合、企業は、報告日時点で利用可能な最新の IPCC の評価による 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を使用することが求められる。[IFRS S2.B22]

5.3.3 企業の報告期間と異なる報告期間の情報の使用

ある企業の報告期間が、そのバリュー・チェーン内的一部または全ての企業が使用している報告期間と異なる場合がある。報告期間が一致しないことは、企業のバリュー・チェーンに関連する GHG 排出量の情報が、企業自身の報告期間の開示資料の作成時に容易に利用できない場合があることを意味する。ISSB は、報告期間が異なれば、バリュー・チェーンの情報に依存した開示の作成が容易でない可能性があることを認めている。そのため、企業の報告期間がバリュー・チェーンに含まれる企業の報告期間と異なる場合、IFRS S2号は、以下の条件がすべて満たされる場合、企業が自らの報告期間とは異なる報告期間の情報を使用して GHG 排出量を測定することを認めている:[IFRS S2.B19]

- ▶ 企業が、企業自身の GHG 排出を測定し、開示するために、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。
- ▶ 報告期間の長さが同じである。
- ▶ 企業が、バリュー・チェーン上の各企業の報告日と企業の一般目的財務報告書の日付の間に発生した、(企業自身の GHG 排出に関連する)重大な事象及び状況の変化による影響を開示する。

5.4 スコープ 1 GHG 排出量

スコープ 1 GHG 排出量とは、報告企業が所有または支配する排出源からの排出量である。例えば、報告企業が所有または支配する設備、車両、生産工程からの排出は、スコープ 1 排出とみなされる。これらの排出量には、報告企業のインベン

トリ境界内の全ての直接排出が含まれる。組織境界と活動境界の組合せが、報告企業のインベントリの境界を構成し、これは報告境界とも呼ばれる。

2つ以上の報告企業が、同じ排出量をスコープ1排出量として計上してはならない。例えば、熱、電力、蒸気の生成による排出で、他の事業者に売却されたものは、スコープ1の排出量から差し引かれないことはないが、関連するエネルギーを購入した事業者は、スコープ2の排出量として報告する。理論的には、世界中の全ての企業及び個人が、同じ組織境界(例:出資比率基準、財務支配力基準、経営支配力基準)を用いてGHG排出量を報告した場合、全てのスコープ1排出量を合計したものは、全世界で排出される温室効果ガスの総量と等しくなる。

5.5 スコープ2 GHG 排出量

GHGプロトコルによれば、企業のスコープ2 GHG排出量は、ロケーション基準又はマーケット基準のいずれかを用いて測定する必要がある。これについては、上記5.2.3章で詳しく説明している。

上記5.2.3章で述べたように、IFRS S2号は企業に以下を要求している:[IFRS S2.29(a)(v), IFRS S2.B30]

- ▶ ロケーション基準による、スコープ2 GHG排出量を開示する。
- ▶ 企業が「契約証書」を締結しており、それらの情報が、企業のスコープ2 GHG排出量について、利用者の理解に情報をもたらすために必要な場合は、当該契約証書に関する情報を提供する。

「契約証書」の意味は、IFRS S2号において以下のように説明されている:[IFRS S2.B31]

IFRS S2号より抜粋

B31 契約証書とは、エネルギー生成に関する属性と一体となったエネルギーの売買、又は分離されたエネルギー属性の訴求権(分離されたエネルギー属性の訴求権は、温室効果ガス属性の契約証書とは区分されかつそれに識別されるエネルギーの売買に関連する。)に関する、企業と第三者の間のあらゆる種類の契約である。異なる市場においてさまざまな種類の契約証書が利用可能であり、企業は、その開示の一部として、マーケット基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出についての情報を開示する場合がある。

5.6 スコープ3 GHG 排出量

IFRS S2号は、GHGプロトコルに記載されているスコープ3 GHG排出量の15のカテゴリーに従って、スコープ3 GHG排出量を開示することを企業に求めている。この開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、企業のスコープ3の排出源を理解できるようにすることである。[IFRS S2.29(a)(vi), IFRS S2.B32]

そのため、企業がスコープ3 GHG排出量の開示をする場合、IFRS S2号は、企業に以下を要求している:[IFRS S2.B32, IFRS S2.B34]

- ▶ バリュー・チェーン全体(上流及び下流)を考慮する。
- ▶ 重大な事象や状況に重大な変化が発生した場合、「スコープ3」のどのカテゴリー、及びバリュー・チェーン全体を通じてどの企業をスコープ3のGHG排出量の測定に含めるかについて再評価する。この再評価は、IFRS S1号のサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価に関する要求事項と整合する(「パートA-IFRS S1号の解説」の1.2.3章を参照)。

5.6.1 スコープ3の測定フレームワーク

スコープ3 GHG排出量は、直接測定する方法(すなわち、GHG排出量を直接モニタリングすること)または見積りによる方法(仮定及び適切なインプットに基づくデータ)

タの概算)によって定量化することができる。ISSBは、理論的には、直接測定する方法が、定量化のための最も正確な証拠を提供すると考えている。しかし、ISSBは、スコープ3 GHG排出量を直接測定することには課題があるため、企業のスコープ3のGHG排出量の測定は、直接測定する方法のみではなく、見積りを含むことが見込まれる、としている。[IFRS S2.B38, IFRS S2.B43, IFRS S2.B44, IFRS S2.B45]

IFRS S2号は、企業に対し、スコープ3 GHG排出量の測定を忠実に表現する結果となるような測定アプローチ、インプット及び仮定を用いることを求めている。IFRS S2号は、企業がスコープ3 GHG排出量を測定するために使用しなければならないインプットを規定していないが、基準は、以下の特性を用いてインプットと仮定を優先順位付けすることを企業に求めている：

- ▶ 直接測定に基づくデータ(下記5.6.1.A章参照)
- ▶ 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ(下記5.6.1.章参照)
- ▶ バリュー・チェーン活動及びそのGHG排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ(下記5.6.1.C章参照)
- ▶ 検証されたデータ(下記5.6.1.D章参照)

これらの各特性は、以下の章でさらに解説されるが、これらの特性は特定の順番に列挙されているわけではないことに留意する。そのため、企業が測定アプローチ、インプット及び仮定の優先順位づけする際には、経営者にデータ間のトレードオフを行うための判断が要求される場合がある。[IFRS S2.B40, IFRS S2.B42]

経営者が実施しなければならないトレードオフの例として、データの適時性とデータの固有の性質がある。より直近のデータは、特定のバリュー・チェーンの活動に関する詳細な情報(例: 使用された技術、活動の場所や法域等)をそれほど提供しない場合がある一方で、頻繁に公表されない古いデータは、バリュー・チェーンの活動とそれに伴うGHG排出量をより表現している場合がある。[IFRS S2.B42]

IFRS S2号は、企業がスコープ3 GHG排出量を測定するために使用する測定アプローチ、インプット及び仮定を選択する際に、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることが要求している。[IFRS S2.B39]

IFRS S2号は、企業は、たとえ以下の場合であっても、インプットと仮定に優先順位をつけるため、「スコープ3」の測定フレームワークを適用することが要求されている。[IFRS S2.B41]

- ▶ 法域の当局または企業が上場する取引所が、GHGプロトコル以外の方法でGHG排出量を測定するように要求している場合
- ▶ 企業は、IFRS S2号を適用する最初の年次報告期間において、GHGプロトコル以外の方法でGHG排出量を測定することを認める経過的な救済措置を適用する場合

5.6.1.A 直接測定に基づくデータ

IFRS S2号は、スコープ3 GHG排出量の直接測定する方法を優先するよう企業に求めているが、スコープ3のGHG排出量データには見積りも含むことが見込まれると認識している。[IFRS S2.B43, S2.B44]

IFRS S2号は、スコープ3 GHG排出量の見積りにおいては、次の2種類のインプットを使用する可能性があると概説している：[IFRS S2.B45]

- ▶ GHG排出をもたらす企業の活動を表現するデータ(活動データ)。例えば、企業は、バリュー・チェーン内の製品の輸送を表現するために、移動距離を活動データとして使用する場合がある。
- ▶ 活動データをGHG排出量に換算する排出係数。例えば、企業は、排出係数を使用して、移動距離(活動データ)をGHG排出データに換算する。

5.6.1.B 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ

企業のスコープ 3 GHG 排出量の測定は、以下に基づいて行われる:[IFRS S2.B46]

- ▶ 1 次データ:企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から直接入手したデータ
(例:サプライヤーから提供されたデータなど)
- ▶ 2 次データ:バリュー・チェーン内の活動から直接入手されないデータ
(例:第三者のデータプロバイダーからのデータ、産業平均データなど)
- ▶ 1 次データと 2 次データの組み合わせ

IFRS S2 号は、企業のスコープ 3 GHG 排出量を見積もる際に、1 次データを優先することを要求している。これは、ISSB が、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から得られたデータは、企業の特定のバリュー・チェーンの活動をより正確な表現を提供するものであるため、1 次データは、企業のスコープ 3 GHG 排出量を測定するためのより良い基礎を提供することになると想っているためである。しかし、企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために 2 次データを使用する場合、IFRS S2 号は、その 2 次データが企業の活動をどの程度忠実に表現しているかについて考慮することを企業に要求している。[IFRS S2.B47, IFRS S2.B48, IFRS S2.B49]

1 次データと 2 次データの例は以下の図 5-3 の通りである。

図 5-3: 1 次データと 2 次データ

データの種類	例
1 次データ	<ul style="list-style-type: none">▶ データ・ソースには、検針、公共料金の請求書、又は、その他の企業のバリュー・チェーンにおける特定の活動を表現する方法が含まれる。▶ データ・ソースは、企業自身の記録のような内部ソースから、あるいはサプライヤー及び他のバリュー・チェーンのパートナーといった外部ソース(例えば、購入された製品又はサービスに関するサプライヤー固有の排出係数)からとなる場合がある。 [IFRS S2.B48]
2 次データ	<ul style="list-style-type: none">▶ データ・ソースには、第三者のデータプロバイダーや産業平均データ(公開されたデータベース、政府統計、文献調査及び産業団体からのもの)が含まれる。 2 次データには次の両方が含まれる:[IFRS S2.B49]<ul style="list-style-type: none">▶ 活動または排出係数を概算するために使用されるデータ▶ 別の活動の GHG 排出を見積るために使用される、特定の活動(代替データ)からの 1 次データ

5.6.1.C バリュー・チェーンの活動及びその GHG 排出の法域並びにこれらに用いられる技術を忠実に表現する適時のデータ

企業がスコープ 3 GHG 排出量を測定するために 2 次データを使用している場合、IFRS S2 号は、企業に対し、以下のような活動データ又は排出データを優先的に使用することを求めている。[IFRS S2.B50, S2.B51, S2.B52]

- ▶ データが表現することを意図しているバリュー・チェーンの活動に用いられる技術に基づく、又はこれを表現する活動データ又は排出データ(設例 5-1 参照)。
- ▶ 活動が行われた法域に基づく、又はこれを表現する活動データ又は排出データ(例えば、企業が事業を営む法域又は当該活動が行われた法域など)
- ▶ 適時かつ、報告期間における企業のバリュー・チェーンの活動を表現するような活動データ又は排出データ(例えば、2 次データのソースが、企業の現在の報告期間に収集された情報に依拠しているか、又は企業の現在の報告期間とは異なる報告期間に収集された情報に依拠しているかを考慮する)

以下の設例は、IFRS S2 号で使用されている例示に基づいている：[IFRS S2.B50]

設例 5-1：二次データの利用

企業 A は、出張によるスコープ 3 GHG 排出量を測定するにあたり、出張に関する以下の 1 次データを入手した：

- ▶ 各フライトで使用された航空機モデル
- ▶ 各フライトの移動距離
- ▶ 社員が使用した搭乗クラス

企業 A は、これらの 1 次データと各活動に関する GHG 排出量に関する 2 次データを適用することにより、出張による GHG 排出量を推計する。

5.6.1.D 検証されたデータ

IFRS S2 号は、検証されたスコープ 3 GHG 排出量データを優先することを企業に要求している。（検証された）データは、内部又は外部で検証されたデータであり、現場での確認、計算のレビュー、他の情報源とのデータの照合が含まれることがある。[IFRS S2.B53]

ISSB は、企業が過大なコストや労力をかけずに企業自身のスコープ 3 GHG 排出量を検証できない場合は、検証されていないデータを使用する必要がとなる場合があるかもしれませんと認識している。[IFRS S2.B54]

5.6.1.E スコープ 3 の GHG 排出量へのインプットの開示

IFRS S2 号（上記 5.3.1 章）に従い、企業のスコープ 3 GHG 排出量の測定に用いる測定アプローチ、インプット、仮定に関する情報開示の一部として、企業は以下の情報を開示することが要求される：[IFRS2.B55, IFRS2.B56]

- ▶ 5.6.1 章の「スコープ 3」測定フレームワークで言及されている、スコープ 3 の GHG 排出量測定に使用されるデータのインプットの特性
- ▶ バリュー・チェーン活動及びそのスコープ 3 GHG 排出量を忠実に表現する、利用可能なデータのうち最も質の高いものをどのように優先順位付けしたか
- ▶ 以下のインプットを使用して、企業のスコープ 3 GHG 排出量をどの程度測定しているか：
 - ▶ 企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのインプット
 - ▶ 検証されたインプット

IFRS S2 号は、スコープ 3 GHG 排出量は、2 次データや産業平均を用いて信頼性をもって見積もることができるという前提が明記されている。しかし、企業がスコープ 3 GHG 排出量を見積もることが実務上不可能であると判断した場合（すなわち、企業があらゆる合理的な努力払ったあとも要求事項を適用できない場合）は、企業がスコープ 3 GHG 排出量をどのように管理しているかを開示しなければならない。

ISSB は、スコープ 3 の GHG 排出量の測定が実務上不可能なケースは稀であると予想している。[IFRS S2.B57]

5.7 ファイナンスに係る排出（ファイナンスド・エミッション）

IFRS S2 号は、商業銀行、資産運用会社、保険会社など、金融活動に参加する企業に対し、カテゴリー 15 の GHG 排出量、または投融資に係る排出量（すなわち、ファイナンスに係る排出）について、追加的で具体的な開示を要求している：[IFRS S2.B59]

- ▶ 資産運用（下記 5.7.1 章参照）
- ▶ 商業銀行業務（下記 5.7.2 章参照）
- ▶ 保険（下記 5.7.3 章参照）

IFRS S2 号より抜粋

付録 A 用語の定義

ファイナンスに係る排出 (financed emissions)

企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の温室効果ガス総排出に係る部分。これらの排出は「GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チーン(スコープ 3)基準 2011 年」に定義されている通り、「スコープ 3」の「カテゴリー15」(投資)の一部である。

金融活動に参加している企業において、ファイナンスに係る排出が重要領域である理由として、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーを示す指標であり、また、企業が企業自身の金融活動を時間の経過とともにどのように適応させる必要があるかを示す指標もあるからである。これは、以下の理由によるものである:[IFRS S2.B58]

- ▶ GHG 排出量の多い投資先、借り手、取引先は、技術的変化、供給及び需要のシフト並びに政策変更に関するリスクの影響を受けやすくなる可能性がある。
- ▶ その結果、それらのリスクは、取引先、借り手、投資先に対して金融サービスを提供する企業の信用リスク、市場リスク、風評リスク、その他財務及び運用リスク(炭素税の影響を受ける借り手への融資に関する信用リスク、化石燃料プロジェクトへの融資によるレピュテーション・リスクなど)へのエクspoージャーを高める可能性がある。

IFRS S2 号の適用ガイダンスは、企業のファイナンスに係る排出を計算するために、異なる測定アプローチを使用することを認めている。この適用ガイダンスを作成するにあたり、ISSB は、「PCAF(Partnership for Carbon Accounting Financials)」によって開発された測定アプローチのように、異なる資産クラスに対する測定アプローチが出現し、市場に受け入れられることを許容することを意図している。[IFRS S2.BC125]

5.7.1 資産運用(アセットメントマネジメント)

IFRS S2 号は、資産運用活動に参加する企業に対し、以下の図 5-4 に示す、すべての情報の開示を要求している。

図 5-4: 資産運用における開示

開示すべき情報	さらなる考慮事項
「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解された、企業自身のファイナンスに係る排出の絶対総量 [IFRS S2.B61(a)]	-
「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解された項目それぞれについて、ファイナンスに係る排出の開示に含まれる運用資産残高(AUM)の総額(企業の財務諸表の表示通貨で表す) [IFRS S2.B61(b)]	-

ファイナンスに係る排出の計算に含まれる、企業の AUM 総額の割合 [IFRS S2.B61(c)]	除外事項	ファイナンスに係る排出の計算に含まれる AUM の割合が 100%未満の場合、除外項目(除外された資産の種類と関連する AUM の金額を含む)について説明する
企業がファイナンスに係る排出を計算するために使用した方法 [IFRS S2.B61(d)]		グロス・エクスポートジャーナーの規模に関連して、企業自身の排出のシェアを帰属するために企業が用いた配分方法を記述する

5.7.2 商業銀行

IFRS S2 号は、商業銀行業務に参加する企業に対し、以下の図 5-5 に示す、すべての情報の開示を要求している。

図 5-5: 商業銀行における開示

開示すべき情報	さらなる考慮事項	
各産業について、資産クラス別に、「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解された、企業自身のファイナンスに係る排出の絶対総量 [IFRS S2.B62(a)]	産業別	取引先の分類には、「世界産業分類基準」(GICS) の 6 枝の産業レベルのコードを使用することが要求されている(報告日時点で利用可能な最新版の分類システムを使用)
	資産クラス別の内訳	資産クラスは以下の通り: <ul style="list-style-type: none"> ▶ 融資 ▶ プロジェクト・ファイナンス ▶ 債券 ▶ 株式投資 ▶ 未実行のローン・コミットメント 企業が、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出を計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない
資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポートジャーナー(企業の財務諸表の表示通貨で表す) [IFRS S2 号.B62(b)]	資金提供された金額	IFRS 会計基準またはその他の会計基準に従って作成されたかどうかにかかわらず、グロス・エクスポートジャーナーは、資金提供された帳簿価額(貸倒引当金を控除する前の金額)として計算される
	未実行のローン・コミットメント	実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示
ファイナンスに係る排出の計算に含めた企	除外事項	ファイナンスに係る排出の計算に含まれる企業のグロス・エク

業のグロス・エクスポートージャーの割合 [IFRS S2 号.B62(c)]		スポージャーの割合が 100%未満の場合、除外項目を説明する(除外される資産の種類を含む)
	資金提供された額	リスク軽減(該当する場合)のすべての影響をグロス・エクスポートージャーから除外する
	未実行のローン・コミットメント	ファイナンスに係る排出の計算に含めた、未実行のローン・コミットメントの割合を区分して開示
ファイナンスに係る排出の計算に使用した方法 [IFRS S2 号.B62(d)]		グロス・エクスポートージャーの規模に関連して、企業自身の排出のシェアを帰属するために企業が用いた配分方法を記述する

5.7.3 保険

IFRS S2 号は、保険事業に参加する企業に対し、以下のすべての図 5-6 に示す、すべての情報を開示することを要求している。

図 5-6: 保険における開示

開示すべき情報	さらなる考慮事項	
各産業について、資産クラス別に、「スコープ 1」、「スコープ 2」、「スコープ 3」の GHG 排出量に分解した、企業自身のファイナンスに係る排出の絶対総量 [IFRS S2.B63(a)]	産業別	取引先の分類には、「世界産業分類基準」(GICS) の 6 枝の産業レベルのコードを使用することが要求されている(報告日時点で利用可能な最新版の分類システムを使用)
	資産クラス別の内訳	資産クラスは以下の通り: <ul style="list-style-type: none"> ▶ 融資 ▶ 債券 ▶ 株式投資 ▶ 未実行のローン・コミットメント 企業が、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出を計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない
資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポートージャー(企業の財務諸表の表示通貨で表す) [IFRS S2.B63(b)]	資金提供された金額	グロス・エクスポートージャーは、IFRS 会計基準またはその他の会計基準に従って作成されたかどうかにかかわらず、資金提供された帳簿価額(貸倒引当金を控除する前の金額)として計算される

	未実行のローン・コミットメント	実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示
ファイナンスに係る排出の計算に含めた企業のグロス・エクスポージャーの割合 [IFRS S2.B63(c)]	除外事項	ファイナンスに係る排出の計算に含まれる企業のグロス・エクスポージャーの割合が100%未満の場合、除外項目を説明する(除外される資産の種類を含む)
	未実行のローン・コミットメント	実行済のローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示
ファイナンスに係る排出の計算に使用した方法 [IFRS S2 号.B63(d)]	グロス・エクspoージャーの規模に関連して、企業自身の排出のシェアを帰属するために企業が用いた配分方法を記述する	

6 発効日

IFRS S2 号は、2024年1月1日以降に開始する年次報告期間から適用される。企業は IFRS S2 号を 2024 年 1 月 1 日より早く適用することが認められているが、その場合には、その旨を開示する必要があり、同時に IFRS S1 号を適用することが求められる。[IFRS S2.C1]

企業にとっての実際の発効日は、企業が強制適用前に ISSB 基準を任意で適用しない限り、その企業が事業を行っている法域において ISSB 基準がいつ強制適用となるか次第である。「パート A-IFRS S1 号の解説」の 8 章の関連する議論も参照のこと。

7 IFRS S2 号に対する経過的な救済措置

IFRS S2 号の開発にあたり、ISSB は、企業が新たな要求事項への移行を容易にするために、要求事項の適用を開始する初年度にいくつかの救済措置を提供することを決定した。

以下の図 7-1 に示す経過的な救済措置は、企業が IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間において利用できる。企業は、最初の年次報告期間において、これらの救済措置のすべてもしくは一部の利用、またはまったく利用しないことを選択することができる。[IFRS S2.C4, IFRS S2.BC174]

図表 7-1:IFRS S2 号への経過的な救済措置

救済措置項目	IFRS S2 号を適用する最初の年次報告期間に適用される救済措置の内容
比較情報	企業は比較情報の開示を要求されない。[IFRS S2.C3]
GHG プロトコル	企業は、IFRS S2 号の初度適用日の直前の年次報告期間において、GHG 排出量の測定に GHG プロトコル以外の方法を使用した場合、引き続き使用することが認められている。[IFRS S2.C4(a)] 初年度適用日は、企業が IFRS S2 号を適用する報告期間の開始日である。

スコープ 3 の GHG 排出量	企業は、(該当する場合)ファイナンスにかかる排出に関する追加情報を含め、スコープ 3 の温室効果ガス排出量を開示することは要求されない。[IFRS S2.C4(b)]
------------------	---

企業が GHG プロトコルまたはスコープ 3 の GHG 排出量に関する上記の救済措置のいずれかを利用している場合、IFRS S2 は、企業がその救済措置の利用を継続することで、その後の報告期間における比較情報として当該情報を表示することは要求されないことを認めている。[IFRS S2.C5]

この点については、以下の設例 7-1 で詳しく説明されている：

設例 7-1: 比較情報の経過的な救済措置

企業 A は、2024 年 12 月 31 日に終了する年次報告期間から ISSB 基準を初めて適用する。

企業 A は、サステナビリティ関連財務開示の最初のセットにおいて、IFRS S2 号で利用可能な経過的な救済措置のオプションに従い、スコープ 3 の GHG 排出量を開示しないことを選択した。

企業 A は、第 2 のセットである 2025 年 12 月 31 日を期末とする年次報告期間について、スコープ 3 の GHG 排出量を開示することが求められている。しかし、IFRS S2 号の経過的な救済措置に従い、企業 A は、2024 年の比較対象期間のスコープ 3 の GHG 排出量を開示しないことを選択した。

企業 A は、第 3 のセットである 2026 年 12 月 31 日を期末とする年次報告期間における、サステナビリティ関連財務開示において 2026 年の報告期間におけるスコープ 3 の GHG 排出量と、2025 年の比較期間におけるスコープ 3 の GHG 排出量を開示することが求められている。これは、スコープ 3 GHG 排出量に関する経過的な救済措置が、最初の年次報告期間に関連するスコープ 3 GHG 排出量にのみ適用されるためである。

EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーサス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュラランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY 社が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料は、001022-24Gbl の翻訳版です。

ey.com /ja_jp